

# 点検・評価報告書

跡見学園女子大学

# 目次

序章	1
第 1 章 理念・目的	3
第 2 章 内部質保証	10
第 3 章 教育研究組織	25
第 4 章 教育課程・学習成果	32
第 5 章 学生の受け入れ	49
第 6 章 教員・教員組織	60
第 7 章 学生支援	69
第 8 章 教育研究等環境	83
第 9 章 社会連携・社会貢献	94
第 10 章 大学運営・財務	
第 1 節 大学運営	103
第 2 節 財務	114
終章	119

## 序章

大学を巡る状況は、令和 2（2020）年度からの新型コロナウイルスの蔓延とそれに伴う緊急事態宣言により、大学教育が対面からオンラインへ移行することによって大きく変化した。従来の大学教育の課題、つまり教育の大衆化、社会の情報化、そしてグローバル化への対応だけでなく、オンライン教育への対応といった新たな課題への対応が求められている。

跡見学園女子大学は、平成 27（2015）年度に大学基準協会の認証評価を受け、同協会の大学基準に適合していると認定された。その評価結果によると、本学は、シラバス記載内容のチェック体制、学外研究費の獲得、卒業論文の必修化、マネジメント学部における専門教育及び関連書籍の蔵書等の改善・改革に取り組んできており、加えて教員の資質向上の方策として「教員の自己点検評価シート」の開発・運用等の改革に努めてきたことが認められた。しかし、以下の改善点が指摘された：①一部の学部・研究科で適切な定員管理が必要であること、②大学院における学位論文の審査基準を明示すること、③文京キャンパスの図書館の体制を強化すること、④恒常的な検証システムを構築すること。このため、これらの課題を改善するためにも、適切な自己点検・評価の実施に加え、改善につながるシステムを構築し、大学院教育の充実や2つのキャンパスでの教育研究環境の充実を図っていくことが望まれる、と指摘された。

本学では、この指摘に対し、①入学定員に対する入学者数の比率が高い文学部現代文化表現学科は定員管理の厳格化によって改善し、入学定員に対する入学者数の比率が低い大学院マネジメント研究科は外国人留学生入試を開始する等入学者を増やすための努力を行い、②大学院における学位論文の審査基準を作成し、大学院学生便覧に明記し、③文京キャンパスの図書館においては常駐の図書館専任を配置した。④内部質保証については、自己点検・評価推進委員会が全学的な点検・評価を実施し、全学自己点検・評価委員会がこれを検証するという体制を規定する「自己点検・評価に関する規程」を平成 30（2018）年度に制定し、恒常的な自己点検・評価・改善を行う仕組みを導入し、平成 30（2018）年度から年度ごとに評価項目を決めて自己点検・評価を開始した。これらの改善点をまとめた改善報告書を令和元（2019）年 7 月に大学基準協会に提出したところ、引き続き改善に取り組むべきとの指摘があったが、再度報告を求める事項は「なし」であった。なお、引き続き改善に取り組むべきとの指摘事項への対応は第 2 章と関係章で記述している。

今回の点検・評価報告書は、「自己点検・評価に関する規程」に基づき、平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度まで年度ごとに評価項目を決めて実施した自己点検・評価の結果を基に、令和 3（2021）年度に改めて全体を点検・評価した結果をまとめたものである。

本報告書で後述する内部質保証のためにこれまで実施した主な改善点は以下の 4 点である。

第一に、内部質保証の推進のための PDCA サイクルを機能させるためには「方針の明確化」が必要であることから、令和 3（2021）年度に「内部質保証の方針及び手続」（基準 2）、

「大学として求める教員像と教員組織編制方針」(基準 6)、「教育研究等環境に関する方針」(基準 8)、「社会連携・社会貢献の方針」(基準 9)、「大学運営の方針」(基準 10) を制定し、ホームページで公開した。

第二に、内部質保証のための各学部の PDCA サイクルを機能させるため、内部質保証推進組織である学長及び執行部会議のマネジメントの下、令和 2 (2020) 年度から各学部における学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針と教育課程との関連性等の点検・評価を開始した。また、令和 3 (2021) 年度には各研究科においても同様に点検・評価を実施した。

第三に、学園の中期計画(マスタープラン)に基づく本学の事業計画の PDCA サイクルを機能させるため、半期及び年度毎の事業計画の実施状況の調査、点検・評価を自己点検・評価推進委員会が行うこととし、令和 3 (2021) 年度からこれを開始した。

第四に、本学における自己点検・評価の透明性・客観性を高めるために、令和 3 (2021) 年度に外部委員による外部評価委員会を設置した。

本学では、以上のような改善努力の結果、内部質保証推進組織である学長及び執行部会議のマネジメントの下、全学レベルでの PDCA サイクルだけでなく、学部・研究科・附属教育研究機関・事務組織など各組織での PDCA サイクルも、さらには教職員の PDCA サイクルも機能するようになってきている。このように過去 4 年間で本学の内部質保証のための仕組みは大きく改善し、現在では、大学基準に照らして良好であり、本学の理念・目的を実現する取り組みとして概ね適切であると自己評価しているところである。そのような自己評価に至った根拠については、本論の各章において具体的に説明することとしたい。

# 第1章 理念・目的

## (1) 現状説明

点検評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

跡見学園女子大学は、明治8(1875)年に跡見花蹊によって開校された「跡見学校」を前身とし、その教育理念を継承し、昭和40(1965)年に学園創立90周年記念事業として設立された。花蹊の教育理念は、西洋の学問のみに依拠する明治政府の教育方針とは一線を画し、日本の伝統文化を踏まえ、情操教育をも射程に入れた豊かな教養と学問に加えて、自由で批判的精神をも備えた「時代の要求する」女性の人材を輩出することであった(根拠資料 [1-1]、[1-2]【ウェブ】)。このような理念に基づき、本学は教育理念を以下のとおりに定め、公表している(根拠資料 [1-3]【ウェブ】、[1-4] 巻頭カラー【ウェブ】)。

### 跡見学園女子大学教育理念

創立者・跡見花蹊は、日本の誇る伝統文化を踏まえ、豊かな教養と自由な精神を持つ自立した女性を育てようとした。学祖の教育理念を継承する跡見学園女子大学は、時代と社会に対する深い洞察力を養成することが学問の府としての最大の社会貢献であると認識し、実践的な教養を備え、自律し自立した女性を育成するための教育・研究を実現する。

大学の目的については、本学の教育理念を踏まえ、跡見学園女子大学学則第1条に「本学は、跡見学園女子大学と称し、学校教育法の定めるところに従い、学園創立者跡見花蹊の教育精神を継承して有能なる社会人、家庭人たる女性の育成を目的とする。」と規定し、『学生便覧』でも公表している(根拠資料 [1-4] p.250【ウェブ】)。

各学部・学科においても、上記に示した大学の理念・目的を踏まえた「人材養成の目的」を学部・学科単位で学則に定め、公表している(根拠資料 [1-5])。各学部の「人材養成の目的」と教育理念・目的との連関性について、以下に説明する。

### ○文学部

本学では、平成14(2002)年度にマネジメント学部が新設されるまで、文学部のみを設置していた。大学の理念・目的は、文学部のそれと同一であった。文学部は、「人間に関する豊かな学識や技能を備え、自主的に社会の形成に携わることのできる人材の養成を目的」としている(根拠資料 [1-5])。これは、教育理念にある「豊かな教養と自由な精神を持つ自立した女性」の育成を継承するもので、建学の精神を今日に体現するものとなっている。

#### ○マネジメント学部

平成 14 (2002) 年度に開設されたマネジメント学部は、学園創立者跡見花蹊の「時代の急速な進展に応ずる知識・技能の修得」という教育理念を、21 世紀において実践しようとするものであった。本学では、「公行政の管理と私企業の経営の両者を統一的に把握したもの」を「新しいマネジメント」として捉え、この「新しいマネジメント」を担うにふさわしい専門的な知識と技能を具えた女性の養成を目的として、企業・公共・文化の分野を対象とするマネジメント学部を設置した（根拠資料 [1-6]）。同学部は「現代社会における新しいマネジメントの学識や技能を備え、組織・事業運営の基幹分野で意思決定できる人材の養成を目的」としている（根拠資料 [1-5]）。本学の目的は「有能なる社会人」の育成であり、同学部の「人材養成の目的」は大学の目的と連関していると言える。

#### ○観光コミュニティ学部

平成 27 (2015) 年度に開設された観光コミュニティ学部は、「観光とコミュニティに関する新しいデザインの学識や技能を備え、コミュニティの抱えるさまざまな課題を解決し、活性化に貢献できる人材の養成」を目的としている（根拠資料 [1-5]）。それは、平成 23 (2011) 年度の東日本大震災で困難な状況下にある地域コミュニティを再生し活性化させる、自律し自立した女性の養成こそ本学の使命であるとの考えに基づくものであり、その原点は、幕末・明治維新という未曾有の激動期にあって、女性の力で本学園を独自に開学した跡見花蹊の教育理念から着想を得たものである（根拠資料 [1-7]）。

#### ○心理学部

平成30 (2018) 年度に開設された心理学部は、「人の心についての広く深い科学的な知見と技術をもとに、人々の健康的な人生に寄与し、人間関係の理解とスキルを活かした豊かな組織と社会づくりに貢献する人材の養成」を目的としている（根拠資料 [1-5]）。これは、本学の教育理念を「心理学」を通して具現化したものである。心理学部は、平成14 (2002) 年度に設置した文学部臨床心理学科を母体としている。文学部臨床心理学科では、スクールカウンセラー養成を視野に入れ、心理学、臨床心理学及びその隣接領域に関する幅広い知識、技術、態度の修得を目指してきた。しかし、時代はさらに変化し、人々の心の問題も多様化、複雑化している中で、教育課程の拡大・充実が求められ、心理学部が開設されるに至った（根拠資料 [1-8]）。それは教育理念にある「時代と社会に対する深い洞察力を養成」を継承し、具現化した結果と言える。

次に、大学院の目的については、跡見学園女子大学大学院学則第 2 条に、「本大学院は、学校教育法その他の法令の定めるところに従い、学園創立者跡見花蹊の教育精神を継承して、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定し、大学の目的と同様に『大学院学生便覧』でも公表している（根拠資料 [1-9] p.57【ウェブ】）。

各研究科・専攻においても、上記に示した大学院の目的を踏まえた「人材養成の目的」を研究科・専攻単位で定め、各専攻の目的については大学院学則に規定されている（根拠

資料 [1-9] p.57【ウェブ】)。各研究科・専攻の「人材養成の目的」と教育理念との連関性について、以下に説明する。

#### ○人文科学研究科

平成17（2005）年度に文学部（人文学科・臨床心理学科）を基礎学部として、大学院修士課程を設置し、人文科学研究科に日本文化専攻・臨床心理学専攻を置いた。各専攻の人材養成の目的は次のとおりである。

##### ① 日本文化専攻

日本文化専攻は、「社会の諸分野において日本文化の進展に貢献できる高度な知識と教養を具えた研究者を養成するとともに、日本文化に関わる諸分野において指導的な役割を果たし、外国との文化交流に携わりうる高度な専門的知識人を養成する」ことを目的としている（根拠資料 [1-9] p.61【ウェブ】）。これに基づき同専攻は「日本思想、日本芸術、日本民俗・社会、日本文学」の四領域を設定し、すべての領域にまたがる日本文化の形成過程を広く学びつつ、個々の領域における専門的な研究を深めることを教育理念としている。つまり、日本文化という共通の問題設定のもとに、思想・芸術・民俗・社会・文学というより専門的基盤に立脚して研究ができるようにし、スペシャリストであると同時に、広い視野から物事を捉え、考察を深めることのできるゼネラルな研究者・専門家の養成を目指すところに独自性をおいている。それは、日本文化の多様性を個別的かつ横断的に研究することによって、高度な社会的専門領域で活躍できる専門職業人の育成と、自らの見方を世界に発信できる国際化時代にふさわしい人材の育成を意図しており、それは大学院の目的に合致したものである。

##### ② 臨床心理学専攻

臨床心理学専攻は、「臨床心理学とその関連分野において実践的な教育と研究を通じ、高度な専門知識を修得させるとともに、職業人として自律した心理臨床家を養成する」ことを目的としている（根拠資料 [1-9] p.61【ウェブ】）。これに基づき同専攻は、保健医療分野、福祉分野、教育分野、司法・犯罪分野、産業・労働分野などの幅広い分野にかかわる心理学、臨床心理学ならびにその関連分野の知識と技能を備え、人間尊重の精神、高度な倫理観と科学的態度を修得することを教育目標としている。幅広い分野で活躍する、職業人として自律した心理臨床家（公認心理師、臨床心理士）を養成するという目的は、心理職へのニーズの高まりという社会情勢に鑑みて、社会的要請にも応えるものとなっており、同専攻の目的は、大学院の目的に沿ったものである。

#### ○マネジメント研究科

平成18（2006）年度には、マネジメント学部を基礎学部として、大学院修士課程を設置し、マネジメント研究科マネジメント専攻を置いた。マネジメント研究科は、本学の教育理念・目的を踏まえ、研究科としての人材養成の目的を「マネジメントに関する高度な知識と教養をそなえ、研究の成果を社会に還元できる専門的知識人を養成する」と定

めている（根拠資料 [1-9] p.61【ウェブ】）。専攻の人材養成の目的は次のとおりである。

#### ① マネジメント専攻

マネジメント専攻は、「実践的で総合的なマネジメント・マインドを十分に具え、多様な職業領域で指導的役割を果たし、そこで高度なマネジメント能力を実際に発揮することのできる人材を養成する」ことを目的としている（根拠資料 [1-10] p.11【ウェブ】）。これに基づき同専攻では、マネジメントのさまざまな領域を「マネジメント通論」で幅広く、深く学ぶとともに、時代の要請でもある「リスクマネジメント」に関する高度な専門的研究を行っている。現代における社会的課題に応えることを教育理念としており、それは、大学院の目的に沿ったものである（根拠資料 [1-10] p.11【ウェブ】）。

以上のとおり、本学の教育理念・目的は適切に設定されており、それを踏まえ、学部においては各学部・学科ごとに、大学院においては各研究科・専攻ごとに、教育研究上の目的と人材養成に関する目的は適切に設定されている。

#### **点検評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規 則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表し ているか。**

**評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示**

**評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表**

大学の理念・目的及び学部・学科、研究科・専攻の目的等については、『学生便覧』や本学ホームページに明示し、公表している（根拠資料 [1-4] 巻頭カラー【ウェブ】、[1-10] p.3、p.7、p.11【ウェブ】）。

また、教育理念の社会への発信、教職員や在学生の理解促進、受験生や保護者への周知等に向けた本学独自の取り組みも行っている。その活動を以下に説明する。

#### ① 跡見花蹊の教育観

学園創立者跡見花蹊の教育観には、日本文化に根差した教養の重要性、そしてそれに基づく「自律し自立した女性」の育成といった理念がある。明治という近代日本の黎明期に、女性に自律と自立を求め、その基礎に日本的教養の修得を求めたことに注目すべきである。花蹊の場合、「女性を一人の人間」として捉え、日本的教養の修得をもって自律し自立した生き方を求めている。



## ②建学の精神と自校史教育

現在、跡見学園女子大学では、1年次の必修科目として「花蹊の教育とライフプラン・キャリアプラン」を開講している（根拠資料 [1-11]）。そのうちの「花蹊の教育」は、跡見花蹊の生涯と教育理念を学ぶことによって、大学の建学精神とその現代的意義を理解することに主眼が置かれている。『跡見花蹊 女子教育の先駆者』（ミネルヴァ書房）は、この授業の教科書として著された書籍であるが、同時に広く多くの人びとにも「跡見花蹊」という人物と教育理念を知ってもらうことを目的として刊行された（根拠資料 [1-12]）。

同書は、第1章 跡見花蹊の誕生、第2章 幕末・維新の動乱のもとで、第3章 教育者花蹊、第4章 生涯と功績と、第5章 花蹊が遺したもの/花蹊を継ぐもの、の全5章から成る。同書は、跡見学園の創立者として、そして近代日本の女子教育界に大きな足跡を遺した人物として、跡見花蹊の個性的で魅力的な生涯に迫った書である。本書の学びを通じて、跡見花蹊に対する学生たちの認識の深まりや花蹊の教育理念への理解の促進、跡見学園女子大学で学ぶことに対する誇りの醸成を目指している。

## ③花蹊記念資料館での研究の蓄積と成果の公開

学園創立者跡見花蹊に関する専門の教育研究機関である花蹊記念資料館は、幕末・明治期以来の我が国の女子教育のあり方を実証的に研究する拠点研究施設であり、年5回の企画展示のうち3回を花蹊の業績を再考する企画にあてている。一例として、近年の展覧会のうち、「跡見花蹊の横顔－明治初期における跡見学校と清国とのかかわり」（平成30(2018)年）では、明治10(1877)年に花蹊が跡見学校の生徒たちをつれて初代清国公使の何如璋らと書画を通じて交流した史実を中心に、当時の跡見学校の生徒の様子や教育方法が紹介された（根拠資料 [1-13]）。また、令和元(2019)年に開催された2つの展覧会「地図でたどる跡見花蹊の歩み展」、「明治のメディアが捉えた跡見花蹊展」では、跡見学校設立に至る花蹊の歩みやそのひととなり、皇室との関わりを示す歴史資料とともに、明治の新聞を中心としたメディアが、跡見花蹊をいかに捉えていたかという点についても新たな光を当てたものとなった（根拠資料 [1-14]）。

## ④建学の精神と学内外への広報

本学の理念や教育目標を学内の教職員及び学生のほか社会に対して発信し、広く浸透させることを目的として、平成31(2019)年4月に大学の広報室が新設された。それとともに、学内の各部署（広報室、入試課、就職課）の職員、学内の教員、外部の広報専門家による9名からなる広報プロジェクトチームが発足し、本学の広報活動のあり方について検討を重ねた（根拠資料 [1-15]）。たとえば、本学の教育理念にある「自律し、自立した女性」とはどのような女性をイメージしているのか、という点についても、各教職員によって異同がある。そのため、大学の全教職員に対し、「跡見の魅力や強みを表すキーワードは？」などについてのアンケート調査を実施し、大学の理念や教育目的について、学内の人たちとともに検討・討議した。

こうして策定された「どんな未来にでも、美しく生きていける人へ。」というキャッチフレーズとメッセージは、大学ホームページの「大学紹介；跡見学園女子大学の特色」トップに掲載され（根拠資料 [1-16] 【ウェブ】）、広く周知が図られている。また、跡見花蹊の

教育者としての功績や教育理念をまとめた動画を作成（令和2（2020）年3月完成）し、ホームページで公開している。さらに、入学前オリエンテーション、オープンキャンパスにおいて上映し、学生や受験生、保護者、教職員に、学園創立者跡見花蹊の教育理念が今もなお引き継がれていることを周知徹底させる有効な手段として活用されている（根拠資料 [1-17]【ウェブ】）。

#### ⑤その他

受験生に向けては、『大学案内』、『大学院案内』で、学園創立者跡見花蹊の教育や芸術家としての経歴も交えながら、本学の教育理念をより分かりやすく紹介している（根拠資料 [1-10] p.1-2【ウェブ】、[1-18] p.14-15【ウェブ】）。オープンキャンパスでは、毎回プログラムの最初に行う大学説明で、学園創立者跡見花蹊の紹介とそれに基づく本学の教育理念を伝え、受験生や保護者の理解と共感を得るように努めている（根拠資料 [1-19]）。

### **点検評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。**

#### **評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定**

学校法人跡見学園(以下「学園」という。)は、本学、中学校高等学校及び法人事務局からなる女子教育機関であり、学園創立者跡見花蹊の理念を基に、教育のミッションとビジョンを掲げ、それを実現するための方針と計画を立案・決定した。これに従って各教育機関が実行する事業を監督することによって、学園全体として教育目標をより効果的に達成する体制を構築している。

学園では、令和7（2025）年度に迎える「学園創立150周年」に向けて中期計画「ATOMI PLAN 2025～2025年に向けての中期計画～」（以下「マスタープラン」という。）を策定し、令和2年（2020）年2月25日に、理事会・評議会にて報告している（根拠資料 [1-20]）。その計画期間は令和2（2020）年4月から令和7（2025）年3月（令和6（2024）年度末）までの5年間である。このマスタープランは、学園のミッションとビジョンのもと、学園として取り組むべき課題を提示し、全教職員による共有と協働による学園運営を推進していくためのツールと位置付けている。学園のミッションとは、「豊かな教養と高い人格をもち、時代の要請に応える女性を育成し、もって社会に貢献すること」、ビジョンは、「夢を実現するフィールドを提供すること」であり、学園創立者跡見花蹊の教育理念を踏まえて設定されている。

マスタープランは、「教養人の育成を通して、社会へ貢献する」という経営理念に基づき、①教育の質的向上と教育環境の充実、②キャンパス整備、③財務健全性、④経営改革の4つの柱からなっており、その中で本学の中期計画が定められている。

以上のように、本学では、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策は

本学を含む学園全体のマスタープランの中で設定されている。

## (2) 長所・特色

本学では学園創立者跡見花蹊が掲げた教育理念に基づき、大学の目的や各学部・学科の「人材養成の目的」が設定され、大学院においても同様に、大学院の目的や各研究科・専攻の「人材養成の目的」が設定されている。それらの内容は、上述のように、『学生便覧』、『大学院学生便覧』や本学ホームページに明示し、公表されている（根拠資料 [1-4] 巻頭カラー【ウェブ】、[1-9]【ウェブ】巻頭カラー）。受験生に対しては大学ホームページの「大学紹介」で建学の精神や教育理念を紹介している。その他、オープンキャンパスでの説明や『大学案内』等によっても理念・目的の周知をはかっている（根拠資料 [1-18] p.14-15【ウェブ】）。

教育理念に基づく大学の目的や各学部・学科の「人材養成の目的」の設定という観点から、長所・特色として挙げられるのは、建学の精神や教育理念の学内外への浸透を図るため、学生に対しては、学園創立者跡見花蹊の生き方や教育理念を学ぶ必修の授業科目（「花蹊の教育とライフプラン・キャリアプラン」）を開講し、本学教員が執筆した『跡見花蹊 女子教育の先駆者』（ミネルヴァ書房）を教材として使用していることである（根拠資料 [1-12]）。これによって在学生の花蹊と教育理念の理解に資しているところである。

また、花蹊記念資料館についても同様のことが当てはまる。資料館は、学園創立者花蹊が目指した女子教育を実際にどのように展開していったかを示唆する資料（写真資料、文字資料）、もしくは書（とりわけ教育的な教訓・箴言を記した作品）を収蔵する本学唯一の施設であり、収蔵資料の研究に基づいた新たな視点による花蹊の業績の再検討、大学の理念・目的の検証、周知に貢献することが期待されるからである。

## (3) 問題点

なし。

## (4) 全体のまとめ

本学では、本学の教育理念を踏まえた大学の理念・目的は、適切に設定されている。各学部・学科、各研究科・専攻においても、大学の目的を踏まえた「人材養成の目的」を学部・学科、研究科・専攻単位で学則・大学院学則に適切に定めている。また大学の理念・目的、学部・学科、研究科・専攻の目的等については、『学生便覧』、『大学院学生便覧』や本学ホームページに明示し、公表している。

将来を見据えた中・長期の計画は、学園のマスタープランとして設定している。

以上のことから、本学では、理念・目的は適切に設定され、それらを実現するための施策を中期目標・計画に定めている。

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

#### <内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示>

##### ○内部質保証に関する大学の基本的な考え方

本学では、内部質保証における恒常的な検証体制を構築するため平成30（2018）年度に「自己点検・評価に関する規程」を制定し、「自己点検・評価は、本学の設置の理念及び目的に照らし、教育研究水準の維持・向上及び社会貢献に資するため、本学の教育研究等の不断の改善及び改革を図ることを目的とする。」（第2条）と定めた。このように内部質保証という用語は用いていないが、自己点検・評価は内部質保証を目的していることは明らかである。しかし、内部質保証に関する方針や手続きは明文化していなかった。

このため、本学では、「内部質保証の方針と手続き」を令和3（2021）年度に制定し、その中で内部質保証の考え方として、「本学の理念・目的・教育目標を実現するために、教育研究をはじめとする本学の諸活動について方針・計画を立て、実施し、自己点検・評価を行い、その結果を踏まえて、教育研究等の質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進する。」と定めた。このことによって、本学の内部質保証の基本的な考え方は明示されている（根拠資料 [2-1] 【ウェブ】）。

##### ○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

本学は4学部8学科・大学院2研究科3専攻で構成されているものの、1学部からスタートした中規模の大学であり、長年にわたって大学運営の方針や計画は、学長が執行部会議（毎週1日定例で開催）で協議し、重要事項は大学評議会（月2回開催）の議を経て学長が決定し、それに従って学部・研究科等や事務組織が教育や業務を実施することによって大学運営に当たってきている。

執行部会議は「大学の管理及び運営の実施に関する事項を協議する」ための学内組織であり、学長・副学長、学部・研究科等、事務局長及び各事務組織の長が構成員となっており、学長が議長を務め、副学長が議事進行している。執行部会議の設置・運営に関する学長方針4. では「学長は、執行部会議における協議内容を踏まえて、学部、附属教育研究組織、事務部局を指揮監督する」と規定している（根拠資料 [2-2]）。すなわち、本学の全

学的な教学マネジメントは、学長及び執行部会議がその推進の責任を担っている。

内部質保証についても、本学では、学長及び執行部会議で方針や計画を協議し、重要事項は大学評議会の議を経て学長が決定し、それらに従って学部・研究科等や事務組織が教育や業務を実施し、自己点検・評価を行い、その結果に基づき改善を図ってきている。このため、「内部質保証の方針と手続き」においては、全学の内部質保証を推進する組織は、学長及び執行部会議であると規定し、内部質保証活動の手続きと学内組織の権限・役割分担を定めている。

本学では、学長及び執行部会議によるマネジメントに基づき自己点検・評価を実施するための組織は2つある。一つは、「自己点検・評価に関する規程」によって設立された自己点検・評価推進委員会であり、自己点検・評価を行い、その結果を基に自己点検・評価報告書原案を作成する組織である。二つ目は、大学評議会の下に設置されている全学委員会の一つである全学自己点検・評価委員会である。同委員会は、自己点検・評価推進委員会が作成した上記の報告書原案を検証することがその主な役割である。これらの2つの組織により、平成30(2018)から令和3(2021)年度までの4か年で大学基準協会の大学基準に従った自己点検・評価を実施した(後述)。これらの自己点検・評価の結果を基に学長及び執行部会議は改善を推進してきている。

以上のように、本学の内部質保証の責任を負う組織の権限と役割、学部・研究科等との役割分担は明確であり、適切であると判断できる。

跡見学園女子大学の内部質保証システムは、図2-1のとおりである。

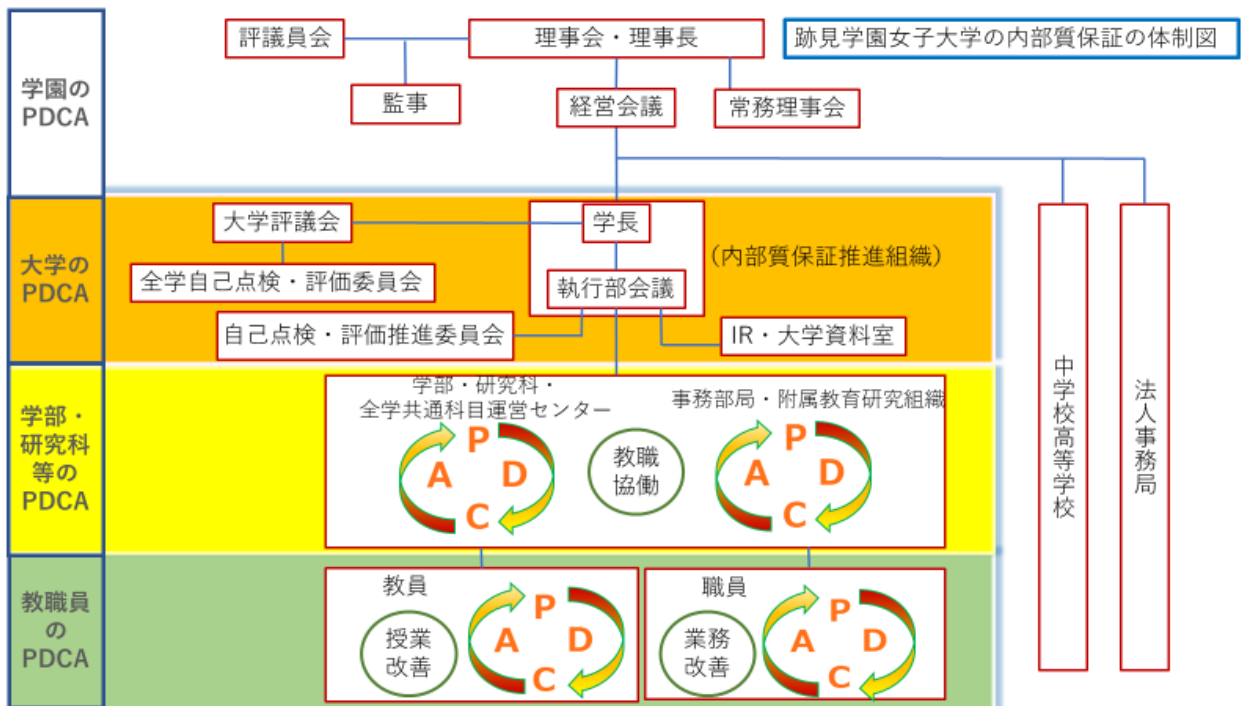


図 2-1 跡見学園女子大学の内部質保証の体制図 (根拠資料[2-3])

○教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針 (PDCA サイクルの運用プロセスなど)

学園及び本学の PDCA サイクルは、①学園の PDCA サイクル、②大学の PDCA サイク

ル、③学部・研究科等の PDCA サイクル、④教職員の PDCA サイクルの 4 段階で運用している。なお、上記③の学部・研究科等には、教育研究部門である学部・研究科・全学共通科目運営センター、それ以外の附属教育研究組織（図書館、花蹊記念資料館、情報メディアセンター、心理教育相談所、地域交流センター）及び各事務部局が含まれる。

## 跡見学園女子大学内部質保証プロセス図

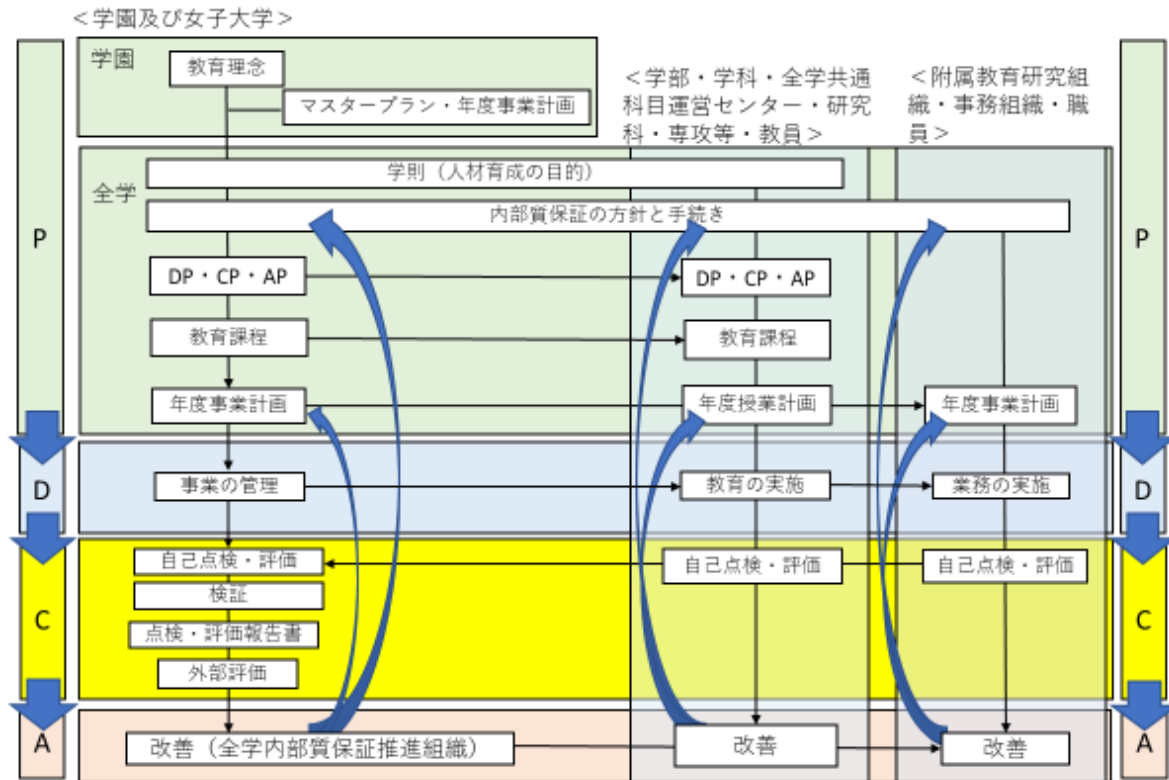


図 2-2 跡見学園女子大学内部質保証プロセス図（根拠資料[2-4]）

学園の事業は、学園のマスタープランに従って実施している。学園のマスタープランでは、毎年度の事業計画をそのアクションプランと位置付けている。学園の年度事業計画には、学園内の各構成機関（大学、中学校高等学校、法人事務局）のそれぞれの事業計画が含まれており、それに基づいて各機関が運営や教育活動を行っている。各構成機関の事業実施状況は学園の経営会議（毎週開催）に随時報告され、問題点があればその改善策が討議され、解決が図られている（学園の PDCA サイクル）。

本学では、学園のマスタープラン及び年度事業計画の下で、学長は、執行部会議での協議結果を基に大学評議会の議を経て各種方針及び年度事業計画を決定し、それに基づいて学部・研究科等や事務組織が教育や業務を実施し、その実施状況を点検・評価し、改善を推進している（本学の PDCA サイクル）。

また、各学部・研究科等や事務組織では、全学の各種方針及び年度事業計画に従って教育・業務を実施し、それを自己点検・評価し、改善を推進している（学部・研究科等の PDCA サイクル）。

教員は、本学の教育課程に基づいて配分される授業科目を担当し、シラバスを作成し、

それによって授業を実施し、学生からの授業評価を参考とし、また「教員の自己点検評価シート」の作成を通じて自己点検・評価を行い、その結果に基づき授業の改善を図っている。職員は、所属する事務組織の中で担当業務改善のための PDCA を実施している（教職員の PDCA サイクル）。

自己点検・評価推進委員会は本学の PDCA サイクルの点検・評価を行い、その結果を基に自己点検・評価報告書原案を作成している。全学自己点検・評価委員会はその原案を検証している。全学内部質保証推進組織である学長及び執行部会議は、その点検・評価結果を基に改善を推進している。なお、令和 3（2021）年度には点検・評価の客観性と妥当性を高めるため外部評価委員会を設置した（根拠資料 [2-5]）。

以上のように、学園、大学、学部・研究科等、教職員の PDCA サイクルの運用プロセスは適切に定められている。

## **点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。**

**評価の視点 1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備**

**評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成**

### **<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備>**

本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は学長及び執行部会議である。

既述のとおり、本学では、学長及び執行部会議で方針や計画を協議し、重要事項は大学評議会の議を経て学長が決定し、それらに従って学部・研究科等や事務組織が教育や業務を実施し、自己点検・評価を行い、その結果に基づき改善を図ってきている。

内部質保証活動のうちの点検・評価については、学長及び執行部会議によるマネジメントの下、平成 30（2018）年度からは「自己点検・評価に関する規程」に基づき、自己点検・評価推進委員会が自己点検・評価を行い、全学自己点検・評価委員会がその検証を行い、その結果を基に学長及び執行部会議が改善を図る体制を整えた。なお、令和 3（2021）年度には外部評価委員会を設置した（根拠資料 [2-5]）。

以上のことから、本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は適切に整備されていると評価している。

しかし、第 4 章で詳述するように、今後の内部質保証の更なる推進のためには定量的な学習成果を測定する指標が求められるなど知識や専門性の拡充が必須である。今後それらに対応するとともに、内部質保証システムをより有効に機能させるために、内部質保証を目的とする新たな全学内部質保証推進組織である「内部質保証委員会」を令和 4（2022）年度に設立する予定である（根拠資料 [2-6]）。

### **<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成>**

執行部会議は、学長（議長）、副学長、学部長・研究科長（4 名）、全学共通科目運営センター長、図書館長、教務部長、学生サポートセンター長、入試部長、就職部長、事務局長、

情報メディアセンター長、花蹊記念資料館長、心理教育相談所長、地域交流センター長、広報室長の 18 名で構成されている（根拠資料 [2-7] p.8）。

なお、副学長は、学長を補佐し、内部質保証の推進のための実務を統括している。

自己点検・評価推進委員会は、学長（IR・大学資料室長兼務）、副学長、学部長・研究科長（4 名）、全学共通科目運営センター長、図書館長、情報メディアセンター長、教務部長、学生サポートセンター長、入試部長、就職部長、事務局長、花蹊記念資料館長、心理教育相談所長、地域交流センター長、広報室長の 18 名、実務委員として、各学部の教員 9 名、各事務部局の職員 12 名で構成され、教職協働で運営している（根拠資料 [2-7] p.4-5、[2-8]）。

全学自己点検・評価委員会は、学長が委員長として指名する教員及び学部自己点検・評価委員会の委員長並びに自己点検・評価を担当する大学評議員によって構成されている（根拠資料 [2-7] p.1）。

以上のとおり、本学の内部質保証の推進に責任を負う学長及び執行部会議、自己点検・評価のための 2 つの組織は、学内のすべての部門の関係者が参加する仕組みとなっており、学長のリーダーシップのもとに全学的な内部質保証を推進する体制が整備されている。

### **点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。**

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

#### **<学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定>**

本学では、学部の教育理念及び学則第 1 条に明記された人材育成の目的（第 1 章で記述）を基に、学部の学位授与方針（以下「DP」という。）、教育課程の編成・実施方針（以下「CP」という。）及び学生の受け入れ方針（以下「AP」という。）（以下 DP、CP、AP を合わせて「3 つのポリシー」という。）を定めることとしている。また、大学院については大学院学



則第5条第2項に明記された人材育成の目的を基に3つのポリシーを定めることとしている。

さらに、各学部・学科、各研究科・専攻では、学部・大学院の3つのポリシーや学則に明記された各学部・学科、各研究科・専攻の人材養成の目的に基づき、それぞれ3つのポリシーを定めることとしている。(根拠資料 [2-9]【ウェブ】)

以上のことから、3つのポリシーを策定するための基本的考え方は適切に設定されているといえる。

### ＜方針及び手続に従った内部質保証活動の実施＞

本学では全学的な自己点検・評価として、「自己点検・評価に関する規程」に基づき自己点検・評価推進委員会が平成30(2018)年度以降、下記のとおり毎年度大学基準に基づく評価項目を定めて自己点検・評価を行い、その結果は全学自己点検・評価委員会が検証している(根拠資料 [2-10]、[2-11]、[2-12]、[2-13]、[2-14]、[2-15]、[2-16]、[2-17])。

年度	評価項目
平成30 (2018)年度	(基準2) 内部質保証 (基準6) 教員・教員組織
令和元 (2019)年度	(基準1) 理念・目的 (基準3) 教育研究組織
令和2 (2020)年度	(基準4) 教育課程・学習成果 (基準5) 学生の受け入れ (基準7) 学生支援 (基準8) 教育研究等環境 (基準9) 社会連携・社会貢献 (基準10) 大学運営・財務

これらの結果は、大学評議会に報告され、学内で共有されており、現在はデジタル化され教職員が容易に資料を確認することができる(根拠資料 [2-18])。また、令和3(2021)年度には、自己点検・評価推進委員会が大学基準全体として自己点検・評価を実施し、その結果を全学自己点検・評価委員会が検証した(根拠資料 [2-19])。

全学内部質保証推進組織である学長及び執行部会議は、これらの自己点検・評価の結果明らかになった問題点を解決するため、全学的な改善を推進している。その改善の事例は後述する。

これらの内部質保証活動の手続きは「内部質保証の方針と手続き」で明文化され、制度化されている。

このように本学においては、制定された方針と手続きに基づき、全学的に自己点検・評価を行い、その結果を基に改善を図る内部質保証活動が行われている。

### ＜全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み＞

第4章で詳述されているように、本学では全学の教育課程における各学部・研究科等の教育課程及び年度計画(授業計画)は、全学内部質保証推進組織である学長及び執行部会

議による大学全体の教学マネジメントの下で学部学務委員会が立案し、全学教務委員会による全学的な計画案の作成、大学評議会の議を経て、学長が決定している。このように決められた各学部・研究科等の年度計画は、各学部・研究科等が実施し、自己点検・評価を行い、それらの結果を基に改善を推進している。

このように、本学では、各学部・研究科等の教育の PDCA サイクルは、全学内部質保証推進組織による大学の教学マネジメントの下で機能している。

### **<学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施>**

第 4 章で詳述されているように、各学部・研究科等においては、全学的な授業計画の中で学部・研究科等の授業計画を毎年度作成し、実施し、その結果を基に教育課程及びその内容・方法の適切性について点検・評価を行い、改善を図るという PDCA サイクルを機能させている。また、ほぼ 4 年ごとに全学的な教育課程の見直しのため、教育課程の適切性について点検・評価を行い、その結果を基に次期教育課程の中で改善を図ってきている。このほか、学生サポートセンター（第 7 章）、図書館（第 8 章）、情報メディアセンター（第 8 章）、地域交流センター（第 9 章）、心理教育相談所（第 9 章）などの組織では毎年度継続的に事業の点検・評価を行い、改善を図っている（それぞれ章の記述を参照）。

これらに加え、学長及び執行部会議のマネジメントの下で、各学部では、令和 2（2020）年度秋学期から教育の自己点検・評価を開始した（根拠資料 [2-20]）。令和 2（2020）年度の点検・評価のテーマは、「3つのポリシーに基づく教育の展開」、「客観的な調査データを教学の改善に繋げる PDCA サイクルの確立」及び「目に見えないカリキュラムの充実」であった。「目に見えないカリキュラム」とは、正課の教育課程以外でのクラブ活動、サークル、ボランティア等の課外活動や国際交流などのことである（根拠資料 [2-21]）。このような各学部の自己点検・評価は令和 3（2021）年度以降も毎年実施する予定である。

以上のように、本学では、各学部・研究科等で毎年度点検・評価を行っている。

また、令和 3（2021）年度には各研究科においても同様に点検・評価を実施した（根拠資料 [2-22]、[2-23]）。

### **<学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施>**

全学内部質保証推進組織である学長及び執行部会議は、自己点検・評価活動を含めた内部質保証活動の全体をマネジメントしている。学部・研究科等は、そのマネジメントの下で自己点検・評価を行い、その結果を踏まえ改善を推進している。

最近の事例では、上述の令和 2（2020）年度秋学期の各学部の自己点検・評価の結果、改善点として「シラバスにおける授業科目と DP との関係の明示」や「学修ポートフォリオの活用」などが挙げられた（根拠資料 [2-21]）。これを受けて、全学内部質保証推進組織である学長及び執行部会議は、これらの課題を解決する方法を検討するために、大学評議会の議を経て、全学教育・研究支援委員会に対し改善策の検討を諮問し（根拠資料 [2-24]）、その諮問に応じて提出された答申を基に、学部ごとに「卒業論文・卒業研究」の審査基準を作成した（根拠資料 [2-25]）。

以上のように、本学では全学内部質保証推進組織である学長及び執行部会議のマネジメントの下で、各学部・研究科等における点検・評価を計画的に行い、その結果を基に改善

を推進している。このことから、学部・研究科等の改善・向上は計画的に実施されている。

## ＜行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応＞

### ○行政機関からの指摘事項に対する対応

本学では新学部等の設置後において、完成年度まで設置計画履行状況等調査報告書を適切に作成して文部科学省に提出している。近年の調査結果では、平成 28（2016）年度と平成 29（2017）年度に観光コミュニティ学部（平成 27（2015）年度開設）の入学定員管理の問題で「改善意見」が付された（基礎要件確認シート表 3）。その後、入試部を中心にその改善に取り組み、完成年度を迎えた平成 30（2018）年度には適切な状況となった。（大学基礎データ表 2、表 3）

### ○認証評価機関からの指摘事項に対する対応

認証評価機関からの指摘事項については、全学的に情報が共有され、関係各部署や委員会を中心に改善に努めている。

平成 27（2015）年度に大学基準協会による認証評価を受けた際には、「教育内容・方法・成果」、「学生の受け入れ」、「教育研究等環境」、「内部質保証」の 4 つの努力課題が付されたが、これらの対応状況については「改善報告書」に取りまとめ、平成 31（2019）年 7 月に同協会に報告した。

その後、令和 2（2020）年 3 月にフィードバックされた当該報告書の検討結果においては「今後の改善経過について再度報告を求める事項はなし」との報告を受けている（根拠資料 [2-26]）。ただし、以下に示す改善が不十分な事項については、更なる対応が求められた。

第一に、人文科学研究科及びマネジメント研究科において、各研究科の修士論文審査基準を見直すこと。これに対する対応は第 4 章で記述している。

第二に、学生の受け入れについては、マネジメント研究科では、収容定員に対する在籍学生数比率の改善が望まれること。これに対する対応は第 5 章で記述している。

第三に、文京キャンパスの図書館に、専門的な知識を有する専任職員が配置されているが、当該職員は地域交流課と兼任であることから、運営体制の更なる充実が望まれること。これに対する対応は第 8 章で記述している。

このように、指摘された事項に関する本学における改善については、いずれも対応できている。

以上のことから、行政機関及び認証評価機関からの指摘事項には適切に対応している。

## ＜点検・評価における客観性、妥当性の確保＞

本学の点検・評価における客観性、妥当性の確保に向けた取り組みとして、全学的な自己点検・評価を行う自己点検・評価推進委員会と全学自己点検・評価委員会の 2 つの委員会の役割を明確に分けていることが挙げられる。自己点検・評価推進委員会は各部署の事業を実施している者が行う自己点検・評価であり、それに対し全学自己点検・評価委員会の委員は事業を直接実施する立場でない者が任に当たっている。そのため客観的な立場か

らその検証を行うことができる。このため、この2つの委員会の委員は重複しないよう配慮している（根拠資料 [2-7]）。

更なる客観性、妥当性の確保のため、令和3（2021）年1月には、学園監事による本学の教学監査が行われ、その結果、監事からは、全学共通科目と学部専門科目の重複の整理、教育の中に社会的体験・学習を取り入れること、情報教育の推進などの改善点の指摘があった（根拠資料 [2-27]）。この改善のためには学部の教育課程の変更が必要であることから、令和6（2024）年度から開始する新しい教育課程の検討の中でこの点の改善が検討されている。また、令和3（2021）年度に外部委員による外部評価委員会を設置した（根拠資料 [2-5]）。

以上のことから、点検・評価における客観性・妥当性は確保されているといえる。

### ＜新型コロナウイルス（COVID-19）への対応・対策＞

本学は、新型コロナウイルスの感染拡大に対処するため、学長を座長とし学内の専門家・関係者で構成する「新型コロナウイルス緊急対策委員会」を設置し（根拠資料 [2-28]）、感染防止対応策を検討し、授業形態を検討してきた。また、IR・大学資料室がオンライン授業の実施を可能にするための学生の情報通信環境の実態把握のための調査を行い、本学における対策の検討においてその情報が活用された（根拠資料 [2-29]）。

令和2（2020）年度当初は、学生の集団感染を防ぐため、入学式など学内行事を中止し、授業開始時期を延期し、5月11日から全面的な遠隔授業を開始した（根拠資料 [2-30]）。その実施に際しては、学生に対しては、「オンライン授業学生支援窓口」を開設して、学生の質問や要望に対応した。また、学園では、すべての学生に修学支援金（5万円）を支給し、経済的支援を行った（根拠資料 [2-31]）。

その後、令和2（2020）年度秋学期はほぼ全面遠隔授業で一部対面授業を実施し、令和3（2021）年度春学期は学生の学籍番号で偶数・奇数に分けての対面・遠隔のハイブリッド授業形態を基本とした。

教員は、遠隔授業のために Teams 等のソフトや各種機器の使用法の修得に努め、全学・学部ではそのためのFD研修が行われた。また、「授業力向上のための教員有志による交流サイト」が自主的に数名の教員によって立ち上がり、兼任教員を含む教員間でオンライン授業に必要な多様な情報交換が行われるようになった（根拠資料 [2-32]）。

令和3（2021）年度春学期の授業に対する調査では、コロナ禍の拡大期であったにも関わらず、教員は、質の高い授業を実施することが出来たと感じる者が多かった。また、学生の満足度は、全学年ともに全体として満足している者が多かった（根拠資料 [2-33]）。

このようなことから、本学の新型コロナウイルス対応は、適切であったと評価できる。

**点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

**評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表**

**評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性**

**評価の視点 3：公表する情報の適切な更新**

### ＜教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表＞

平成 23 (2011) 年 4 月の学校教育法施行規則等の一部改正により大学の教育関連情報の公開が義務づけられた。これら法令に基づき、本学ホームページには、Ⅰ.教育研究上の基礎的な情報(学部・学科・研究科・専攻ごとの名称及び教育研究上の目的など)、Ⅱ.修学上の情報(教員組織・各教員が有する学位及び業績、入学者数・収容定員・在学者数・卒業(修了)者数・進学者数・就職者数など)、Ⅲ.財務情報(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表など)を公表している(根拠資料 [2-34] 【ウェブ】)。

情報の公表に関する詳細は下記のとおりである。

#### ○教育研究活動の状況の公表

専任教員個人の教育研究活動について、本学では学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 号に定められた「教育組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること」に関する情報だけでなく、「学会および社会における活動」や「補助金受給状況」などについてもホームページ上での公表を義務付けている(根拠資料 [2-35] 【ウェブ】)。

また毎年度、前年度の各教員の研究・教育活動及び学術的社会活動の業績、並びに研究助成による成果及び公開講座の状況を記した『学術年報』を発行し、他大学や外部機関等にも配付をしている(根拠資料 [2-36])。

#### ○自己点検・評価結果の公表

本学は、平成 27 (2015) 年度に大学基準協会より「大学評価(認証評価)」を受け、大学基準に適合していることが認定された。その際に提出した「自己点検・評価報告書(平成 26 (2014) 年度)」及び「跡見学園女子大学に対する大学評価(認証評価)結果」をホームページ上に公表している(根拠資料 [2-37] 【ウェブ】)。自己点検・評価報告書については、冊子にして全教員に配付をしている(根拠資料 [2-38])。

#### ○事業・財務情報等の公開

本学ホームページ上には、法令で定められた財務情報に加え、学園の事業計画書・事業報告書も掲載しており、学園のガバナンス、財務、人事、教学等における現状や課題及び今後の見通しを広く社会に公表している。なお、過年度の情報も閲覧可能であり、事業計画書は平成 20 (2008) ～令和 3 (2021) 年度、事業報告書は平成 18 (2006) ～令和 2 (2020) 年度、財務情報は平成 17 (2005) ～令和 3 (2021) 年度までの情報を公開している(根拠資料 [2-39] 【ウェブ】)。

また、毎年度 7 月と 1 月に学園情報誌『Blossom (ブロッサム)』を作成し、大学を含め

た各設置校の最新情報や学園の決算を掲載している。発行した『Blossom（ブロッサム）』は学内関係者（学生、卒業生など）だけでなく、一般の高等学校や企業等にも配付し、学園の情報を広く社会に発信している（根拠資料 [2-40]）。なお、同情報誌の決算部分については財務情報の一つとしてホームページにも公表している（根拠資料 [2-39]【ウェブ】）。

### ○その他の諸活動の状況等の公表

上記の情報に加え、地域連携活動、国際交流活動、教員のメディア出演実績なども積極的にホームページに公表している（根拠資料 [2-41]【ウェブ】、[2-42]【ウェブ】、[2-43]【ウェブ】）。

以上のことから、教育研究活動や自己点検・評価結果などは適切に公開されている。

### ＜公表する情報の正確性、信頼性＞

本学の教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表にあたっては、次の方法で正確性、信頼性の確保に努めている。

第一に、上述の『学術年報』冊子については、発行前に全学教育・研究支援委員会がチェックしている（根拠資料 [2-44]）。

第二に、財務情報については、事業報告書の中で学園監事の監査を受けた「監査報告書」を含めて公表している（根拠資料 [2-39]【ウェブ】）。

以上のことから、公表する情報の正確性、信頼性を確保するための努力は適切であるといえる。

### ＜公表する情報の適切な更新＞

ホームページに公表されている一般的な情報は、年度当初に、副学長を座長、広報室を事務局とするホームページ部会が各部署に情報更新の依頼を行い、各部署担当者がそれに取り組む仕組みとなっている。

教育研究活動の情報については、教員個人が学内の WEB ポータルシステムに入力したものがホームページの教員サイト情報に反映される仕組みとなっている。情報の精度向上を目指すため、年度当初に全専任教員にデータの入力・更新を依頼し、必要な情報が公開されていない教員には、公開の要請をしている（根拠資料 [2-45]、[2-46]）。

このように、公表する情報は適切に更新している。

**点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点 1 : 全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性**

**評価の視点 2 : 適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価**

**評価の視点 3 : 点検・評価結果に基づく改善・向上**

### ＜全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価＞

本学の全学的な内部質保証のための PDCA サイクルの適切性や有効性については、本章の点検評価・項目③で記述したとおり、「自己点検・評価に関する規程」に基づき平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度にかけて毎年度自己点検・評価推進委員会において大学基準を評価基準として用いて自己点検・評価を行って報告書原案を作成し、これを全学自己点検・評価委員会が検証した。その結果、学園、大学、学部・研究科等、教職員のそれぞれレベルでの PDCA サイクルが連結し、機能しており、内部質保証推進組織である学長及び執行部会議のマネジメントの下での全学的な内部質保証活動体制が構築されていることを確認した。

このように、全学的な PDCA サイクルの適切性や有効性を定期的に点検・評価している。

### ＜点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用＞

自己点検・評価推進委員会による自己点検・評価報告書原案の作成にあたっては、必ず根拠資料を示すよう要請している。全学自己点検・評価委員会が同報告書を検証するにあたっては根拠資料に基づいて行っている。

点検・評価においては、IR・大学資料室の情報も活用している。たとえば、令和 2（2020）年春学期には、新型コロナウイルス感染症への対応として本学でも急遽遠隔（オンライン）授業を全面的に導入することになった。その後、令和 2（2020）年 6 月時点で学生、専任・兼任教員に対して授業実施状況についてのアンケートを行い、遠隔授業の実態の把握に努めた（根拠資料 [2-29]）。令和 3（2021）年度春学期には対面授業と遠隔授業を組み合わせるハイブリッド授業を全学的に導入したことに対応して、その授業形態を前提とする授業支援策を検討した（根拠資料 [2-47]）。また、学生等に対し、学生生活に関するアンケート調査を実施し、その回答状況をふまえて改善を図り、学生にもフィードバックしている。たとえば、令和 3（2021）年度に実施した学生アンケートでは、前年度までに実施した改善として、食堂への wi-fi の導入及び利用可能エリアの拡大、グリーンホール 2 階のラウンジ設置、トイレへの温水洗浄便座の導入などを実施したことを告知した（根拠資料 [2-48]）。

以上の事例が示すように、点検・評価においては適切な根拠を使用している。

### ＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

平成 30（2018）年度から実施した内部質保証システムについて全学的な点検・評価の結果明らかとなった問題点について下記のような改善を行った。

① 本学では内部質保証に係る各種方針が制定されていないことが問題点として指摘さ

れた。このため、令和 3（2021）年 6 月に「内部質保証の方針と手続き」を制定した。このほか、「大学として求める教員像と教員組織編制方針」（基準 6）、「教育研究等環境に関する方針」（基準 8）、「社会連携・社会貢献の方針」（基準 9）、「大学運営の方針」（基準 10）を制定し、ホームページで公開した（根拠資料 [2-1]【ウェブ】）。

- ② 特に教学面では、学部の PDCA サイクルを確立することが重要であるとの認識から、令和 2（2020）年度には学部教授会で 3 つのポリシーと教育課程との関係などについて検証を行った。その際の各学部からの報告では、改善点として「シラバスにおける授業科目と DP との関係の明示」や「学修ポートフォリオの活用」が挙げられた。それを受けて「学修ポートフォリオ説明会」を学内で開催するなど改善に向けた検討を開始した（根拠資料 [2-24]、[2-49]）。このような学部での点検・評価は、令和 3（2021）年度にも実施した（根拠資料 [2-50]）。これは、令和 4（2022）年度以降も継続する予定である。
- ③ 各研究科においても 3 つのポリシーと教育課程との関係について点検・評価を令和 3（2021）年度に実施した（根拠資料 [2-22]、[2-23]）。
- ④ 令和 2（2020）年度には、学長及び執行部会議のマネジメントにより、「学生生活に関する調査」の集計結果（根拠資料 [2-51]）をもとに、各学部及び各部課に具体的な業務改善策の検討を依頼した（根拠資料 [2-52]）。各学部及び各部課からの検討結果は学長に集約され、執行部会議において学長から報告され、改善策について検討した（根拠資料 [2-53]）。同調査の結果に基づく業務改善策の検討は、令和 3（2021）年度についても実施され、毎年度定期的に行われる体制が整えられている。
- ⑤ 本学では、学園の事業計画の下での大学の事業計画の実施状況の半期及び年度毎の調査・点検・評価は大学事務局が中心に実施してきたため、本学の教学部門との連携が十分でなかった。このため、令和 3（2021）年度秋学期からその調査・点検・評価は自己点検・評価推進委員会が行うこととし、かつその報告書は大学評議会に報告した上で学園に提出することとした（根拠資料 [2-54]）。
- ⑥ 令和 3（2021）年 3 月、全学教育・研究支援委員会から「教育の質の向上と学修者本位の教育への転換、および学修成果・教育成果の把握・可視化を促進するための施策について（追加諮問）」に関する答申が学長に提出された。その答申には、「シラバスにおける授業科目と DP との関係の明示」や「卒業論文の評価基準」に関する提言が含まれていた。これを受けて、令和 3（2021）年 11 月、各学部にて「卒業論文・卒業研究」の審査基準を作成した（根拠資料 [2-25]）。
- ⑦ 本学では、一時期中断したが、全学自己点検・評価委員会での議論を経て、令和 3（2021）年度から各教員による教育研究活動等についての自己評価を再開した（根拠資料 [2-55]）。この結果、教員の PDCA サイクルが機能するようになったと言える。

以上のように平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度まで実施した本学の内部保証システムの適切性の点検・評価の結果明らかとなった問題点については、改善策を検討し、推進している。このことから、本学の内部保証システムは適切に機能していると評価できる。



## (2) 長所・特色

本学の長所は、第一に、本学の PDCA サイクルを学園の PDCA サイクルと関係づけて実施している点である。学園は、学園創立者跡見花蹊の教育理念を基に、女子教育のミッションとビジョンを掲げ、それを実現するための本学と中学校高等学校・法人事務局を含めた学園としての中期計画・目標（マスタープラン）と年度事業計画を立案・決定する。それに従って本学を含めた教育機関が教育を実行し、その実施状況を自己点検・評価し、改善を図るという PDCA サイクルを機能させている。そのことにより、学園全体として教育目標をより効果的に達成できる体制が構築されている。さらに、令和 3（2021）年度から学園のマスタープランと事業計画に連関している大学の事業計画の調査・点検・評価を自己点検・評価推進委員会が実施することにしたことで、本学の全学的な PDCA サイクルが学園と学部・研究科等の各 PDCA サイクルへの連結がより緊密にできるようになり、学園及び本学の内部質保証体制が強化された。

第二に、平成 30（2018）年度からの自己点検・評価の結果を基に令和 3（2021）年度に実施した各種改善によって、本学内部質保証推進組織である学長及び執行部会議のマネジメントの下、教育等の方針や計画を作成し、各学部・研究科等及び事務組織がそれに従って教育及び事業を実施し、自己点検・評価し、改善を推進するという全学的な内部質保証活動体制が構築され、機能し始めたことである。

第三に、自己点検・評価における客観性及び妥当性を確保するため、全学的な自己点検・評価を行って報告書原案を作成する自己点検・評価推進委員会と、独立した立場でその原案を検証する全学自己点検・評価委員会の役割を明確に分け、構成員も重複しないよう工夫していることである。また、令和 2（2020）年度に学園監事による教学監査を受けたことによって、内部質保証の仕組みの客観性、妥当性を高めることに繋がっている。さらに、令和 3（2021）年度には客観性・妥当性を高めるため、外部委員による外部評価委員会を設置した。

## (3) 問題点

第 4 章で詳述するように、全学としての学習成果の測定のための指標の設定は開発の途上にある。今後の内部質保証の更なる推進のためには定量的な学習成果を測定する指標の開発のための知識や専門性の拡充が必須である。今後それらに対応するとともに、内部質保証システムをより有効に機能させるため、内部質保証を目的とする新たな全学内部質保証推進組織である「内部質保証委員会」を令和 4（2022）年度に設立する予定である。

## (4) 全体のまとめ

本学では、平成 30（2018）年度から開始した自己点検・評価の結果、令和 3（2021）年度に「内部質保証の方針と手続き」などの方針を制定し、全学的な内部質保証体制を明確化した。現在は、学園、大学、学部・研究科等、教職員のそれぞれのレベルでの PDCA サイクルが連結し、機能しており、内部質保証推進組織である学長及び執行部会議のマネジメントの下での全学的な内部質保証活動体制が構築されている。さらに、令和 3（2021）年度には外部評価委員会を設置した。しかし、第 4 章で詳述するように、全学としての学

習成果の測定のための指標の設定は開発の途上にある。

今後はこのような課題に対応するとともに、内部質保証を目的とする新たな全学内部質保証推進組織である「内部質保証委員会」を令和4（2022）年度に設立する予定である。

## 第3章 教育研究組織

### (1) 現状説明

点検評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

#### <学部・研究科の設置状況の適切さと社会的要請等への配慮>

本学では、建学の精神や教育理念・目的に基づき、学部・研究科を設置し、社会的要請を踏まえて、教学改革を行ってきた。その内容を以下に述べる。

本学は、文学部、マネジメント学部、観光コミュニティ学部、心理学部の4学部8学科、そして、大学院人文科学研究科、マネジメント研究科の2研究科3専攻を擁する中規模・人文・社会系総合大学である（根拠資料 [1-4] p.8【ウェブ】）。

各学部・学科は、本学学則第1条に規定された目的を踏まえた「人材養成の目的」を定め、それに基づく教育活動を展開している（根拠資料 [1-4] p.202、p.208-211【ウェブ】）。また、大学院の各研究科・専攻も同様に、本学大学院学則第2条に規定された目的を踏まえた「人材養成の目的」を定め、それに基づく教育活動を展開している（根拠資料 [1-5]、[1-9] p.57、p.61【ウェブ】）。

さらに、本学では「時代の要求する女子の人材を輩出する」という跡見花蹊の教育理念を踏まえて、変化する時代に対応していくために、学部・学科の新設・改組にも取り組んで来た。最近では、平成27(2015)年に観光コミュニティ学部を開設して、東日本大震災がもたらした社会・経済環境の激変と、文部科学省が推進する「地域再生の核となる大学づくり(COC)」政策に素早く対応した（根拠資料 [1-7]）。また、平成30(2018)年には、文学部臨床心理学科を改組して心理学部臨床心理学科を設置し、時代の要請に合わせて教育課程を、保健医療、福祉、司法・犯罪、産業・労働分野にまで拡充すると共に、公認心理師法の施行に対応していち早く公認心理師の養成に着手した（根拠資料 [1-8]）。

大学院に関しては、平成17(2005)年に人文科学研究科日本文化専攻・臨床心理学専攻を、平成18(2006)年にマネジメント研究科マネジメント専攻を開設した。組織自体の新設・改組は行っていないが、各研究科委員会を中心に社会的状況を踏まえた教学改革、入試改革を行ってきた。人文科学研究科臨床心理学専攻は、平成30(2018)年度の心理学部臨床心理学科の設置を踏まえて、同研究科同専攻においても、公認心理師受験資格に対応する教育課程を構築、実施している（根拠資料 [3-1] p.18-19）。また、国際化という観点から、平成31(2019)年度入試よりマネジメント研究科マネジメント専攻で「大学院外国

人留学生入試」を開始し、平成 31（2019）年度には 2 名の入学者があった。その後も継続的に外国人留学生を受け入れている（根拠資料 [3-2]、[3-3]、[3-4]）。

以上に示したとおり、本学における学部・研究科の設置状況は、大学の理念・目的に照らして適切であり、社会的要請等に配慮している。

### ＜附属教育研究組織の設置状況の適切さと社会的要請等への配慮＞

本学では、上記の学部・大学院の教育研究活動をより充実させるために、全学共通科目運営センター、図書館、花蹊記念資料館、情報メディアセンター、心理教育相談所、地域交流センターの 6 つの附属教育研究組織を置くこととし、学則第 4 条に定めている（根拠資料 [1-5]）。各附属教育研究組織と大学の理念・目的との関係について、以下に説明する。

#### ○全学共通科目運営センター

全学共通科目運営センターは、全学的な教育理念を反映する教育研究組織として、跡見学園女子大学が文学部とマネジメント学部の 2 学部体制に移行した平成 14（2002）年に発足した「すべての学部に通ずる教育上の目的を達成する」ための組織である（根拠資料 [3-5] 第 3 条）。現在の教育課程における全学共通科目に関しては、その編成・実施を全学共通科目運営センターが担っている。

全学共通科目運営センターの構成員は、いずれかの学部にも所属する専任教員であり、こうした選出方法は、全学共通科目の各科目区分に対応しつつ、各学部との連絡・調整を担うという趣旨に適合したものとなっている。

また、令和元（2019）年度に、本センターの職務に国際交流に関する事項が加わるとともに、この事項を審議するため、センターの下に外国語教育と国際交流のあり方を検討する外国語・国際交流部会が設置された。

本学では文系の分野が学部として設置されているが、近年、社会ではデータの処理や数理的な思考が求められることも多いため、全学共通科目では、このような分野の科目も開講している。加えて、令和 6（2024）年度の新教育課程開始を視野に入れて、開講科目の見直しを行っている。

#### ○図書館

本学図書館には、新座キャンパスに新座図書館、文京キャンパスに茗荷谷図書館がある。新座図書館には約 40 万冊、茗荷谷図書館には約 12 万冊が所蔵されており、蔵書の相互の取り寄せが可能となっている（根拠資料 [3-6]）。図書・学術情報資料の整備、提供について、詳細は第 8 章にて述べる。

特筆すべきは、本学図書館に所蔵されている「百人一首コレクション」である。同コレクションは、小倉百人一首から異種百人一首まで 3,000 点以上の資料を有し、その形態も写本、各種版本、卷子本、錦絵、かるた、双六、研究書など幅広い。この希少性が評価され、昭和 52（1977）年に国立国会図書館の『特殊コレクション要覧』に加えられ、一般にも日本屈指のものともみなされている。

本学の教育との関連性としては、全学共通科目の教養科目「百人一首」により、学生は百人一首成立の背景、文化的価値を学ぶ機会があり、毎年多数の学生が受講している。図

書館においても年2回ほど企画展示を開催し、百人一首資料に親しむ機会も設けている(根拠資料 [3-7])。加えて、これら百人一首を始めとする知的資源を文京区の生涯学習推進に活用すべく、様々な社会教育活動を企画している。その一環として、平成30(2018)年8月7日には、文京区が行う文京アカデミア講座の一つ、子どもアカデミア講座として「百人一首を体験しよう!」を茗荷谷図書館で開催した(根拠資料 [3-8] 【ウェブ】)。

#### ○花蹊記念資料館

花蹊記念資料館は、平成7(1995)年11月に「跡見学園の共同教育研究施設として、創立者跡見花蹊の遺品及び本学の沿革、教育理念に関する資料のほか、歴史、芸術、民俗等に関する研究、資料の収集、保管、展示を行い、博物館相当施設として教育、文化の発展に寄与することを目的」として設置された(根拠資料 [3-9] 第2条)。

資料館の収蔵資料については、図録『収蔵資料総合目録1～3』、あるいは調査研究の報告書『にいくら』などに掲載、配布を行い、その一部はホームページ上に公開されている(根拠資料 [1-13] p.15、[3-10] 【ウェブ】)。

これまで、年間ほぼ5回の企画展を開催している。内訳は、跡見花蹊の作品を中心とした展示(3回)、資料館収蔵の近現代美術の展示(1回)、書道にまつわる展示(1回)である(根拠資料 [3-11])。

令和2(2020)年度に発生した新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当初は休館を余儀なくされた。しかし、各種ガイドラインや他大学の付属博物館ならびに国立博物館等の事例を踏まえ、入館者記録及び入館に際する諸注意の掲出や手指の消毒を含む感染予防対策を万全に講じた上で、入場者を学内者(本学学生及び教職員)に限定し再開館を迎えた。

花蹊記念資料館は、建学の原点を伝える博物館相当施設としての役割を担いつつ、学芸員資格取得のための実習施設としての機能も果たしている。学芸員課程履修者は、資料館を展示スペースとして、一定のテーマをもとに模擬展示の企画、立案、展示をおこない、学芸員課程の集大成としている。

#### ○情報メディアセンター

情報メディアセンターは、平成14(2002)年に「本学における情報機器及びメディア機器を用いた教育、研究及び学習、ならびに事務の活動の支援と、その環境整備を行うことを目的とし、全学の共同施設として学内に設置」された(根拠資料 [3-12] 第2条)。

同センターは、コンピューター教室、コンピューター自習室、教材作成ラボなどの施設に、情報機器、マルチメディア機器及びその他の必要な機器を設置しており、これらに必要な教育学習素材及びソフトウェアなどの装備・配置を行っている。一般教室においては、効果的な授業が展開できるよう、ICT環境の整備に努めている。学生の修学支援ならびに教職員の教育研究支援の一環として、Microsoft社とMicrosoft 365の包括ライセンス契約を締結し、学内外を問わず自由に学修ならびに教育・研究活動ができるよう、環境の整備を行っている。加えて、教員に対する教材作成支援として、Adobe社とCreative Cloudの包括ライセンス契約を締結した。また、教育・研究活動を安全かつ十全に遂行できるよう、情報セキュリティポリシーの下、システムの維持・管理を行っている(根拠資料 [3-

13] )。

そのほか、教職員に対する FD・SD 活動として、情報セキュリティ対策の啓発活動などの講習会も行っている（根拠資料 [3-14]）。

なお、情報メディアセンターの活動は、第 8 章（教育研究等環境）で詳述されている。

#### ○心理教育相談所

心理教育相談所は「子どもの発達及び教育、青年、成人、高齢者の精神的健康、家族や地域社会での人間関係の問題等について、臨床心理学とその関連分野の専門的な立場から相談業務を行い、地域社会に貢献するとともに、本学の教育に寄与することを目的」として、平成 14（2002）年に新座キャンパス内に設置された（根拠資料 [3-15] 第 2 条）。平成 25（2013）年度からは、文京キャンパス近くに文京分室<ATOMI さくらルーム>を開設した。新座キャンパス内心理教育相談所は週 6 日開室、文京分室は週 2 日開室している（根拠資料 [3-16]）。

上記の目的の 1 つである「本学の教育に寄与する」こととして、本相談所は公認心理師養成のための大学院科目である「心理実践実習」の実習先として、平成 30（2018）年に国に登録済みである（根拠資料 [3-17]）。これを具現化するために、所長、相談員、補助相談員、実習指導者を置いている（根拠資料 [3-15] 第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条）。

教育機関として、さらに充実した力を発揮するべく、令和 2（2020）年度より、新たに専任としての実習指導者（特任教授、医師）を 1 名雇用した。

また、相談所は、上記の「地域社会に貢献する」という目的を達成するために、地域社会に向けた心理相談業務や一般対象への無料講習会を行っている（根拠資料 [3-1] p.42-43）。さらに、職業人としての心理臨床家（公認心理師、臨床心理士）を育成するために、インターンを採用することがある、と定めている（根拠資料 [3-15] 第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条）。院生・修了生は心理教育相談所のインターンとして、相談員及び補助相談員の教員による個人スーパービジョンを受けながら、心理相談業務の来談者を担当し、臨床力を養っている。

また、上記以外にも地域貢献活動を積極的に行っており、文京区の地域教育相談事業への協力として、文京区教育センターでのスーパービジョン、高齢者地域支援活動「ふれあいカフェ」、助産院における母子支援活動「おしゃべりたいむ」等を継続して行っている（根拠資料 [3-18] p.1-2）。

令和 2（2020）年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大いに受けた。令和 2（2020）年 4 月 8 日から 5 月 22 日までは相談所を閉所とした。5 月 23 日から、希望するクライアントには、Zoom を用いた遠隔面談を実施した。7 月 1 日からは感染に配慮した上で、対面での面談も部分的に再開した（根拠資料 [3-19] 【ウェブ】、[3-20] p.1-2）。大学院生にとり、面談数の減少は、実習時間にも影響をするため、事例検討等の学内授業を行うなどで補った。また令和 2（2020）年 8 月より相談数は設定している目標相談数 30 を上回るようになり、その後は順調に増加している（根拠資料 [3-21]）。大学院生の実習時間も十分確保することができた。新型コロナウイルス禍のため、地域貢献活動ではある「ふれあいカフェ」、「おしゃべりたいむ」は中止となった。対象者が高齢者、妊産婦なためやむをえない措置であった。

## ○地域交流センター

地域交流センターは、「本学の教員及び学生が地域交流活動を組織的・積極的に行えるよう、地域交流活動の支援を行い、そのための環境整備を行うことを目的」としている（根拠資料 [3-22] 第3条）。

同センターは、本学の教育理念である「豊かな教養と自由な精神を持つ自立した女性の育成」を行いながら、社会において要請されつつある地域への貢献、地域との交流を実現すべく、平成 28（2016）年度に事務局庶務課内の一部署として設置され、その規模から当初は文京区内での活動が中心であった（根拠資料 [3-23]）。平成 31（2019）年度より、附属教育研究組織の一つとして地域交流センターが設置され、地域交流センター長のもとに事務局として地域交流課が設置された（根拠資料 [3-24] p.7）。さらに、地域交流センターの行う地域交流に関わる業務を担当する任期付き助教も採用された（根拠資料 [3-25] p.3-4）。

以上の体制のもと、本学の地域貢献、地域交流を推進しながら人材育成を進めるべく、キャンパスのある文京区や新座市及び周辺自治体との連携・協働事業についての企画調整、実施及び実施の支援を行っているほか、包括地域連携協定締結自治体や企業との事業実施の調整や支援を行っている。地域交流活動の一層の支援充実のために、継続的に全教員を対象とした調査を行い、関連する教育活動の実態を把握するとともに実施にあたっての課題を整理し、全学的な支援方法などを策定している。また、本学において先進的な取り組みを学内共有するために FD 講習会を開催した（根拠資料 [3-26] p.74-83）。

また、本学は、埼玉県東上地域大学教育プラットフォーム（以下「TJUP」という。）の設置の趣旨と目的に賛同し、令和 2（2020）年 12 月に会員校となった。地域交流センターは、令和 3（2021）年 4 月 1 日より、TJUP と本学の連絡調整を行う所管部署となり、埼玉県東上地域の交流活動を加速させている。新型コロナウイルスのため、感染拡大時には、活動が制限されているが、令和 3（2021）年度はオンラインでの活動を含め、新型コロナウイルス禍でも可能な活動を行っている。

附属教育研究組織としての地域交流センターはスタートしたばかりだが、初年度に福島県の委託事業「大学生の力を活用した集落復興支援事業」（根拠資料 [3-27] 【ウェブ】、[3-28]）、令和 2（2020）年度には、公益信託大成建設自然・歴史環境基金（根拠資料 [3-29]、[3-30]）に本学の取り組みが採択されるなど、本学の教育研究活動と連携した地域支援活動は徐々に広がっている。

なお、地域交流センターの活動は、第 9 章（社会連携・社会貢献）で詳述されている。

以上のとおり、本学の附属教育研究組織は、学生の教育・研究活動に資するものとしての役割だけでなく、社会にも広く開放し、大学の有する知的資源を地域社会に還元する活動を推進していることから、設置状況は適切であり、社会的要請等へ配慮している。

**点検評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価**

**評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

### ＜適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価＞

本学では、教育研究組織の適切性については、第 2 章で記述したとおり、令和元（2019）年度に、内部質保証推進組織である学長及び執行部会議のマネジメントの下、自己点検・評価推進委員会が点検・評価し、その結果を全学自己点検・評価委員会が検証した（根拠資料[2-15]）。

令和 2（2020）年度から実施されているマスタープランにおいては、「教育の質的向上と教育環境の充実」という学園全体の目標の下、本学は「教育体制・内容等の再構築」のため、「学部学科構成の再検討」を行うこととなっている。

このことを受けて、本学では、令和 2（2020）年度以降、内部質保証推進組織である学長及び執行部会議において、教育研究組織の適切性について点検・評価を行ってきている（根拠資料 [3-32]）。

本学に存在する 6 つの附属教育研究組織については、学長及び執行部会議が各組織の委員会から活動状況を徴取し、その適切性について定期的に確認している。また、各組織とそれに関連する委員会が連携し（たとえば、図書館と図書館運営委員会、全学共通科目運営センターと同運営委員会など）、その適切性について定期的に検証を行い、適切であると評価している。

### ＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

教育研究組織の点検・評価結果に基づく改善の例は以下のとおりである。

情報メディアセンターについては、平成 27（2015）年度の大学基準協会による本学の大学評価（認証評価）結果において、「現在、情報の一元管理、機能統合の実現が進められており、今後の進展を期待したい」との評価であった。これを受けて、翌平成 28（2016）年度に実施した自己点検・評価では、同センターの業務がかかわる、情報資産、図書資産、大学情報の一元管理が必ずしも十分に行われていないとし、将来に向けた発展方策としての改善すべき事項として、同センターのより効果的な業務遂行のために、機能の統合を検討する旨が挙げられた。しかし、令和元（2019）年度に行った自己点検・評価では、前回の認証評価当時よりも、電子機器は進化し、かつ普及していることに加え、大学・研究機関もサイバー攻撃の標的となっているなど、教育現場を取り巻く ICT 環境は激変した。その結果、一元管理ならびに機能統合よりも独立したセンターとして情報を分散管理した方が、今後の変化にも適切に対応できると判断した。これを受けて、同センターでは平成 30（2018）年度に 10 か年計画を策定し、これに基づき学内の ICT 環境整備を行っている（根拠資料 [3-31]）。

心理教育相談所については、令和元（2019）年度に公認心理師法が施行されたことに伴い、「跡見学園女子大学附属心理教育相談所規程」及び「跡見学園女子大学附属心理教育相談所において相談員等になるために必要な資格の基準」が、法令の観点から適切に規定さ



れているかの検証を行った。その結果、同規程及び同基準は改正することが必要となり、同年 10 月 16 日の大学評議会で改正、承認された（根拠資料 [3-33]、[3-34] p.4-6）。

## （２）長所・特色

本学では、建学の精神や教育理念、大学の目的に沿って、時代の変化や社会的要請を踏まえて適切に教育研究組織の新設や改組を行ってきた。たとえば、平成 30（2018）年度設置された心理学部では、公認心理師養成に対応した科目の授業が順調に行われており、継続して入学定員 120 名を充足している（根拠資料 [3-35]）。また、附属教育研究組織の例では、平成 31（2019）年度設置の地域交流センターが、設置初年度から継続して外部資金を獲得した（根拠資料 [3-27] 【ウェブ】、[3-28]、[3-29]、[3-30]）。これらは、教育研究組織設置の適切性の証左である。

## （３）問題点

なし。

## （４）全体のまとめ

本学では、時代の変化や社会状況に応じて、教育研究組織の新設・改革を行ってきた。それは、教育理念にある「時代と社会に対する深い洞察力の養成」に則った教育の実現のためであり、結果として現状の教育研究組織は、大学の教育理念、目的に適合しており、また、社会的要請に適った適切なものになっていると言える。

## 第4章 教育課程・学習成果

### (1) 現状説明

点検評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

第1章（理念・目的）で詳述した大学・学部・学科の人材養成の目的及び教育目標に基づいて、大学・各学部の学位授与方針（以下「DP」という。）を定め、それらをより深めることができるように各学科のDPを定めている。それらのDPは全て『学生便覧』（根拠資料 [1-4] 巻頭【ウェブ】）、及び大学ホームページ（根拠資料 [2-9]【ウェブ】）で公表している。大学・学部・学科のDPは、教育目的を達成するために学生が身につけるべき具体的な知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を、「〇〇学部（学科）は〇〇の能力を身につけること（能力の獲得）を目指します」という列挙方式により、学生と社会に対して分かりやすく記載されており、適切に設定し、ホームページで公表している。

各学部・学科が授与する学位については、本学学位規程（根拠資料 [1-4] p.298【ウェブ】）で明示している。授与する学位は学科によって異なる。例外はマネジメント学部の2学科で、授与する学位は共通であるが、この2学科は学修内容に違いがあるため、その違いに即して各々の学科独自のDPを定めている（根拠資料 [1-4] 巻頭【ウェブ】）。

大学院においても、各研究科・専攻が授与する学位は本学学位規程（資料 [1-4] p.298【ウェブ】）で明示しており、第1章で詳述した人材養成の目的及び教育目標に基づいて研究科・専攻ごとにDPを定め、『大学院学生便覧』及び大学ホームページで公表している（根拠資料 [1-9]【ウェブ】）。各研究科・専攻のDPも、教育目的を達成するために大学院生が身につけるべき具体的な知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を、「〇〇研究科（専攻）は〇〇の能力を身につけること（能力の獲得）を目指します」という列挙方式により、大学院生と社会に対して分かりやすく適切に設定し、ホームページで公表している。

以上のように、本学では、授与する学位ごとに、DPを適切に定め、ホームページで公表している。

点検評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表  
・教育課程の体系、教育内容  
・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

全学的な教育理念と教育目標のもと、各学部・学科の DP に掲げられた能力の効果的な獲得を実現するために学部・学科ごとに教育課程の編成・実施方針（以下「CP」という。）を設定している（根拠資料 [1-4] p.62-65【ウェブ】、[2-9]【ウェブ】）。

学士課程では教育課程を前期・後期に分け、前期課程（1~2年生、新座キャンパス）から後期課程（3~4年生、文京キャンパス）に移行する際に進級制度を設けている。すなわち学生が、前期課程 2 年間で基礎的な知識や技能の修得をめざす科目を学修した後に、後期課程 2 年間でより専門的な内容の科目を無理なく学修できるようにしているのである。このような趣旨から、前期課程では教養の基礎を固める全学共通科目を手厚く、後期課程では専門的な知識や能力を高める学部専門科目を手厚く配置する教育課程編成としている（根拠資料 [1-4] p.62-65【ウェブ】）。進級制度は前期課程の修得要件（『学生便覧』『履修登録のために』（根拠資料 [1-4] p.67-69【ウェブ】、[4-1] p.4、p.12、p.46、p.70、p.90）で学生に明示）を満たさなければ後期課程に進級できない制度であるが、他方で、過度に厳格な適用は原級留置者を増やす恐れがある。このことから、進級要件で定められた単位数に満たない単位が 2 単位以下である者には「仮進級」を認め、後期課程科目を受講しながら取り残した前期課程の単位を取得できる制度（同上資料で学生に明示）を設けるなどの弾力的な運用も行い、学生の実情に合わせた教育の実施に努めている（根拠資料 [1-4] p.69【ウェブ】）。なお以上の運用にあたっては、学部教授会で個々の学生についての進級判定を厳格に行い、実施方針や基準に照らして公正・公平に運用されるよう留意している（根拠資料 [1-4] p.67-68【ウェブ】）。

教育課程の仕組みと履修単位については学則第 15~18 条、成績評価については第 19・20 条、課程修了の認定については第 31・32 条及び学位規程に定めており、『学生便覧』（根拠資料 [1-4] p.205-207、p.300-301【ウェブ】）に全文を掲載している。これらの基本情報については文書として学内外に公表するのみならず、毎学期初めに行われるオリエンテーションで学生に口頭説明し、周知に努めている。

具体的には、学士課程に在籍する 4 学部 8 学科の学生は、卒業するためには 4 年以上在学して 124 単位以上を修得する必要がある。修得単位には全学共通科目を 58 単位以上、学部専門科目を 66 単位以上含めなければならない。これらの必要単位数には内訳があり、前期課程では全学共通科目 42 単位以上と学部専門科目 20 単位以上、後期課程では全学共通科目 16 単位以上と学部専門科目 46 単位以上の修得が必須である。以下、本学の教育課程の柱をなす全学共通科目と学部専門科目について、それぞれ概要を説明する（それぞれに含まれる授業科目の内容や方法の詳細については点検評価項目③に示す）。

まず全学共通科目は、CP に基づいて授業科目を次の 8 つに区分している。すなわち外国語科目、情報処理科目、導入科目、教養科目、共通専門科目、社会人形成科目（講義・演習・実習）、体育実技科目、総合科目である。教養科目は人文・社会・人間・自然の 4 領域から成る総論的科目群を含み、「幅広い豊かな教養を身につける」という本学の教育目標（根拠資料 [1-4] 巻頭カラー【ウェブ】）及び DP と特に強い連関を持っている。また共通専門科目は、学部横断的な開講や運用が可能な科目群として設置されており、「幅広い豊かな教養を身につける」ことを学部横断的に可能にする弾力性を備えている。さらに社会人形成科目は、本学の教育目標に掲げられている実践性（「実践と結びついた専門的知識を

修得すること」(根拠資料 [1-4] 巻頭カラー【ウェブ】)) を特に強く意識した科目であり、本学独自の視点で設けた特色ある講義科目を含んでいる (内容の詳細は評価点検項目③で述べる)。

次に学部専門科目については、各学科の DP に即して詳細な CP を定めており、DP と CP の連関は確保されている。卒業に必要な学部専門科目の単位数が 66 単位以上であることは全学的に共通しており、科目設置の体系性・授業内容・レベルの設定 (対象学年)・授業形態 (教授方法)・必修と選択の別などのあり方は、全学的に概ね統一された方針の下で行い、学生に対して明示している (根拠資料 [1-4] p.66-113【ウェブ】、[2-9]【ウェブ】)。

大学院全体・研究科・専攻の DP と緊密に連関する形で、大学院全体・研究科・専攻の CP が定められており、『大学院学生便覧』で公表されている (根拠資料 [1-9]【ウェブ】)。その大学院全体の CP では「修士論文を作成するために必要な知識と技術を身に付けられる」ための演習科目と、「修士論文を作成するための複眼的な視点と専門性の高い知識、創造的思考力を修得する」ための講義科目と実習科目をおくこととしている。それらの科目群の詳しい展開は点検項目③において記述する。修士課程の修了要件は大学院学則第 30 条に規定されており、これを満たした者に修士の学位が授与される (根拠資料 [1-9] p.59【ウェブ】)。

以上のように、本学では、授与する学位ごとに、DP と連関するように CP を定め、公表している。

**点検評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。**

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ (必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定  
(＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等  
＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等  
＜専門職学位課程＞理論教育と実務教育の適切な配置等)

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

**＜各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置について＞**

最初に、学士課程における教育課程の編成の現状について述べる。

学士課程では CP に基づいて全学共通科目、学部専門科目、資格取得課程 (教職課程・司書課程・司書教諭課程・学芸員課程・社会調査士課程) の教育課程を編成している。学士課程の柱をなす全学共通科目と学部専門科目については、点検評価項目②で概要を述べたので、以下ではそれぞれに含まれる授業科目の内容や方法の詳細について、前期課程と

後期課程に分けて説明する。

まず全学共通科目についてである。全学共通科目前期課程は1～2年生に基礎的な知識や技能を修得させることをめざし、外国語科目・情報処理科目・導入科目・教養科目・共通専門科目・社会人形成科目・体育実技科目から構成されている。ここでは本学が初年次教育として力を入れている科目を取り上げて特徴を説明したい。「プロゼミⅠ・Ⅱ」（導入科目）は小論文の書き方とプレゼンテーションをはじめ、大学での学問に必要な思考力と表現力を養う必修の演習であり、Ⅰ（初級）は1年次春学期、Ⅱ（中級）は同秋学期に履修する。本学ではプロゼミⅠとⅡを春・秋と続けて履修する同じクラスの学生に対しては、そのプロゼミⅠとⅡを担当する専任教員二人一組となってアカデミックアドバイザーとなる。この教員二人が情報交換することによって、担当する1年生の状況を把握しやすくなる。そのため本学が重視しているきめ細やかな学生指導にも資する科目となっている。他方、社会人形成科目は本学の教育理念である「実践」と正に連動する科目である。中でも1年次必修の講義科目「花蹊の教育とライフプラン・キャリアプラン」は、今日的に捉え直した学園創立者跡見花蹊の建学の精神とその教育について学ぶと共に、キャリア教育導入の工夫を凝らした本学独自の科目である。また1年次必修の演習「ソーシャルマナー」は、社会人のマナーを早目に学ばせることにより、早くから職業生活への意識を高めさせ、インターンシップへの即戦力をも養成する教育内容となっている。このように社会人形成科目では、講義と演習が相互補完的に結び付いて、本学の教育理念である実践力を初年次から養成している。

3～4年生を対象とした全学共通科目後期課程は、前期課程の学びをより深め、専門性をより高めた内容になるように留意して科目を設定している。ここでも本学が力を入れている科目区分を取り上げて特徴を説明したい。特定の主題について専門の異なる複数の教員が講義する「総合科目」は、一つのテーマを様々な学問的視点から考察する。総合科目は後期課程のみに設けられており、基礎知識がある程度身についた3～4年生が一つの事象を総合的な視野で考える力を強化することを目的としている。さらに、後期課程の社会人形成科目としては、漢字能力検定及び日本語検定の単位認定とリンクした形で「日本語演習」を設けている。このように、卒業後の進路を見据えた後期課程では、本学の教育理念である実践力をさらに強化する科目配置となっている。

次に学部専門科目についてである。いずれの学部・学科でも、全学的な教育理念を念頭におき、学びの順次性への配慮を次のように行っている。前期課程では学部共通専門科目・総論・研究入門・実習などの入門的な科目群を設置している。学部・学科ごとに科目区分や科目の名称は多少異なるものの、各分野における研究方法の基礎を学び、基礎的な知識や技能を身につけさせることをめざす点では全学的に共通している。後期課程ではより専門性の高い授業を配置すると共に、全学生が少人数の演習に属し、演習担当教員から指導を受けつつ、「卒業論文・卒業研究」（必修）作成を学びの集大成として重視する点では全学的に共通している。

またいずれの学部・学科でも、学部専門科目における学びの体系性への配慮を「履修モデル」の設定という形で行っている点で共通している。「履修モデル」とは、あるテーマを学びたい場合に学生がどのような科目を履修すればよいかを表にして示した履修例で、『履修登録のために』（根拠資料 [4-1] p.17-24、p.31-33、p.40-42、p.52-53、p.62-64、p.76-

78、p.85-87、p.101-103)で明示している。履修モデルはあくまで一参考例であり、そのテーマを学びたい学生に科目選択を強制するものではないが、多くの学生が専門を体系的に学ぶための科目選択にこのモデルを役立てている。たとえば文学部人文学科は日本文学、創作・表現、日本史、西洋史、美術史、総合文化、現代思想・社会、国際教養という8つの履修モデルを提示しているが、同学科のような幅広い分野を含む学科では特に、多くの科目の中から何を履修すれば自分の目的を達せられるのか分からなくなる学生にとっての履修選択の助けとなっている。他の学科ではそれぞれ3つの履修モデルを提示している。大学ホームページ(根拠資料 [4-2]【ウェブ】、[4-3]【ウェブ】、[4-4]【ウェブ】、[4-5]【ウェブ】、[4-6]【ウェブ】、[4-7]【ウェブ】、[4-8]【ウェブ】、[4-9]【ウェブ】)や『履修登録のために』(根拠資料 [4-1] p.54-57、p.66-67、p.114-117)等に掲載してあるカリキュラムツリーや、シラバスに記載してある科目ナンバリングコードも学びの体系性をさらに整備しようとするものである。科目ナンバリングコードについては、令和3(2021)年度より、具体的な分類表を基に教員がシラバスを作成するとともに、学生にも分類表を提示し、目的に沿った履修登録の手助けとなるような運用を開始している(根拠資料 [1-4] p.26-31【ウェブ】)。さらに、令和4(2022)年度からはカリキュラム・マップも全学部・研究科、全学共通科目運営センターで活用する予定である(根拠資料 [4-10])。)

以上のように学部専門科目は全学的に概ね統一された方針の下に編成されているが、授業の具体的な展開のあり方は、文学部と、実践的な性格がより強い他の3学部とでは自ずと異なっている。文学部の演習が後期課程から設置されているのに対し、これら3学部では演習・実習が前期課程でも必修となっており、マネジメント学部、観光コミュニティ学部、心理学部では学外実習や就業体験等を通じて職業「現場」への意識を早期に高める実践的教育を行っている。マネジメント学部前期課程の「実践ゼミナール」や「インターシップ」、観光コミュニティ学部の「基礎ゼミナール」とそれに伴う学外実習などがそれに当たる。なお、こうした学外実習の運営に当たっては、「アカデミック・インターシップ運営会議」「観光コミュニティ学部基礎ゼミナール運営会議」をそれぞれ設けて進めている(根拠資料 [4-11] p.206-207)。

このように、各学部において授業の具体的な展開のあり方に相違はあるものの、他学部の専門科目を履修することも可能な制度になっている。具体的には、前期課程の選択科目8単位の中には他学部専門科目を4単位まで含めることができ、後期課程でも同様に、選択科目14単位の中に他学部専門科目を8単位まで含めることができる(根拠資料 [1-4] p.71【ウェブ】)。このように学生の多様なニーズに応える柔軟性を持つ点でも、適切に編成された教育課程であると言える。

高大接続については、上で述べた導入科目(「プロゼミI・II」)や情報処理科目などの初年次教育に加え、「花蹊の教育とライフプラン・キャリアプラン」などの科目の設置によって配慮している。

以上の学士課程の教育課程の点検・評価・改善は毎年全学教務委員会が主として担い、全学共通科目運営センター・学部学務委員会・学部教授会・学科会議等と連携して行っている。

次に大学院における教育課程の編成の現状について述べる。

人文科学研究科の日本文化専攻とマネジメント研究科では、通論(必修)・特論(選択)・

演習（必修）をおいている。大学院生は通論と特論で専門を深めながら、演習で指導教員から専門的指導を受けて修士論文を執筆する。所定の単位の取得と、論文審査及び試験に合格することが修了の要件となる。人文科学研究科の臨床心理学専攻は、国家資格である公認心理師養成のための教育課程に対応していると共に、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による第一種指定大学院となっている。従って所定の単位を取得することにより、大学院修了後に公認心理師と臨床心理士資格試験の2つの受験資格を得ることのできる教育課程を編成している。所定の単位の取得と、指導教員の専門的指導の下に修士論文を執筆し、論文審査及び試験に合格することが修了の要件となる（根拠資料 [1-9]【ウェブ】）。

大学院の教育課程運営は、人文科学研究科では各専攻会議が主として担っている。専攻会議で作成された教育課程案は研究科委員会に提案され、審議・承認を受ける。マネジメント研究科では研究科委員会がこれらを行っている。この様なプロセスによって恒常的に、教育課程の適切な運営と改善を行っている。以上に加えて臨床心理学専攻では、公認心理師養成のための教育課程については国に、臨床心理士養成のための教育課程については公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会にそれぞれ確認書類を提出し、これら外部機関による認定を受けている。

次に、資格取得課程、とりわけ教職課程について述べる。本学では、教員養成のための理念として、「グローバルな視点にたって思考し行動できる資質・能力の育成」、「新たな教育課題に対応し、自律し自立できる教師の育成」、「教員の職務から求められる資質・能力の向上」の3つに重点を置き、変化の激しい時代に負けない子どもたちの「生きる力」を育む教員の養成に取り組んでいる。

現在の教育課程は、平成18（2006）年の「中央教育審議会答申『今後の教員養成・免許制度の在り方』」と平成20（2008）年に改正された「教育職員免許法」にもとづいて運営されており、平成31（2019）年4月からは、新たに再課程認定によるコアカリキュラムが導入され、学校教育を担う教員の資質能力の向上を目指して、教職課程に係る科目区分の大括り化と履修内容の更なる充実が図られた（根拠資料 [4-12] p.1【ウェブ】）。これらの点検・評価・改善は、教職課程運営会議で実施されている。

以上のことから、学部・研究科の教育課程は、CPに基づき学位にふさわしい授業科目を適切に開設しており、かつ、体系的に編成している。

なお本学では概ね4年に1度、全学教務委員会と学部学務委員会が中心となって教育課程編成を見直している。令和3（2021）年度においては令和6（2024）年度に向けて、学部及び大学院の教育課程改定を検討中である（詳細は点検評価項目⑦で説明）。

## **<学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について>**

学士課程では、上で述べた「ソーシャルマナー」、各種資格課程、実践系の学部（マネジメント学部、観光コミュニティ学部、心理学部）でのインターンシップ、基礎ゼミナール、心理実習における学外実習などを通じて、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を概ね適切に推進している。修士課程では、人文科学研究科臨床心理学専攻において、本学の附属教育研究組織である心理教育相談所で実施される実習と学

外施設での実習に重点を置いており、こうした実習への参加に加え、OG・OBカンファレンスの実施などを通じて、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を実施している。

**点検評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。**

**評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置**

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

＜学士課程＞

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

＜修士課程＞

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

＜専門職学位課程＞

- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

**＜各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置について＞**

第一に、各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置について述べる。学士課程では大学設置基準に基づき学則第19条で次のように定め、学期初めのオリエンテーションでも学生に周知している。すなわち1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として、講義は15時間の授業、演習（外国語科目及び講読を含む）は30時間の授業、実験・実習・実技は30時間から45時間までの授業をもって1単位とするということである。さらに1学期当たりの履修登録単位数の上限を22単位、下限を前期課程では15単位、後期課程では8単位としている。但し集中講義及び資格課程の履修については、この履修登録単位数の上限と下限には数えないこととしている。以上の履修登録単位数の下限については、進級又は卒業の見込みが立つ単位数をもって下限とすることができる。単位に関するこれらの規程によって、学生の学習時間を保証し、単位の実質化を図っている（根拠資料 [1-4] p.205【ウェブ】、[4-13]）。但し大学院については、修了要件の単位数が多くないことから、履修登録単位数の上限は設定していない。

第二にシラバスの内容及び実施についてである。シラバスはウェブ上で公開しており、掲載項目は「基本情報」（科目ナンバー、科目名、担当者、開講期、科目区分、履修開始年次、単位数、曜日/時限、教室）、「授業題目」、「授業の達成目標」、「今年度の授業内容」、「自習に関する一般的な指示事項」、「授業スケジュール」（15回分）、「授業の運営方法」、



「成績評価の方法」、「テキスト」、「参考文献」、「関連ページ」、「その他、履修生への注意事項」、「実務経験のある教員による授業科目」である。シラバスの執筆にあたっての注意事項を記したマニュアル（根拠資料 [4-14]）を全教員に配布している。全学共通科目については全学共通科目運営センターが、学部専門科目については各学部の学務委員が各授業のシラバス内容をチェックし、適切な表現がなされていない箇所については授業担当者に修正を要請している。また、授業内容とシラバスの整合性の確保の観点から、成績評価はシラバスの記載とおりに実施することとしている（根拠資料 [4-15] p.53）。このような授業内容とシラバスの整合性については学部 FD 研修会や資料配布などを通じて、全教員に対して意識するよう促している（根拠資料 [4-14]）。

なお、大学院においても、シラバス記載項目は上記の学部のそれと同一である。シラバス内容のチェックは研究科委員会で学務担当教員が中心となって行っており、問題がある場合は是正を求めている。

第三に、学生の主体的参加を促す授業形態・授業内容・授業方法についてである。

まず全学的な取り組みとして語学の習熟度別クラス編成がある。本学では従来語学科目は学籍番号順に機械的にクラスを割り振っていたが、この方式だと習熟度に大きな差のある第一外国語（英語）について、よくできる学生から「授業内容が易しすぎる」と毎年不満が出されていた。この不満に対応すべく平成 28(2016)年度から習熟度別クラス編成とした結果、学生の能力に合った授業を行えるようになった。上級クラスでは、履修者数を少なく抑えたことにより、学習者同士のインタラクティブな活動を通して習熟度が高い学生の意欲を促進する方向に改革することができた。また、入学前のレベル分けテストと 2 年生進級時の上級クラスへの振り分けテストを実施することによって、学習効果の可視化を可能としている（根拠資料 [4-16]）。また、実験・実習・演習科目のうち、機械器具を用いたり、身体的技能の習得を目的としたりする授業などではティーチングアシスタントを必要に応じて配置している（根拠資料 [4-11] p.99-103）。

学部横断的に見られる教員の取り組みの一つとして、毎回の授業の所感を書かせるレスポンスシートの配布がある。「定量的な成果」が見えにくい文学部の講義でも、たとえば令和 2（2020）年度におけるコロナ禍の授業においても、ポータルアンケート機能等を使ったクイズや、そこで得られた質問へのフィードバックを常時行うこと等により、学生の主体的参加を促している例がある（根拠資料 [4-17] p.26-30、p44-48、p.71-75、p.81-84、p.98-102、p.119-121、p.138-141）。「現場」を常に意識させる教育を行っている学部（マネジメント学部・観光コミュニティ学部・心理学部）では、企業などの現場・地域社会など学外との協働を行っており、またマネジメント学部では学部独自の成果発表会により学生の意欲を促進する取り組みも行われている（根拠資料 [4-18]【ウェブ】、[4-19]【ウェブ】、[4-20]【ウェブ】）（ただし、新型コロナウイルスの蔓延により令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度は中止）。

さらに全学的取り組みとして、卒業論文優秀作品の表彰制度と、学業成績優秀者の卒業式における表彰制度がある。前者は学生の学習意欲の向上をめざして平成 27（2015）年度から導入され、学科・学部の審査を経て当初は全学的な表彰、平成 31（2019）年度からは学部ごとの特性を考慮して学部単位の表彰となった（根拠資料 [4-21]【ウェブ】）（ただし、新型コロナウイルスの蔓延により令和 2（2020）年度は中止）。また、学部によっては独自

の「卒業生表彰」を行っている。たとえばマネジメント学部では卒業論文の中で特に女性政策・ジェンダー研究の優れた論文に対して学部独自の特色ある賞を授与し、学業成績や課外活動などでも顕著な成果を収めた学生をも表彰するなど、学生の努力を多角的に評価する試みを行っている（根拠資料 [4-22]）。また、観光コミュニティ学部や心理学部は毎年卒論発表会を行って学部横断的な参加を呼びかけるなど、学生の成果発表に積極的な役割を果たしている（ただし、新型コロナウイルスの蔓延により令和元（2019）年度、令和2（2020）年度は中止）。

第四に、授業形態に配慮した1授業あたりの学生数については、授業方法ごとの教育効果・各教室の収容可能人数・情報処理機器等の設備備品条件等を総合的に勘案し、全学的に標準的な履修者数の目安を設けている。あくまで目安であり厳格に適用するものではないが、授業方法ごとの標準履修者数は、外国語科目 30 名、情報処理科目 35 名、講義科目 80 名（学部専門科目）、講義科目 120 名（全学共通科目）、演習科目 15 名、実習科目 35 名である。なお、標準的な履修者数とは別に、教育的な効果を保てる最大数まで受け入れ可能な、弾力的に運用した場合の履修者数が定められている。履修希望者が集中した際には、抽選による履修者の確定を行っている（根拠資料 [4-11] p.18）。さらに、希望者数が多く、3年連続で抽選になる科目については次年度の分級を改めて検討することによって、授業あたりの学生数を低めに抑えられるようにしている。時間割編成については、全学共通科目の外国語科目・情報処理科目・初年次教育を行う「プロゼミⅠ・Ⅱ」などの必修科目と、学部専門科目の演習等が時間割上重ならないようにする等の工夫を行っている。

大学院については、在籍者数が少ないため履修者数の問題は生じていない。また全専攻において、履修者が1名でもいれば開講するようにしている。

第五に、適切な履修指導の実施についてである。学生には『学生便覧』と、学科ごとの単位充足要件が分かりやすく書かれた『履修登録のために』という冊子を配布している（根拠資料 [1-4] 【ウェブ】、[4-1]）。さらに毎学期初めのオリエンテーションで教務課による履修ガイダンスと、学科が主体となるガイダンスを行い、それらのガイダンス後にアカデミックアドバイザーによる履修指導のグループミーティングと個人面談を実施している。なお履修登録時には、教務課が進級・卒業要件を満たしているかのチェックを行い、要件未充足の学生には履修訂正の必要性を通知している。

ここで、本学では教務課による単位数チェックに加えて、個々の学生の履修状況と大学生活全般に対する教員の細やかな目配りが学生の履修や学びを支えていることを強調しておきたい。その目配りを可能にしているのが、専任教員によるアカデミックアドバイザー制度である。各アドバイザーは1学年15名程度までの学生を担当し、年4回の個別面談（4月のオリエンテーション時、6月の春学期中間面談、9月のオリエンテーション時、11月の秋学期中間面談）により、履修指導や学習・生活上の状況確認を行っている。アカデミックアドバイザーは、1年次は「プロゼミ」Ⅰ又はⅡの担当教員、2年次は文学部・心理学部は原則として1年次担当教員の継続、マネジメント学部・観光コミュニティ学部はそれぞれ「実践ゼミナール」・「基礎ゼミナール」の担当教員、3・4年次は文学部・観光コミュニティ学部・心理学部は「演習Ⅰ・Ⅱ」、マネジメント学部は「展開ゼミナールⅠ・Ⅱ」・「生活環境マネジメント学演習Ⅰ・Ⅱ」の担当教員が務めることになっている。いずれにおいても授業で顔を合わせる時に学生の状況を把握し、必要に応じて働きかけることがで

きる。このことによって個々の学生の学修上の相談に直接応じて励ましたり、生活上の問題が学修困難につながっている場合には関係部署と連携することによって解決を図ることができる体制をとっている（根拠資料 [4-11] p.35-40）。

第六に、修士課程における研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施についてである。まず年間スケジュールや研究指導の概要については『大学院学生便覧』を配布した上で、学期初めのオリエンテーションで周知している（根拠資料 [1-9] 【ウェブ】）。各研究科は個々の院生の指導教員を決定し、演習を通じて研究指導を行い、修士論文中間報告会（人文科学研究科は2年次、マネジメント研究科は1年次と2年次）を主催する。中間報告会には各専攻の全教員と院生全員が参加するため、指導教員以外の教員や院生からの意見やアドバイスを受けられる貴重な機会となっている。院生は2年次の1月に修士論文を提出し、2月に論文審査と最終口述試験を受ける。所定の単位を修得し、論文審査と最終口述試験に合格した者に修士の学位が授与される。以上は大学院全体に共通しているが、個々の専攻の特性を活かし、院生の研究意欲を促進する独自の試みを行っているケースもある。たとえば日本文化専攻では、毎年2回ほど「日本文化研究フォーラム」を開催し、日本研究の各分野の専門家を招いての講演会を行って院生の視野を広げることに努めている。臨床心理学専攻では毎年3月に修士論文発表会を開催し、1年次の院生が修士論文の作成に向けて関心を広げ、研究の実施に必要な知識と技術を体得できる機会としている。マネジメント研究科では、修士論文を最終的に提出する前の「予備審査」での発表を2年次の11月に院生に行わせている。

第七に、実務的能力の向上をめざした教育方法と学習指導の実施についてである。「評価の視点1」に記されたこの項目は＜専門職学位課程＞を念頭においたものだが、本学では実務系教育も実施されていることに鑑み、この項目をめぐる点検・評価を最後に述べることにする。教職課程のある文学部で行われている教育実習へのサポートとしては各教科の教員3名と、教職科目の教員1名の計4名で事前指導（3年次2回、4年次1回）、事後指導を1回行うとともに、先輩の体験談を話してもらったり、講演を行ったりしている（根拠資料 [4-23] p.4-20）。また、マネジメント学部で行われている、企業と連携したPBL(Project Based Learning, 企業などの現実の課題に対して主体的に解決策を提案する力を養うプロジェクト)や、観光コミュニティ学部で行われているゼミでのフィールドワークは、本学で実務的能力の向上をめざした教育が精力的に実施されていることの証である。また、心理学部では公認心理師受験資格のために学部で必要とされている科目を網羅している。さらに自分自身や他者の心の健康を保つための手立てと共に、心の問題を抱えている人々への心理支援について施設見学・実習などを通して実践力が身につくような指導を行っている。このように「実践力」を教育理念として掲げる大学として、本学は実務的能力の向上をめざした教育に今後も引き続き力を入れていく。

第八に、授業改善の試みである。全学的な取り組みとして、全専任教員が、授業を適切に進める上で必要な情報の共有のための懇談会を、年に一度兼任講師を交えて行っている（根拠資料 [4-24]）。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染拡大により中止としたが、令和3（2021）年度春学期開始当初には、専任・兼任教員が参加するFD懇談会（前半：大学全体、後半：各学部及び全学共通科目運営センター）を、オンラインで開催した（根拠資料 [4-25]）。また、令和元（2019）年度には、全学共通科目運営センターの

下に外国語教育と国際交流のあり方を検討する外国語・国際交流部会を設置し、加えて英語において非常勤講師へのオンライン・アンケートを実施するなど、授業改善のための体制を強化している（根拠資料 [4-26]）。さらに、遠隔授業の操作、内容改善等に対する情報交換サイト「授業力向上のための教員有志による交流サイト」が教員間で自主的に開設され運営されている（根拠資料 [2-32]）。

第九に、新型コロナウイルス対策として令和2（2020）年度はオンライン授業を中心に春学期ならびに秋学期の授業が実施されたが、オンライン授業の課題や改善については、各種のFDワークショップやFD講習会を実施（第6章で詳述）し、また、对学生及び対教員に対してアンケート調査を行った（根拠資料 [4-27]）。令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス禍が継続する中、授業別にオンライン授業と対面授業とを組み合わせさせた授業形態とした（根拠資料 [4-28]）。

以上のとおり、各学部・研究科では学生の学習成果を活性化し、効果的な教育を行うための適切な取り組みが行われている。また、教育活動に係る新型コロナウイルス感染防止への対応は、教育の質の維持・向上を図ったものであり適切であったと判断できる。以上のことから、本学では、学生の学習を活性化し、効率的に教育を行うための適切な措置を講じている。

#### **点検評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。**

##### **評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置**

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

##### **評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置**

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与

#### **<成績評価及び単位認定を適切に行うための措置について>**

成績評価及び単位認定を適切に行うための措置は学部学務委員会・研究科委員会・学科会議・学部教授会・全学教務委員会・教務課が連携して行っている。以下、小項目ごとに述べる。

第一に、単位制度の趣旨に基づく単位認定についてである。本学の授業科目の単位数は点検評価項目④で述べたように、講義・演習・実験や実習など授業形態ごとにそれぞれ何時間の学修を必要とするかということをもとに定められている（学則第19条）。そして授業前後の自学自習を行うように求めているのが単位制の趣旨なのだということを、学科ガイダンスなどの際に学務担当教員が学生に説明している。単位認定は学則第20条と「成績の評価及び単位の認定に関する規程」に基づき、教務課が成績評価の時期に毎回文書で注意喚起するなどして厳正に行っている（根拠資料[1-4]p.205-206、p.332-347【ウェブ】）。

今般の新型コロナウイルス対応で遠隔授業となったことは、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成すること」という単位制の意味を、講義に付随して出される課題を通じて改めて学生に確認させる機会ともなった。

第二に、既修得単位の適切な認定については、「他の大学等における履修、大学以外における学修及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程」を定めている（根拠資料 [1-4] p.357-363【ウェブ】）。これらの単位の認定は、当該学部の学務委員会の具申に基づき学部長が行う。ただし全学共通科目に相当する単位は、全学共通科目運営センター会議の具申に基づき、全学共通科目運営センター長が行う。他大学等における履修に関しては、本学と他大学との協定に基づくものを対象としており、現状では彩の国大学コンソーシアムの単位互換制度がある。大学以外の教育施設等における学修に関しては、短期大学または高等専門学校の特攻科における学修、大学の専攻科における学修、本学が大学教育に相当する水準を有すると認めたものがある。入学前の既修得単位に関しては、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を認定する。認定できる単位数の条件も定めており、前期課程、後期課程ともに30単位を上限としている。また、本学で実施している国際交流の一環としての海外研修（短期）に関しても、本学における既修得単位の状況に応じて単位認定を行っている（根拠資料 [1-4] p.38-39【ウェブ】）。なお、令和2（2020）年度に、東武東上線沿線の大学が連携している「埼玉県東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）」の会員校となったことによって、今後大学間で単位互換の機会拡大を予定している（根拠資料 [4-29]【ウェブ】）。

第三に、成績評価の客観性と厳格性を担保するための措置についてである。成績評価については科目ごとにシラバスで評価方法を示しており、成績評価に関連する出席・成績評価方法・定期試験・小論文・追試験及び小論文の期間外提出・単位の認定については『学生便覧』に記載している。単位の認定については、学則第2章第3節「教育課程及び履修方法」第20条「授業科目は、15週又は30週の授業が終了したとき、その成績を評価するために試験又は小論文を課す。評価は100点を満点とし、60点をもって合格とし、単位を与える。ただし、授業時数の3分の2以上出席しなければならない」に則って評価される。履修登録を行い、3分の2以上授業に出席し、担当教員の行う成績評価に合格した者について所定の単位を認定することになっており、1単位の基準については「大学設置基準」第26条2項に基づき、前述の様に学則第19条に定められている。これらについては、全て『学生便覧』と大学ホームページで周知している（根拠資料 [1-4] p.205【ウェブ】）。

評価の基準は「成績の評価及び単位の認定に関する規程」に従っている。成績評価は100～90点をS、89～80点をA、79～70点をB、69～60点をC、59～40点をD、39点以下をEとし、S・A・B・Cが合格、D・Eは不合格としている（第8条）。S評価はGPAによってより精度の高い測定を行うことを企図し、平成28（2016）年度から導入した。S評価については履修者数の概ね5%以内を目安としている。ただし英語の上級クラスにおいては、最高レベルのS評価の割合を通常より多く出す措置をとっている。他方、D評価となる場合には、評価を確定するに先立ち成績評価の機会を改めて与えることになっており（「再評価」）、その際に成績を確定する場合はC又はDとする（第9条）（根拠資料 [1-4] p.35【ウェブ】）。なお、学生が成績評価の内容について確認したい場合は、「成績評価確認願」を一定期間内に提出することによって問い合わせられる（根拠資料 [1-4] p.36【ウ

ェブ】、[4-11] p.29)。

成績評価は授業の形態や内容と深く関わるため、全ての授業に対して一律の評価方法を用いたり、各評点に対する人数比率を一律に定めたりすることは必ずしも適切とは言いがたい。個々の授業の評価方法については担当教員の専門性に委ねているところが大きい。それらについてはシラバスの「成績評価の方法」欄に明記し学生に周知するよう、教務部長から担当教員に依頼している（根拠資料 [4-14] p.8）。

なお学外実習については、通常の講義や演習とは異なる成績評価方法を用いている。たとえば教職課程では、「教育実習」の成績評価は文学部長を議長とする教職課程運営会議で行っている。学芸員課程の「博物館実習」と「教育実習」は、実習日誌によって実施内容を確認した上で評価している。同様にマネジメント学部のインターンシップでも出勤簿で実習時間を確認し、受け入れ先による評価（責任感、協調性、意欲・積極性、規律性・礼儀、理解力・判断力、処理スピード、正確さ、状況変化への対応力の 10 項目で 5 段階評価）や学生の報告書などにより学習成果を評価している（根拠資料 [4-30] p.8-9）。観光コミュニティ学部の「基礎ゼミナール」でも学外実習を夏期休業期間中（8 月）に 1 日 7 時間程度で 6 日間から 10 日間程度行うため、学内での授業と学外実習を総合して評価を行っている（根拠資料 [4-31] p.12）。心理学部臨床心理学科では、令和 2（2020）年度より医療分野は「心理実習 A」、教育分野は「心理実習 B」、福祉分野、司法・犯罪分野は「心理実習 C」とし、より充実した実習体制を構築した。「心理実習 A・B」は公認心理師対応科目であるため、これまでと同様に「心理実習 A・B 実習ノート」を作成している。学生は各領域での学びを実習ノートに記載し、施設先の実習担当者からコメントを貰うことで実習の質を高めている。

第四に、卒業・修了要件の明示についてである。学部卒業の要件は学則第 18・31 条に規定されており、第 31 条の要件を満たした者に学士の学位が授与される。これらの規程は『学生便覧』と大学ホームページに明示されている（根拠資料 [1-4] p.205-207【ウェブ】）。修士課程の修了要件は大学院学則第 30 条に規定されており、第 30 条の要件を満たした者に修士の学位が授与される。この規定も『大学院学生便覧』に明記されている（根拠資料 [1-9] p.59【ウェブ】）。

以上のことから、成績評価と単位認定は適切に行われている。

### <学位授与を適切に行うための措置について>

第一に、学位論文審査基準の明示について述べる。令和 3（2021）年 3 月、全学教育・研究支援委員会から卒業論文の審査基準の策定について具体案が答申された（根拠資料 [4-32] p.4）。これを受けて、令和 3（2021）年 12 月に学部ごとに共通の審査基準を策定した（根拠資料 [2-25]）。この基準は令和 4（2022）年度の卒業論文・卒業研究から適用される予定である。

修士論文審査基準については、規程・内規にあたる「跡見学園女子大学大学院人文科学研究科修士論文審査基準」と「同マネジメント研究科修士論文審査基準」第 2 条に次の 5 点を明記している。すなわち「視点、方法又は内容に独自性があること」、「先行研究を正しくふまえていること」、「論述の流れ、論理の展開、主旨が明快であること」、「図表、グラフなどを含む場合、その作成、活用が適切であること」、「資・史料、データの理解及び

出典処理が適切であること」である。この審査基準は『大学院学生便覧』に掲載している（根拠資料 [1-9] p.130-131【ウェブ】）。人文科学研究科及びマネジメント研究科では、令和3（2021）年度に修士論文審査基準の見直しを検討したところ、現状の基準は適切と評価され、見直しは行わないこととなった（根拠資料 [4-33] p.2、[4-34]）。

第二に、学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置、及び学位授与に係る責任体制及び手続の明示についてである。学士課程については、上記のように学則第6・32条に学位の授与について言及があるが、「跡見学園女子大学履修規程」第20条に卒業判定についてのより明確な規定があり、『学生便覧』にも掲載されている（根拠資料 [1-4] p.304【ウェブ】）。第20条は学長が卒業を認定する要件を規定しているが、個々の学生がこれらの要件を満たしているかどうかを確認する「卒業判定」は、教務課作成の資料をもとに各学部の学務委員会と教授会の議を経て厳正に行われている。

修士課程の学位審査と修了認定及びその手続は「学位規程」第9条に定められており、『大学院学生便覧』に掲載されている（根拠資料 [1-9] p.69【ウェブ】）。いずれの専攻においても主査（指導教員）の他に副査2名が修士論文の審査を担当し、最終審査は口述試験によって行っている。最終試験終了後、主査及び副査2名によって「修士論文審査及び最終試験結果報告書」（根拠資料 [4-35]）に論文の評価と最終試験の結果を記し、研究科委員会に文書で報告する。同報告書の原本は、大学が保管する。研究科委員会は報告に基づいて修士論文の可否を判定し、研究科長が判定結果を学長に報告する。このように複数名で審査することにより評価の客観性を確保しており、手続も責任体制も明確であると言える。

以上のことから、学部・研究科における学位授与は、適切に行われていると評価できる。

**点検評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。**

**評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定**

**評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発**

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

**＜各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定と、学習成果を把握及び評価するための方法の開発について＞**

まずは、全学的な取り組みについて述べる。学習成果の測定のための指標の設定は、マスタープラン中期目標の一つであり（根拠資料 [1-20] p.4）、令和元（2019）年度に学長がこの点に関して全学教育・研究支援委員会に諮問を行い、同委員会は令和3（2021）年3月に答申した。答申では、学部・学科のDPに掲げる能力の到達目標を測るために、DP

と各科目との関係を明瞭化することが提案されるとともに、学修ポートフォリオの活用が提案された（根拠資料 [4-32] p.3）。このように、全学としての学習成果の測定のための指標の設定は、開発の途上にある。

現時点で全学的に使用されている成績指標としては、まずは GPA を用いた学習成果の測定が挙げられる。また、GPA は、跡見花蹊記念奨学金（学業奨励賞）や各種修学支援の選考や卒業式の各種総代の選考にも使用している（根拠資料 [1-4] p.388【ウェブ】）。

加えて、本学入学予定者には英語プレースメントテスト受験を課しており、入学後の学修のために必要な学力の測定をしている（根拠資料 [4-36]）。

この他、アカデミックアドバイザー制度（点検評価項目④で既出）によって、各教員が学生の単位修得状況を、学期終了毎に把握している。これにより、一人一人の学生の学習成果が単位修得数及び GPA という形で測られている（根拠資料 [4-11] p.35-40）。

次に、各学部・学科の取り組みとしてはたとえばマネジメント学部では前述のようにインターンシップで受け入れ先の評価を 5 段階評価とし学生の報告書と併せて学習成果を評価している（根拠資料 [4-30] p.9）。

また心理学部では、学習成果の判断材料の一つとして卒業後の進路（公認心理師・臨床心理士）をめざす大学院進学者（令和 2（2020）年度卒業者のうち 11 名）や健康心理士資格取得者の数などを確認している（根拠資料 [4-37]）。

さらに文学部の資格課程履修者について述べると、教職課程においては、教員免許の取得数（令和 2（2020）年度は、中学校教諭 16 件、高校教諭 21 件）を把握し公表するとともに、これを検証のために用いている（根拠資料 [4-12] p.8【ウェブ】）。博物館学芸員資格取得者については、令和 2（2020）年度は 17 名、司書課程資格取得者については、令和 2（2020）年度 93 名、司書教諭 5 名であった。

大学院では、点検評価項目⑤で述べたような体系的プロセスをたどって作成される修士論文を複数の教員が審査するという形で、学習成果を分野の特性に応じて概ね適切に測定してきたと言える。加えて臨床心理学専攻では、国家資格である公認心理師と公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の合格率（公認心理師：令和 2（2020）年度合格者 13 名、合格率 81.3%、臨床心理士令和 2（2020）年度合格者 10 名、合格率 58.5%）も一つの客観的な学習成果の指標としている。

本学では以上のような学習成果の測定を実施しているものの、これらは統一的な指針にもとづいて実施されているというよりは、学部や研究科の特性に沿った形で運用されている。今後は、本節冒頭に述べた測定指標の開発を図るとともに、アセスメント・ポリシーの策定などを通じた、全学的な指針の策定が課題となろう。

**点検評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価  
・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上



### ＜適切な根拠に基づく点検・評価＞

第2章で述べたように、学長及び執行部会議のマネジメントのもと、「自己点検・評価に関する規程」に基づき、令和2（2020）年度に自己点検・評価推進委員会が基準4教育課程・学習成果について自己点検・評価を行い、これを全学自己点検・評価委員会が検証した（根拠資料[2-16]）。

本学では、学則第5条の3第4項に基づいて別に定めている「跡見学園女子大学学則第5条の3第4項に規定する大学評議会において審議する事項について」において、「本学の教育課程の編成の方針に関する事項」及び「学生の入学、卒業、課程の修了及び学位の授与の方針に関する事項」と定めている。また、学則第6条第3項に基づいて別に定めている「跡見学園女子大学教授会規程」第2条の4第3項において「学部の教育課程の編成」を審議事項として定めている。

このような体制のもと、教育課程及びその内容・方法の適切性については、毎年度、担当教員の資格や科目適合性の確認などと併せて、それぞれの学部学務委員会で点検・評価を行い、改善を図っている。また、マネジメント学部を創設した平成14（2002）年度の本学の大改革以降、ほぼ4年ごとに全学的な教育課程の見直しを行っているが、その過程で教育課程の適切性について点検・評価を行っている。

### ＜点検・評価結果に基づく改善・向上について＞

本学は、今まで平成18（2006）・22（2010）・27（2015）年度に新教育課程をスタートさせており、平成27（2015）年度改革の時に第二外国語に朝鮮・韓国語を取り入れ、卒業論文・卒業研究を必修化するなどの教育内容の充実・改善を行ってきた（根拠資料[4-38]、[4-39]、[4-40]）。平成30（2018）年度には、文学部臨床心理学科を改組し、心理学部臨床心理学科を設置すると共に、大学院人文科学研究科臨床心理学専攻の教育課程を変更することで、公認心理師の養成にも対応をした（根拠資料[1-9] p.35【ウェブ】、[4-1] p.93-99、p.104）。さらに令和3（2021）年度は、令和6（2024）年度の新教育課程編成の検討を、各学部・全学共通科目運営センターが行っているところである。令和6（2024）年度改革にあたっては、学生の履修支援のためにシラバス記載事項の更なる充実を図る予定である。具体的には従来のシラバス項目に改善を加え、「授業における学修の到達目標及び成績評価の方法・基準」や「卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連」等の項目を設ける。そうすることによってDPとCPの関係を一層可視化し、学生がより明確な目的意識を持って学べるようにすることを予定している。また、第2章で詳述したように、特に教学面では学部のPDCAサイクルを確立することが重要であるとの認識から、令和2（2020）年度より学部教授会で3つのポリシーと教育課程との関係などについて検証を行っている。このように本学の教育課程については、学長及び執行部会議のマネジメントの下で、全学教務委員会及び学部学務委員会による内部質保証のためのPDCAサイクルが既に機能している。しかし、前項で述べたように全学としての学習成果の測定のための指標の設定は開発の途上にある。このため、執行部会議において、私立大学等経常費補助の申請要件である「教育の質に係る客観的指標」を用いて本学の教育課程の点検を行い、今後の対応を検討しているところである（根拠資料[4-41]）。直近の対応としては、令和3（2021）

年度に科目ナンバリングを公表した（根拠資料 [1-4] p.26-31【ウェブ】）。科目ナンバリングの公表により、科目の分類、レベルを容易に把握できるようになった。また、令和 4（2022）年度には、シラバスの項目に、「準備学修（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間」と「課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法」を新たに追加する予定である（根拠資料 [4-14]）。シラバスの項目の追加により、学生に効果的な教育を行うことができる。

## （２）長所・特色

本学の恒常的かつ地道な取り組みとしては、学長及び執行部会議のマネジメントの下で、教育課程の編成において毎年、全学及び各学部学務委員会ならびに全学共通科目運営センター会議で点検・評価を行い、改善が図られていることが挙げられる。また完成年度を迎えた学部では概ね 4 年に 1 度、3 つのポリシーの連関性に留意しつつ、教育課程の大幅な見直しを行っている。このように学部の教育課程の編成、実施、点検・評価、改善については学部教務委員会が中心となり、他方、全学共通科目のそれについては全学共通科目運営センター会議において継続的に実施され、PDCA サイクルが機能していることは、教育課程の「質保証」の取り組みとして特記しておきたい。

また学士課程を、前期・後期課程に分けているメリットを活かし、学生が段階的に学修を進められるような科目配置には、特に配慮している。学部・学科においては履修モデルを策定・公開して学生が自分のニーズに合わせて学修を達成できるよう配慮すると共に、アカデミックアドバイザーが毎学期開始前のガイダンスにおいて個々の学生に丁寧な履修指導を行っている点も本学の長所である。

## （３）問題点

本学の問題点としては、全学としての学習成果の測定のための指標の設定は開発の途上にある。このような学習成果の測定指標の整備については全学教育・研究支援委員会の令和 2（2020）年度答申も踏まえ、学部・学科や研究科の分析も参考にしつつ、全学的に学習成果を数値化して経年で分析するなどにより、令和 6（2024）年度の教育課程の再編に生かすことをめざすこととしている。

## （４）全体のまとめ

教育課程については、学長及び執行部会議のマネジメントの下で、毎年度、全学教務委員会及び学部学務委員会が年度授業計画を点検・評価し、改善を図っている。また、概ね 4 年に 1 度、教育課程の大幅な見直しを行っており、教育課程は概ね適切なものとなっている。このように、教育課程の PDCA サイクルは機能している。また、学生が段階的に学修を進められるような科目配置となっており、学生には丁寧な履修指導がされている。

学習成果の客観的測定方法を全学的に検討することが本学の課題であり、その結果を令和 6（2024）年度の教育課程の再編に生かすことをめざすこととしている。

## 第5章 学生の受け入れ

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

#### <学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表について>

学部全体、各学部・学科では、学生の受け入れ方針（以下「AP」という。）は人材養成の目的（学則）・教育理念・教育目標に基づき、学位授与の方針（以下「DP」という。）及び教育課程の編成・実施方針（以下「CP」という。）と一体的に設定している。大学院についても学部と同様に、大学院全体、各研究科・専攻の AP をそれぞれ設定し、評価の観点や求める学生像を提示している。

以上の AP については、本学ホームページ（根拠資料 [2-9]【ウェブ】）や入学試験要項（根拠資料 [5-1] p.3-4、[5-2] p.2-3、[5-3] p.1-2、[5-4] p.1）で明示し、本学への入学を考える受験生、及び社会に対して広く周知を図っている。

#### <下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定について>

##### ○入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

学部全体の AP については、能力・意欲・目標に関して求める学生像を、それぞれ「大学教育に求められる基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力を持つ人」、「本学の教育課程を理解し、修得しようとする意欲を持つ人」、「入学後、学問を通じて幅広い視野と専門的学識を身につけ、自律的かつ自立的な社会人となることを目標とする人」と明示している。また各学部・学科の AP についても、各学部・学科の人材養成の目的（学則）と教育目標に基づき、DP 及び CP と連動するよう設定しており、各学部・学科が求める学生像の他、学科ごとに高校生活を過ごす上で求める指針をそれぞれ明示している（根拠資料 [2-9]【ウェブ】、[5-1] p.3-4、[5-2] p.2-3、[5-3] p.1-2）。大学院全体の AP では、「専門的研究を進める上での基礎的な知識・学力を十分に有している。物事に対して多面的に考察し、自らの考えを表現できる。研究主題・研究目的・研究方法を自覚し、主体的に研究を進める意欲を有している。」という学生像を明示している。各研究科・専攻の AP も同様である（根拠資料 [2-9]【ウェブ】、[5-4] p.1）。

##### ○入学希望者に求める水準等の判定方法

学部では、学力の3要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③主体性・多

様性・協働性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度)をそれぞれ複数の具体的な評価項目に分け、入試区分ごとにどの評価項目に重点を置いているかを一覧表で示している。なお令和2(2020)年5月に、APと評価方法の連関性を一層強化するため、この一覧表の内容を一部変更した。具体的には新しい入試区分(一般選抜・学校推薦型選抜・総合型選抜)に対応する形で、学校推薦型選抜(旧推薦入試)と総合型選抜(旧AO入試)に導入した筆記試験において新たに重視する評価項目を明示する、等の改変を加えた(根拠資料[5-5])。また、大学院では、APが示す学生像を満たすかどうかを筆記試験及び口述試験によって判定している。

以上のことから、本学ではAPを適切に設定し、公表していると言える。また、APは本学が求める学生像を示しており、入学希望者に求める水準の判定方法とも関連している。

**点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。**

**評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定**

**評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供**

**評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備**

**評価の視点4：公正な入学者選抜の実施**

**評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施**

**<学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定について>**

本学の入学者選抜については、大学全体のAPに基づき、年度ごとに「入学試験基本方針」(以下「基本方針」という。)を作成し、それに従って実施している(根拠資料[5-6])。基本方針は、前年度の入試結果を踏まえて入試部長が立案し、入試広報委員会(大学評議会の下に全学部から選出された委員で構成される委員会)での審議を経て、大学評議会で審議・決定されている。この基本方針では入学試験の種別、各入学試験の募集定員、出願資格、選抜方法、試験科目、試験日、試験会場、合格発表日時・方法、入学手続期間等を定めている。

さらに、基本方針で定めた入試種別ごとに、具体的な実施のための事項(試験実施本部要員や監督者・面接者の割当、試験当日のタイムスケジュール、試験室の割当等)を盛り込んだ「入学試験実施要項」を作成している(根拠資料[5-7]、[5-8])。これらも基本方針と同様の手順を踏んで決定されている。

基本方針で決定した入学者選抜の基本的枠組みは、決定後直ちに本学ホームページで公開し(根拠資料[5-9]【ウェブ】)、オープンキャンパスでも広く周知を図っている。

本学の入学試験の種別については、学部では総合型選抜、学校推薦型選抜(指定校推薦

入試・公募推薦入試・跡見学園高等学校の優先入試・跡見校友子女推薦入試)、一般選抜(一般入試 A・B・C 日程、大学入学共通テスト利用入試 I～III 期)であるが、その他多様な経歴を持った入学者を広く受け入れるために、特別選抜として帰国生入学試験・社会人入学試験を実施し、さらに編入学試験・学士入学試験を実施している。大学院では推薦入学試験、一般入学試験、社会人入学試験、AO 入学試験、外国人留学生入学試験(マネジメント研究科のみ)を行っている(根拠資料 [5-6] p.1)。

なお、新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、令和 4(2022)年度入試では、総合型選抜(I 期)、学校推薦型選抜(指定校推薦入試 11 月期・公募推薦入試 11 月期・跡見学園高等学校の優先入試・跡見校友子女推薦入試)、一般入試 A・B 日程、特別選抜(帰国生入試・社会人入試)において、振替または追試験を行うこととし、本学ホームページに公開した(根拠資料 [5-9]【ウェブ】、[5-10])。

学生募集については、年 8 回のオープンキャンパスで本学の入学希望者に大学概要や入試制度等の説明を行う他、「総合型選抜・学校推薦型選抜受験のための入試対策セミナー」を企画して、当該入試の試験科目となる小論文や面接の受験対策に特化した講座を実施している(根拠資料 [5-11] p.1、[5-12])。

高等学校との連携では、高校教員を対象とした大学説明会、高校に教員が出向いての出張講義、入試アドバイザーとなった教職員による高校訪問の実施等、様々な取り組みを行っている(根拠資料 [5-13]、[5-14]、[5-15])。併設の高等学校との関係では、年 2 回「高大接続協議会」を開催し、入学者選抜や学生募集における諸課題を協議する場を設けている。令和 4(2022)年度優先入試より、出願資格に英語検定や漢字検定試験の資格取得を含めたことは、この協議会での合意によるものである(根拠資料 [5-6] p.7、[5-16])。

また、新型コロナウイルス禍に伴い、オンラインによる学生募集にも力を注いでいる。たとえば、令和 2(2020)年度より WEB オープンキャンパスとしてホームページ上に大学の特色や入試を説明する動画を配信した(根拠資料 [5-17]【ウェブ】)。その他、令和 3(2021)年度に実施した高校教員対象の大学説明会では、対面での実施後にオンデマンド配信(録画映像の期間限定公開)を行い、多くの高校教員に大学概要や入試制度等を周知できるよう取り組んだ(根拠資料 [5-18])。さらに、受験生の利用が多いと思われる Line 及び Twitter でも配信した。

以上のように、本学では、AP に基づいて学生募集を実施するとともに、入学者選抜の制度を適切に整備していると言える。また、入学者選抜を公正に実施するために、令和 2(2020)年度以降新型コロナウイルスへの対応・対策の措置が適切に講じられてきたと言える。

### <授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供について>

授業料等の入学時に必要となる費用及び入学後に必要となる費用は、大学案内、入試ガイド、大学院案内、入学試験要項、本学ホームページで公表している(根拠資料 [1-10]【ウェブ】、[1-18]【ウェブ】、[5-1] p.29、[5-2] p.28、[5-3] p.15、[5-4] p.26、[5-19]【ウェブ】、[5-20] p.15)。また奨学金等の経済的支援に関する情報は大学案内、大学院案内、本学ホームページに記載するとともに(根拠資料 [1-10]【ウェブ】、[1-18]【ウェブ】、[5-21]【ウェブ】)、オープンキャンパスでも相談受付や資料配付を行い広く周知に努めており、適切に情報提供がされている。

## ＜入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備について＞

入学試験に関する方針は入試広報委員会で審議した後に大学評議会で決定している。また合否判定は、①学長の下で原案を作成（必要に応じ入試広報委員会の意見を聴取）、②大学評議会での審議、③学部教授会（大学院の場合は研究科委員会）での審議、④学長が教授会の意見を踏まえて決裁、というプロセスで行われており、全学的な意見の聴取機会が確保されるとともに最終的な意思決定機関が明確となっている（根拠資料 [1-5] 第 6 条第 3 項第 1 号、[5-22]、[5-23]、[5-24] 第 11 条第 3 項第 1 号、[5-25] 第 7 条第 1 項第 9 号、[5-26] 第 2 条の 4 第 1 項第 1 号、[5-27] 第 5 条第 1 項第 1 号、[5-28] 第 13 条第 1 項第 5 号）。

入学試験の実施体制としては、入学試験ごとに、学長を責任者とし執行部及び入試広報委員・入試担当大学評議員で構成される入学試験実施本部を設置し、事務部門を担当する入試課との協働体制で、入学試験全般の管理・運営にあたっている（根拠資料 [5-7] p.4、p.6、[5-8] p.3）。試験監督・面接・採点は専任教員が担当、それ以外の業務は職員が担当し、責任の所在を明確にしてそれぞれの業務にあたっている。また監督要領・面接要領など各種マニュアルを整備し、統一的な基準により円滑に入学試験が実施できるようにしている（根拠資料 [5-29]、[5-30]）。

このように本学では、入学者選抜実施のための体制が適切に整備されている。

## ＜公正な入学者選抜の実施について＞

入試問題作成に関しては、公正かつ適切な試験問題を作成するために、年度当初に学長が招集する出題者会議を開催し、問題作成に関する意思統一を図っている。また、出題上の機密保持や出題ミスを防止するため「入試問題作成に関するガイドライン」を策定し、出題者全員への周知を図っている（根拠資料 [5-31]）。なお一般入試の試験問題に関しては、作問期間中に出题者以外の教員を交えた「入試問題検討会議」及び「入試広報委員会による入試問題検討会」を開催し、出題者以外の教員が事前に試験問題の内容を検討することにより、問題の適切性の確保及び出題上のミスの防止に努めている。このことは従前より実施しているが、平成 30（2018）年度入試において出題ミスが発生したことを受け、その原因が事前の問題点検が不十分であったとの反省から、その後外部機関による点検も含めさらに体制を強化して実施している。また入試問題作成の全プロセスにおいて入試広報委員が立ち会うこととしており、不正防止や機密保持に万全の体制を敷いている。

筆記試験の採点及び面接・口述試験の評価については、必ず複数名で担当することとしており、また評価項目・評価基準を明文化し公正な評価がなされるようにしている（根拠資料 [5-30]）。

合否判定については、前述のとおり明確に定められた手順を踏んでいることに加えて、合否判定資料には氏名・年齢・出身地などは記載せず、受験者の能力・意欲・適性のみに基づいて判定を行っており、合否判定の公正性を確保している。また各入試の募集定員を念頭におきつつ、大学教育に耐えうる学力を持った学生を受け入れることに努めている。

以上のように、本学では、公正な入学者選抜が実施されていると言える。

### ＜入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施について＞

身体の障がいや疾病・負傷等のため受験上及び入学後に特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立ち相談を受け付けており、入学試験要項にその旨を記載している（根拠資料 [5-1] p.1、[5-2] p.6、[5-3] p.3、[5-4] p.1）。

受験生から申し出があった場合は、本人の希望を聴取の上、配慮事項申請書を提出してもらい（根拠資料 [5-32]）、「跡見学園女子大学障害のある学生の修学支援に関する規程」に基づき、入試広報委員会において受験特別措置を検討、決定している（根拠資料 [5-33] 第7条第1項）。

具体的には、他の受験生との公平性を確保した上で、別室受験、座席の配置変更、車椅子での受験許可、試験時間の延長等の受験上の配慮を行っている。このように、本学では、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜が実施されている。

### 点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

#### 評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率【学士】
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率【学士】
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

### ＜入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理について＞

#### ○入学定員に対する入学者数比率【学士】

学士課程については、学園のマスタープランに示された入学定員充足率 1.15 倍以内（根拠資料 [1-20] p.4）を念頭に、過去3年間の入試区分別入学者数及び入学定員比率を踏まえて、次年度入試の入学者獲得目標を設定している（根拠資料 [5-34]）。そして、目標入学者数の確保を念頭に、過年度の入試結果、さらに一般入試においては入学手続後の辞退率等を参考にして、各入試方式の合格者数を決定している（根拠資料 [5-35]）。

しかし、近年は入学辞退率が年々高まっており（根拠資料 [5-36]）、最終的な入学者数の予測が難しくなっている。適正な入学者数を確保するため、令和2（2020）年度入試と令和3（2021）年度入試では追加合格者を出すことを決定した（根拠資料 [5-37]、[5-38]）。

学士課程における令和3（2021）年5月1日現在の入学定員に対する入学定員充足率及び5年平均の入学定員充足率は下表のとおりである（大学基礎データ表2）。

学部	学科	入学定員に対する 入学定員充足率 (令和3(2021)年度 入試結果)	5年平均の 入学定員充足率
----	----	--	------------------

文	人文	0.94	1.15
	現代文化表現	1.09	1.16
	コミュニケーション文化	0.85	1.10
	学部計	0.96	1.14
マネジメント	マネジメント	0.88	1.16
	生活環境マネジメント	0.66	1.06
	学部計	0.81	1.13
観光 コミュニティ	観光デザイン	0.78	1.15
	コミュニティデザイン	0.38	1.01
	学部計	0.62	1.09
心理	臨床心理	1.11	1.16※
	学部計	1.11	1.16※
合 計		0.87	1.13

※心理学部臨床心理学科は平成 30（2018）年度設置のため、入学定員充足率は 4 年平均（平成 30（2018）～令和 3（2021）年度）

以上のとおり 5 年平均の入学定員充足率については、学部全体、各学部・学科ともに概ね適正な数と言える。しかしながら、令和 3（2021）年 5 月 1 日現在の入学定員に対する入学定員充足率については、多くの学科で認証評価機関が示す定員未充足の目安に抵触する状況となった。

これは、新型コロナウイルス禍によりオープンキャンパスや高校訪問が実施できず、受験生や高校教員と直接接触する機会を持てなかったことや試験制度の変更（一般入試 A 日程の 2 科目から 3 科目への受験科目数増加、AO 入試から総合型選抜への変更による試験内容の難化）が主な要因と分析している。このことを受け令和 3（2021）年度は、令和 4（2022）年度入試に向けたアクションプランを策定し、これに基づく入試広報活動を行うこととした（根拠資料 [5-39] p.4）。なお、令和 3（2021）年度入試で定員確保に苦勞した学科については、オープンキャンパスや高校教員対象大学説明会等を通じて、特に力を入れて学生募集に取り組んでいる。

### ○編入学定員に対する編入学生数比率【学士】

適正な収容定員充足率を維持するため、本学では編入学定員を若干名とし、募集学科については、次年度の 3 年次在籍者数予測が入学定員の 1.2 倍を超過しない学科に対して行っている。なお、心理学部臨床心理学科は、カリキュラムの関係で募集学科の対象外としている（根拠資料 [5-40]）。

### ○収容定員に対する在籍学生数比率

第一に、学士課程における令和 3（2021）年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は下表のとおりである（大学基礎データ表 2）。



学部	学科	収容定員に対する在籍学生数比率
文	人文	1.10
	現代文化表現	1.16
	コミュニケーション文化	1.07
	学部計	1.11
マネジメント	マネジメント	1.15
	生活環境マネジメント	1.01
	学部計	1.10
観光 コミュニティ	観光デザイン	1.10
	コミュニティデザイン	1.00
	学部計	1.06
心理	臨床心理	1.13
	学部計	1.13
合 計		1.10

以上のとおり、収容定員に対する在籍学生数比率については、学部全体、各学部・学科ともに概ね適正な数と言える。

第二に、大学院における令和3（2021）年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は下表のとおりである（大学基礎データ表2）。

研究科	収容定員に対する在籍学生数比率
人文科学	0.65
マネジメント	0.05

### ○収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

学士課程における現在の収容定員充足率は概ね適正であるが、過年度において観光コミュニティ学部観光デザイン学科の収容定員充足率が平成29（2017）年度は1.29倍、令和元（2019）年度は1.25倍、令和2（2020）年度は1.23倍となり、認証評価機関が示す定員超過の目安に抵触する状況となった。この在籍学生数の超過是正のため、令和元（2019）年度には今後4年間（令和元（2019）～令和4（2022）年度）の平均入学定員超過率1.15倍未満を目標とした、各年度（令和2（2020）～令和4（2022）年度）の入学定員充足率の予測を行い、これを参考に次年度の入学者獲得目標を設定した（根拠資料 [5-41]）。結果として、令和3（2021）年度は同学科の収容定員充足率を1.10倍に抑えることができた（大学基礎データ表2）。

大学院マネジメント研究科における収容定員の大幅な未充足の問題は、平成27（2015）年度に受審した大学基準協会の認証評価でも努力課題として指摘されたため、特に力を入れて以下の改善策を実施した。

- ①本学の学部3・4年生を対象とした学内での大学院入試説明会を毎年開催
- ②令和元（2019）年度に、日本語学校（ISI）と包括連携協定を締結し、外国人留学生の

募集に注力（根拠資料 [5-42]）。さらに外国人留学生を対象とする日本語学校への訪問

③令和元（2019）年度入試より、外国人留学生入試を新たに実施

その結果、外国人留学生入試による志願者は一定数を確保できたが（令和元（2019）年度 10 名、令和 2（2020）年度 3 名、令和 3（2021）年度 3 名）、入学者は若干名（令和元（2019）年度 2 名、令和 2（2020）年度 0 名、令和 3（2021）年度 0 名）に留まり、実際の入学者増にはつながっていない（大学基礎データ表 3）。

この現状を鑑み、マネジメント研究科の基礎となるマネジメント学部では令和 3(2021)年度に「マネジメント研究科における入学者確保と将来構想」施策を策定して入学者獲得に取り組むこととした（根拠資料 [5-43]）。

マネジメント研究科は、大学卒業直後の学生が将来専門的職業に就くための教育・研究を行う機関としての位置づけに加えて、社会人の学び直しと新たなキャリア獲得の場としての役割も持っている。これら 2 つの役割周知が不十分である点を改善するため、同施策に基づき、大学院案内にて修了生の進路や教員のキャリアについての情報提供を行うこと、オープンキャンパス他を活用して受験前相談を充実させることに着手した（根拠資料 [1-10] 裏表紙【ウェブ】）。

この問題の解決は学園のマスタープランにおける中期目標の一つにも位置づけられており、本学としては引き続き改善の努力をする方針である（根拠資料 [1-20] p.6）。

以上のことから、本学では、新型コロナウイルス禍の影響を受けた令和 3（2021）年度入試において一時的に入学定員の未充足が生じ、また、一部の研究科において収容定員の未充足が生じている状況にあるが、これらについては現在、短期的対応（入学者確保とリソース最適化）と中期的対応（大学院将来構想検討）の両面で改善に向けての取り組みが始まっており、今後の成果が期待されている。本学の入学定員・収容定員は適切に設定され、概ね適正に管理されていると判断できる。

**点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価**

**評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

#### **<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価について>**

本学の学生の受け入れに関する点検・評価は、第 2 章で述べたように、内部質保証推進組織である学長及び執行部会議のマネジメントのもと、「自己点検・評価に関する規程」に基づき、令和 2（2020）年度に自己点検・評価推進委員会が基準 5（学生の受け入れ）について自己点検・評価を行い、これを全学自己点検・評価委員会が検証した（根拠資料 [2-17]）。

毎年の点検・評価は、内部質保証推進組織である学長及び執行部会議のマネジメントの下、入試広報委員会において実施している。入試広報委員会は、例年 10 回程度開催され、2 月から 3 月にかけては、次年度入試の基本方針に関する審議が行われている。その基本方針の策定にあたっては、当該年度入試のデータに基づきその適切性を検証している（根拠資料 [5-39] p.2-3、[5-44] p.4-6、p.8-11、p.15-17、[5-45]、[5-46]）。なお、本学では入学試験を学部・研究科単位ではなく全学一括で実施しているため、検証も同委員会で全学的に行っている。

また、自己点検・評価においては、IR・大学資料室による調査結果を活用している。令和元（2019）年度に設置された IR・大学資料室は、学内外の諸情報の収集と分析を行っている。入試との関係では、令和元（2019）年度に入試種別ごとの学生の学業成績（入学前のプレースメントテストと入学後の GPA）や退学率などの分析を行った（根拠資料 [5-47]）。現時点においては、分析結果の具体的な活用までには至っていないが、今後、入学者選抜の在り方の検証や入学後の学生の育成への取り組みに活用していく予定である。

### ＜点検・評価結果に基づく改善・向上について＞

本学の改善・向上に向けた取り組みとして、次の 2 点を挙げる。

第一に、大学院人文科学研究科日本文化専攻とマネジメント研究科マネジメント専攻の定員未充足への対応である。令和 3（2021）年度には、両研究科で「入学者確保と将来構想に関する施策」を策定して入学者獲得に取り組むこととなった（根拠資料 [5-43]、[5-48]）。

第二に、入試制度の見直しである。上述のとおり本学では、毎年当該年度入試のデータに基づきその適切性を検証し、次年度入試の基本方針を策定している。

中でも令和元（2019）年度は、大学入学者選抜改革として「2021 年度以降の入学者選抜に関する基本方針」を策定した（根拠資料 [5-49]）。その策定に当たっては、当該年度に 18 回開催した入試広報委員会のうちの 7 回において議題として取り上げ、従来の AO 入試・推薦入試・一般入試・特別選抜といった各入試制度の問題点をすべて洗い出し、改善策を議論し、それらを反映させて令和 3（2021）年度以降の新たな入学者選抜（総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜・特別選抜）の基本方針案を作成した。その後、基本方針案は大学評議会の議を経て正式に決定されている。この基本方針の基本的考え方は、文部科学省の高大接続改革の理念に即しつつ、総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜の全てにおいて受験生の学力評価をより適切に行うこととし、具体的には総合型選抜・学校推薦型選抜において筆記試験を受験者全員に課す、一般入試 A 日程においては試験科目を 2 科目型から 3 科目型とし、最も基礎的な科目である国語・英語を必須科目とする等の改革を行った。

しかしながら、令和 3（2021）年度入学試験では多くの学科で定員割れとなったことから、令和 4（2022）年度入試では、入学定員を確保するため、この基本方針を踏襲しつつ入試制度を一部変更し、一般入試 A 日程では 3 科目型から 2 科目型へ戻す（国語、英語の必須化のとりやめ）等の平易化を図ることとなった（根拠資料 [5-6] p.3-5）。

また、今後は、提携高校の拡充などによる高大連携の強化および科学的データ分析による効果的な入試広報をこれまで以上に強力に推進する予定である。

以上のように、本学では、学生の受け入れの適切性について、根拠に基づく定期的な点検・評価が実施されている。また、点検・評価結果に基づく改善が図られていると言える。

## **(2) 長所・特色**

本学の入学者選抜の長所・特色として、次の5点を挙げる。

第一に、明確な方針と厳格なルールに従って入学者選抜を行っていることである。本学の学生受け入れはAPに基づき、年度ごとに入学試験基本方針、入学試験実施要項を策定し、その方針・要項に従って入学者選抜を行っている。また実務的にも業務処理要領やマニュアルを整備し、ルールに則った業務処理を行うことにより、入学者選抜の公正性と正確性を確保している。

第二に、入試結果の検証と次年度方針の策定を一体的に行う仕組みが確立していることである。たとえば令和元(2019)年度には、学部全体の入学定員充足率が1.28倍となってしまったことを受け、令和2(2020)年度の入学者選抜では、年内に実施する推薦入学試験及びAO入学試験での合格者数を抑え、年明けに実施する一般入学試験では入学手続率、入学辞退率を慎重に見極めて合格者数を決めることとした。その結果、令和2(2020)年度は学部全体での入学定員充足率が1.14倍となり、適正な人数の受け入れを実現することができた。このように、1つの年度の入試結果を検証・評価し、それを踏まえ直ちに次の年度の入学者選抜制度や合否判定の方針に反映できるPDCAサイクルが確立している。

第三に、学生募集及び入学者選抜にあたって高等学校(併設高等学校も含めて)との連携を高校訪問、高大接続協議会などの形で十分に図っていることである。なお、高校訪問については、事前に「入試アドバイザー会議」を開催して、入試アドバイザーとなった教職員に対して学生募集方針や訪問の趣旨を説明した上で実施する仕組みとなっており、当該教職員の共通認識の下、高校訪問を行う体制が確立しているのも特徴の一つである。

第四に、長期的観点からの入学者選抜制度の確立に努めていることである。学生の受け入れの適切性の点検・評価及びその結果にもとづく改善・向上に向けた取り組みについては、主に入試広報委員会が全般的検討を行ってきた。その検討を経て令和2(2020)年3月に策定された「2021年度以降の入学者選抜に関する基本方針」(前述)は、本学における長期的観点からの改革として特筆すべき点である。

第五に、入学者選抜における新型コロナウイルス禍に伴う対応である。受験生の受験機会を可能な限り保証するという観点から、令和4(2022)年度入試では、文部科学省から対応が求められている一般入試(個別学力検査を行う入試)に加えて、総合型選抜、学校推薦型選抜、特別選抜についても、振替または追試験を行うこととした。

## **(3) 問題点**

大学院については、マネジメント研究科の収容定員未充足の状態が続いていることが問題となっている。これについては現在、改善に向けての取り組みが始まっており、今後の成果が期待されている。

## **(4) 全体のまとめ**

本学の学生受け入れは、方針の作成、学生募集、入学者選抜の実施、総括と改善の全て

のプロセスにおいて公正かつ適切に行われている。ただし、大学院マネジメント研究科の収容定員未充足の状態については、現在、改善に向けての取り組みが始まっており、今後の成果が期待されている。

## 第6章 教員・教員組織

### (1) 現状説明

点検評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

#### <大学の理念・目的に基づく教員像の設定>

本学では、大学の理念・目的に基づく「大学として求める教員像」については、内部質保証組織である学長及び執行部会議が案を作成し、大学評議会での議を経て学長が令和3（2021）年6月にこれを決定し、ホームページで公開している（根拠資料[2-1]【ウェブ】）。

この「大学として求める教員像」は、第1章に述べた教育理念すなわち、「時代と社会に対する深い洞察力を養成することが学問の府としての最大の社会貢献であると認識し、実践的な教養を備え、自律し自立した女性を育成するための教育・研究を実現する」こと及び目的である「学園創立者跡見花蹊の教育精神を継承して有能なる社会人、家庭人たる女性の育成」に基づき、教員に求められる専門分野に関する能力、教育に対する姿勢などについて定めたものである（根拠資料 [2-1] 【ウェブ】）。

また、教員の研究能力と教育能力を客観的に説明しうるかたちで評価可能ならしめる基準については、「跡見学園女子大学教員選考規程」（根拠資料 [6-1]）に定められており、教員の新規採用の資格審査や昇任時の資格審査において各学部がそれを遵守している。また、この資格審査の適切性については、執行部会議、大学評議会においても協議する仕組みが構築されている。なお、ここにおいては、担当授業科目等の能力を評価するのみならず、教授・准教授・講師として教授会における任務を遂行する能力（同規程第4条第2項）を審査することになっている。

本学では、以上のように、本学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像及び教員の研究能力と教育能力の基準を設定し、明示している。

#### <各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針>

本学は、各学部・研究科の教員組織の編制に関しての方針についても、内部質保証組織である学長及び執行部会議が案を作成し、大学評議会での議を経て学長が令和3（2021）年6月に「教員組織の編制方針」を定め、ホームページで公開している（根拠資料 [2-1] 【ウェブ】）。

また、令和元（2019）年5月15日の大学評議会においては「現行学部・学科組織に基づく教員組織の基本的枠組」が提案され、承認された。これは、令和6（2024）年度の新教育課程を組上げるために必要な教員編成に関連する指針と位置づけられる（根拠資料[6-

2]。加えて、令和 2 (2020) 年 7 月 28 日開催の「学長の業務執行状況に関する報告会 (Teams 使用)」において学長から各学部人事の基本方針「今後の各学部人事についての考え方」が示され、「今後の各学部人事については、①大学設置基準、②学部・学科間の人的配分枠のバランス、③学科・学部の事情、④大学の将来構想、⑤大学院教育の充実といった諸点から、学長が総合的に判断することとする。」とされた (根拠資料 [6-3] p.8、[6-4])。

上述のように、本学では、教員組織の編制に関する方針及びそれに基づく人事の方針が明文化されている。これらの各方針は、適切な分野構成にもとづく教員編成の実現、および、各教員の役割を意識した教員編成の実現に向けた PDCA サイクルを回していくための起点となるものであり、これらに従って教員人事を行い、点検・評価し、その結果を基に不断の改善を行っていくこととしている。

このように本学では、各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針は適切に設定されていると言える。

**点検評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。**

**評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数**

**評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置**

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置 (国際性、男女比等も含む)
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

**評価の視点 3：学士課程における教養教育の運営体制**

**<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数について>**

令和 3 (2021) 年 5 月 1 日時点において、大学全体の専任教員数は 104 名であり、大学設置基準が求める適切な教員数とするためには、あと 1 名の専任教員が必要であった。これは、教員の急逝などの突発的な理由によって生じた不足であった。しかし、令和 3(2021) 年 10 月 1 日に専任教員を 2 名採用した (人文学科 1 名、コミュニケーション文化学科 1 名) ことにより 106 名となり、大学設置基準に照らして適切な教員数となった。令和 3 (2021) 年 10 月 1 日時点における各学部・各学科ごとの収容定員と専任教員数は、以下のとおりである (根拠資料[2-35]【ウェブ】、[6-5] p.3)。

学部名	学科名	収容定員	大学設置基準が定める教員数	本学の教員数
文学部	人文学科	640	8	29
	現代文化表現学科	480	7	10

	コミュニケーション文化学科	440	7	10
マネジメント学部	マネジメント学科	720	11	18
	生活環境マネジメント学科	320	8	8
観光コミュニティ学部	観光デザイン学科	480	10	11
	コミュニティデザイン学科	320	8	9
心理学部	臨床心理学科	480	10	11

以上のように、大学全体の専任教員数及び各学部・各学科ごとの専任教員数は、「教員組織の編制方針」の「大学設置基準に合致した適正な教員数を確保する」と整合している。なお、人文学科の専任教員数には、主として全学共通科目を担当する専任教員が含まれている。

また、大学院課程の研究指導教員及び研究指導補助教員の数（専任教員数）については、人文科学研究科日本文化専攻では研究指導教員 4 名、研究指導補助教員 3 名が配置されている。人文科学研究科臨床心理学専攻では研究指導教員 6 名、研究指導補助教員 4 名が配置されている。マネジメント研究科マネジメント専攻では研究指導教員 10 名、研究指導補助教員 4 名が配置されており、いずれも大学設置基準に合致した適正な教員数が確保されている（大学基礎データ表 1）。

このように、本学においては、教員組織の編制に関する方針にもとづいて、適切な数の専任教員が配置されていると言える。

### ＜適切な教員組織編制のための措置＞

「教員組織の編制方針」では、学位授与方針（以下「DP」という。）、教育課程の編成・実施方針（以下「CP」という。）の下で作成された教育課程における授業科目に適合する教員を採用する旨が定められている。

これについて、たとえばマネジメント学部の DP では、「企業、公共、文化、生活環境のいずれかの専門分野における組織・事業運営のための新しいマネジメントの専門知識を理解する能力の習得」が掲げられており、教員組織は、当方針のもとで作成された教育課程に沿って編成されている。具体的には、経営学や中小企業論など企業に関連した分野を専門とする教員、金融政策などの公共政策分野を専門とする教員、舞台芸術などの文化政策分野を専門とする教員、また、食生活や居住環境などの生活環境分野を専門とする教員が当学部に配置されている。また、観光コミュニティ学部の DP では、「観光とコミュニティのそれぞれが抱える課題や活性化のための学び」を提供するものとしており、教員組織は、当方針のもとで作成された教育課程に沿って編成されている。具体的には、観光史や観光地計画などの観光分野を専門とする教員及び自治体行政や都市計画などのコミュニティ分野を専門とする教員が当学部に配置されている。

このように、本学の教員組織の編制に関する方針と教員組織とは整合しており、かつ、各学位課程の必要に即した教員配置となっている。

加えて、「教員組織の編制方針」には、主要科目（各学科の教育課程の中で主要な講義科



目とそれに関連する演習科目)には専任教員を当てることが原則として定められている。専任教員の配置は、この方針にもとづいて運営されている。たとえば、文学部人文学科においてもっとも重視されている研究入門科目「人文学研究入門」及び演習科目「人文学演習ⅠA・ⅠB」・「人文学演習ⅡA・ⅡB」を見ると、令和3(2021)年度は延べ76クラス開講されており、このうち72クラスが専任教員の担当するクラスとなる。約95%が専任教員によって担当されることとなり、当該方針の実施状況は良好であると言える。また、臨床心理学の演習科目「臨床心理学演習ⅠA・ⅠB」・「臨床心理学演習ⅡA・ⅡB」を見ると、令和3(2021)年度は延べ36クラス開講されており、このすべてが専任教員によって担当される。当該方針の実施状況は良好であると言える。

このように、本学では、教員組織の編制に関する方針に従って、教育上主要と認められる授業科目に専任教員が適切に配置されていると言える。

なお、第4章で述べたとおり、令和6(2024)年度から実施する新しい教育課程構想を検討しているところであり、それを実現するための教員組織の編制については今後検討を進めていく予定である。

各学位課程の目的に即した教員配置に関連して、「教員組織の編制方針」では「教員の採用は、公募を原則とし、教員選考基準に基づき候補者の教育研究業績を厳格に審査するとともに、年齢、ジェンダー、国際性のバランスを取るよう努める。」とされている。

また、「教員組織の編制方針」に示された年齢構成について、本学教員の5月1日時点の構成を示せば以下のとおりである(根拠資料[6-6])。

学部	30代	40代	50代	60代	70代
文学部	3名	11名	12名	21名	0名
マネジメント学部	3名	5名	7名	10名	1名
観光コミュニティ学部	1名	6名	4名	9名	0名
心理学部	2名	3名	0名	5名	1名

年齢構成には、幾分かの偏りが認められるものの、近年、本学では、各学部・各学科の年齢構成を踏まえた人事計画を推進中である(根拠資料[6-7] p.3、[6-8])。これにより本学の年齢構成は徐々に平準化されつつあり、バランスの取れた教員配置の実現に向けての措置が図られている。

また、専任教員の男女比については、以下のとおりである(根拠資料[6-9])。

学部	男性	女性
文学部	28名	19名
マネジメント学部	16名	10名
観光コミュニティ学部	12名	8名
心理学部	5名	6名

いずれの学部においても、著しい偏りがあるとまでは言えず、適正な範囲内に収まっている。

国際性について述べると、たとえば、文学部人文学科及びコミュニケーション文化学科の学士課程では、その国際的科目に対応してそれぞれ1名、2名の外国人教員を配置している（根拠資料 [6-10]）。

大学院研究科担当教員については、その資格審査基準を定め、基礎となる学部が資格審査をし、担当の適格性を認定している。また、基礎となる学部では、毎学年当初第1回の教授会で、大学院担当教員の確認をしている（根拠資料 [6-11]）。

教員の授業担当負担への適切な配慮については「専任教員の責任担当コマ数に関する運用基準」（根拠資料 [6-12]）を定め、一般教員（助教を除く）にあっては、1年間に10コマ（1セメスター（半年）1科目で1コマ扱い）担当することを標準とし、さらに「専任教員の年間担当コマ数の標準」（根拠資料 [6-13]）を定め、大学院担当コマ数は学部担当コマ数を除き、7コマ以下にするように配慮されている。

以上のように、本学では、適切な教員組織編制のための措置が講じられている。

### <学士課程における教養教育の運営体制>

教養教育は建学以来、最も重視されてきた教育の柱であり、本学の歴史とともに継承されてきた。現在、教養教育を担っているのは全学共通科目及び文学部の共通専門科目等である。

全学共通科目の中に科目区分「教養科目」を設け、人文、社会、人間、自然の分野について、前期課程では43科目、後期課程では27科目を開設し、学生が視野を広げ現代にふさわしい教養を獲得できるようにしている。前期課程で「教養科目」から10単位以上の単位修得を後期課程に進級するための要件とするとともに、後期課程の「教養科目」から4単位以上の修得を卒業の要件としている。（根拠資料 [1-4] p.76-77、p.81【ウェブ】）

教養科目の運営は、全学共通科目運営センター会議が担っており、各学部から1名ずつの委員に加えて外国語科目（英語、初修外国語）及び情報処理科目の専門委員を置き、全学的な運営体制をとっている（根拠資料 [3-5]）。

このように本学では、学士課程における教養教育の運営体制を適切に整備している。

### 点検評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

**評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備**

**評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施**

### <適切な教員募集、採用、昇格等>

平成30（2018）年6月6日の大学評議会にて「専任教員の公募及びその後の選考手続きについて」が報告・了承され、専任教員を公募し選考する際の手続き方法について方針が定められた（根拠資料 [6-14]）。

選考方法については従来「跡見学園女子大学教員選考規程」(根拠資料 [6-1])に基づいて教員の採用を行っていたところだが、「専任教員の公募及びその後の選考手続きについて」によって新任教員の選考手順も明確になった。選考にあっては第1次～第3次審査(最終決定)までを行うこととし、各段階において審査方法の詳細を定めている。概略は以下のとおりである。

- ・第1次審査において5名程度までは応募書類審査が可能だが、3名程度まで絞り込む場合は、提出された業績(著書や論文など)の実体審査を行う。
- ・第2次審査は、模擬授業と面接であるが、優先順位とその理由を付して、学部長に報告を行う。
- ・第3次審査(最終決定)については、①学長が採用候補者の適切性を判断したときは、学部長は、資格審査員会に対して資格審査を命じて、その結果を学長に報告する、②学長は、その結果を執行部会議に報告し、意見を聞き、妥当と判断した場合は最終面接を行う、③その結果、適任と判断した場合は、教授会で採否の意見を聞く、との手順で行う。

以上のような審査基準・手順の明確化により、専任教員採用における透明性・公平性は確保されていると言える。なお、資格審査においては、教育業績、管理運営業務の実績、社会活動上の実績を、研究業績と合わせて考慮することで、多面的な審査を実施している。

また、昇任時の資格審査においても同様に、「跡見学園女子大学教員選考規程」にもとづくことが定められている。

兼任教員の採用にあたっての資格審査基準は、令和2(2020)年度までは専任教員のそれと同じものが用いられていたが、実務家の場合には研究実績が不足する場合があるため、採用が難しいという問題が学内で指摘された。このため、令和2(2020)年4月に学長は「教員選考規程及び教員選考資格審査基準検討委員会」を立ち上げた。その後、同委員会による答申を受けて同年9月に「兼任の講師となることのできる者の審査においては、本学で担当する授業科目に関連する実務業績であって、社会的に高い評価を受けている職務上の業績は、研究上の業績と読み替えることができることとする」新基準が大学評議会承認された(根拠資料 [6-15])。これにより、実務家など多様な人材を兼任教員として採用する道が開けた。

以上のように、本学においては、採用、昇任等に関する規程及びその手続が整備されており、それらに従って適切な教員の採用・昇任が行われている。

**点検評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

**評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施**

**評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用**

**<FD活動の組織的・多面的な実施について>**

本学では、各教授会のもとにある常設の学部教育・研究支援委員会及び全学共通科目運営センターがそれぞれ独自の FD 活動を組織的に行うほか、全学的に共通の課題については、全学教育・研究支援委員会が全教員を対象とする FD 活動を精力的に展開している。各組織においては、講演会・ワークショップ等が、春学期と秋学期に各 1 回のペースを目安として実施されている（根拠資料 [2-37]【ウェブ】）。なお、教員の FD への参加率を高めるため、教員全員参加を原則とし、実施後に出席者を確認している。

FD 講演会の実施状況としては、令和元(2019)年度の実施された学内講演会のうち「FD」のタイトルを含むものは 8 件開催されている。教員の参加状況としては、たとえば、令和元(2019)年度全学共通科目運営センター主催 FD 研修会（令和元(2019)年 10 月 23 日（水））「プロゼミを考える」の参加者が 89 名である。全学専任教員の参加率としては約 85%である。また、マネジメント学部主催第 1 回 FD ワークショップ（令和元(2019)年 6 月 5 日（水））「セクハラ防止に向けて」の参加者が 20 名である。マネジメント学部専任教員の参加率としては、約 77%である（根拠資料 [6-16] p.8【ウェブ】）。

令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス禍の中で急遽始まった「遠隔授業」あるいは「ハイブリッド型授業」に関する教員の授業運営方法の開発や教員間の情報交換、ノウハウの共有等、緊急時対応の FD 講演会が全学ならびに各学部の教育・研究支援委員会により実施され、FD 活動は以前に増して重要性を高めた。本学の令和 2(2020)年度の FD 活動をまとめた『跡見学園女子大学 FD ジャーナル第 20 号』では、収録されている全 45 編の報告・レポートのうち、実に 34 編が直接遠隔授業の実施に関わるものであった（根拠資料 [4-17]）。このことから、遠隔授業のあり方が全学の教員にとっての喫緊の課題であると認識され、新たな対応が模索されたことを知ることができる。また、年間を通じて遠隔授業が実施されるなか、授業形態の把握や教員の抱える課題や大学のサポート体制への満足度等を明らかにする目的で、大学としてさまざまな調査を行った（根拠資料 [4-27]）。従来、本学における FD 講演会は専任教職員のみを対象とするものであったが、令和 2(2020)年度 11 月に行われた全学共通科目運営センター主催 FD 講演会（Zoom 使用）では多数の専任教員が企画実施に携わり、兼任教員にも参加を呼びかけたところ多くの参加があり、事後アンケートの結果も好評であった。今後も、教員相互が情報共有や授業スキルを高める場として FD 活動の展開が期待される（根拠資料 [6-17] p.6【ウェブ】）。

なお、各学部、全学共通科目運営センター、全学教育研究支援委員会主催の FD 講演会・ワークショップでは、全学的に教員の出席を促し、参加者人数の把握に努めている。また、大学院人文科学研究科、マネジメント研究科でも令和 3(2021)年度にそれぞれの研究科の現状に即して FD ワークショップを開催し課題の共有を図った（根拠資料 [6-18]、[6-19]）。このように学部・研究科の単位で固有の FD が実施されている。

また、全学教育・研究支援委員会は平成 14(2002)年度以来、各学期末に一部の対象外科目を除くすべての科目の授業担当者に対して、学生による授業評価アンケートを実施し、結果のフィードバックを行うとともに、結果を公表している（根拠資料 [6-20]）。

教育改善以外の、研究活動の活性化を図る取り組みとしては、たとえば、令和 3(2021)年度第 2 回マネジメント学部主催 FD ワークショップが挙げられる。ここでは、研究倫理を題材として教員の資質向上が図られた（根拠資料 [6-21]）。

その他、本学では平成 13(2001)年度以来、毎年度『FD ジャーナルー授業改善と教育

力向上をめざす実践報告集』を発行し FD 活動に関する報告や研究成果を公表している（根拠資料 [6-22]、[6-23] 目次）。

以上のことから、本学の FD 活動は、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につながっていると判断される。また、FD 活動は多面的に実施されていると言える。

### ＜教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用＞

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価については、従来から教員個人が「教員の自己点検・評価シート」に沿ってこれらの活動を申告している。この申告制度は大学内部の見直しの中で一旦中断したが、その後従来の書式を修正し、令和 3（2021）年度（前年度である令和 2（2020）年度実績が申告対象）から再開した（根拠資料 [6-24]）。また、これら申告された結果については学部ごとに集計し、各教授会ではその評価や活用方法について検討した（根拠資料 [6-25]）。

この他に、本学の教員の教育活動や研究活動、社会活動は、毎年『学術年報』として集約し、関係機関に送付している（根拠資料 [6-26] 目次）。また、ホームページを通じて、各教員の研究活動等の状況を随時更新するよう推奨している。本学においては、地域交流についても、ホームページ上で積極的に公表している。近年では、埼玉県新座市や東京都文京区と包括協定を締結したことに伴い様々な活動が広報されている（根拠資料 [2-41] 【ウェブ】）。

以上のように、本学では、教員の教育活動、研究活動、社会活動を検証するとともに、これらの活動を積極的に公開することを通じてその活性化を図っている。

**点検評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### ＜教員組織の適切性について定期的な点検評価＞

本学では、教育組織の適切性については、第 2 章で記述したとおり、平成 30（2018）年度に、内部質保証推進組織である学長及び執行部会議のマネジメントの下、自己点検・評価推進委員会が点検・評価し、その結果を全学自己点検・評価委員会が検証した（根拠資料 [2-14]）。

既述の各学部人事の基本方針に基づき、各学部での毎年度の採用人事の際には、学部で担当授業科目、職位などについて点検・評価し、学長が大学評議会に報告している（根拠資料 [6-27]）。

### ＜点検、評価結果に基づく改善・向上＞

本学では、学部学科の新設・改編に当たっては、その目的・教育課程を実現するための教員組織を編制し、教育課程を実施し、点検・評価し、その改善を図ってきた。また、毎年の補充人事の際には、内部質保証の推進組織である学長及び執行部会議が、教員組織の適切性について定期的な点検・評価を行い、それに基づいた改善・向上のための後任の主要科目、募集職位を大学評議会の議を経て決定している（根拠資料 [6-27]）。今後については、「現行学部・学科組織に基づく教員組織の基本的枠組」で示された長期的な方針や学長の人事方針を基に、改善を図っていく予定である。既述の、兼任教員の採用にあたっての資格審査基準の改正で、執行部会議での議論に基づき、大学評議会の議を経て学長が改正のための委員会の設置を決定したのは、点検・評価に基づく改善・向上の例である。

専任教員の年齢構成は、前回の認証評価直後では若手教員の数が少なく、バランスを欠いた状況であったが、その後の採用人事によってこの問題は徐々に解消しつつある。引き続き、時間をかけながら、適正なバランスの実現に向けて取り組んでいく予定である。また、既述のとおり（根拠資料 [2-1]【ウェブ】）、本学では、令和3（2021）年6月に教員組織の編制のための新たな方針が決定した。これを受けて、当該方針の実施状況についての定期的な点検・評価が始まっている。具体的には、たとえば、定量的な点検が比較的容易である専任教員の年齢構成などは、かつてと比較して明確に向上していることが確認された。また、FDの促進は、教員の参加状況を見る限り概ね良好な水準で達成されている。このように、エビデンスに基づいた教員組織の点検・評価及び改善が始まっている。

## （2）長所・特色

平成30（2018）年に制定された「専任教員の公募及びその後の選考手続きについて」による審査基準の明確化により、採用における透明性・公平性が確保されたと言える。この選考方法は、適切に実施されており、今後も適正な教員組織編制の実現に向けて、自己検証・評価と改善への取り組みを続けていくことが可能となっている。

## （3）問題点

なし。

## （4）全体のまとめ

本学の教員組織は、現行の教育課程を実施する上で適切に編制されている。現在、令和6（2024）年度から実施する教育課程構想を踏まえて教員組織の編制について、特に学科別の適正人数を定めるにあたっては、多様な視点からの検討を進めていく必要がある。

専任教員を公募し選考する際の手続き・方法について方針が定められたことによって、採用における透明性・公平性が確保されたと言える。今回の方針に基づく教員選考によって、教育課程を適切に実施するために必要な専任教員の確保、年齢構成の偏りの是正につながると考えられる。

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

**点検評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。**

**評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示**

本学は学生支援の包括的な方針として、「本学の学生支援について」を平成27(2015)年度に制定し、平成28(2016)年度より『学生便覧』や『学生手帳』(根拠資料[1-4] p.44【ウェブ】、[7-1] p.4)等に明示して周知を図っている。平成27(2015)年度の大学基準協会による認証評価で、学生支援に関する方針が明確になっていない点を指摘されたことが制定のきっかけとなり、修学支援・生活支援・進路支援・ハラスメントの防止を含めた学生支援全体に関する方針を明確にしたものである。

さらに、障害者差別解消法の施行を契機に、共生社会実現への寄与と、学ぶ意欲と能力を持つ障がいのある学生の受け入れを見すえ、「跡見学園女子大学 障害のある学生の修学支援に関する基本方針」(平成31(2019)年4月1日施行)を制定した。これは『学生便覧』、『大学院学生便覧』、「障害のある学生の修学支援のしおり」に掲載し、周知している(根拠資料[1-4] p.57-58【ウェブ】、[7-2] p.1)。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針は適切に明示されているといえる。

**点検評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。**

**評価の視点 1 : 学生支援体制の適切な整備**

**評価の視点 2 : 学生の修学に関する適切な支援の実施**

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備

**評価の視点 3 : 学生の生活に関する適切な支援の実施**

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
- ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

**評価の視点 4 : 学生の進路に関する適切な支援の実施**

- ・ 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

**評価の視点 5 : 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施**

**評価の視点 6 : その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施**

**< 学生支援体制の適切な整備について >**

本学では、上述の「本学の学生支援について」を踏まえて、様々な支援体制を整備し、支援を実施している。まず、学生支援体制の拡充の一環として特筆すべきは、平成 31(2019)年 4 月、学生相談・修学支援・健康上の支援など学生生活全般の支援を目的として「学生サポートセンター」を新設したことである。学生部と保健センターを改組し、学生課の下に保健室・学生相談室・学生支援室を置いて「学生サポートセンター」が誕生した。このうち学生支援室は、障がいのある学生への修学支援の充実に向けて新設したものである(根拠資料 [7-2] p.1)。学生支援室には精神保健福祉士や社会福祉士の有資格者を専門職員として配置し、支援業務を本格化させた。学生課が学生にとっての「ワンストップサービス」の窓口となり、相談内容に応じて保健室・学生相談室・学生支援室へとつなぐことができるため、円滑な学生支援が可能となった(根拠資料 [7-3] p.2)。

学生サポートセンターのこのような整備を受け、令和元(2019)年度から本学の学生支援は、修学支援・生活支援・進路支援の三部門を以下の部署が担うこととなり、さらなる体系性を備えるに至った。

修学支援——教務部教務課

生活支援——学生サポートセンター学生課・保健室・学生相談室・学生支援室

進路支援——就職部就職課

以上のとおり、本学の学生支援体制は適切に整備されている。



## ＜学生の修学に関する適切な支援の実施について＞

本学がアカデミックアドバイザー制度により学生生活全般を支援していることは第4章で詳述したとおりである。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大により遠隔授業となり、アドバイザー面談や学期初めのオリエンテーションもオンラインとなったため、学生の不安に応えるアドバイザーの重要性が高まった。たとえば春学期の当初・中間面談共に非対面式(ポータルでの連絡のやりとりやメール、ないし双方向的オンライン面談)で行ったが、この時も各アドバイザーは担当学生の単位修得状況や生活状況の確認(オンライン授業や就職活動に関する不安の聞き取りや対処も含む)を丁寧に行い、特に新入生に対しては質問に丁寧に答えながら時間割作成指導を行った。これらのアドバイザー面談報告書は学科ごとに取りまとめ、学部長・学科主任・学務委員が目を通して学部・学科の学生の状況を把握し、アドバイザーと連携しつつ、適切な履修指導や支援につなげている。さらに各学部の面談状況は大学評議会でも報告され、全学レベルで学生の状況を把握した上で適切な学生支援に役立てている(根拠資料 [7-4] p.2-5)。

修学支援の事務的側面においては、教務課が大きな役割を果たしている。教務課は例年、学生がカリキュラムや履修登録上の留意点を理解し、自らの責任で時間割を組み、所定の履修方法に基づいて単位を取得することができるよう履修ガイダンスを実施している。なお、令和2(2020)年度春学期は新型コロナウイルス禍により対面での履修ガイダンスを実施できなかったため、新入生向けガイダンス資料をホームページに掲載することにより、学生の履修計画を支援した(根拠資料 [7-5] 【ウェブ】)。このほか教務課は年間を通して学生からの履修相談に応じ、各学部の学務委員や全学共通科目運営センターとも連携して、個々の学生の修学状況に応じた支援を行っている。新型コロナウイルス禍により窓口での通常対応ができなかった令和2(2020)年度春学期は、メールによる履修相談を行った。このほか、大学として、オンライン授業に関すること、情報機器・情報環境に関することなどの質問を受け付ける総合窓口として「オンライン授業学生支援窓口」を設け、学修上の不安を解消するための支援を精力的に行ってきた(根拠資料 [7-6] 【ウェブ】)。またポータルを使いこなせないと大学で授業を受ける際にも支障が出るため、情報メディアセンターの学生へのサポートの役割も大きい。学生用ポータルマニュアルを配布し、問い合わせにはすぐに対応してサポートするなど、令和2(2020)年度のオンライン授業実施にあたっては特に、情報メディアセンターの学生支援が一層重要な役割を果たしてきたといえる(根拠資料 [7-7] 【ウェブ】)。

学生の能力に応じた補習教育・補充教育としては、全学共通科目(前期課程)の「外国語科目」の中に、英語に自信がない学生向けの選択科目として「英語再入門A・B」を設けている(根拠資料 [1-4] p.75 【ウェブ】)。またマネジメント学部(前期課程)学部共通専門科目「社会科学入門」や「ニュースで学ぶ現代社会」は、高校で政治経済を履修していない学生を念頭においた補充授業である(根拠資料 [1-4] p.97 【ウェブ】)。これらは高大接続に配慮した授業として、高校で学びが不十分であった分野を学び直す機会を学生に提供し、学生が大学の授業についていけるよう支援するものである。

正課外教育としては、学長施策として平成30(2018)年度から「目に見えないカリキュラム(正課の教育課程以外でのクラブ活動、サークル、ボランティア等の課外活動や国際

交流など)の充実」が推進されている。障がいを持った学生へのサポートスタッフ(学生支援室登録ボランティア学生)による支援もその1つに位置づけられている。このほか、語学研修や中長期留学を視野に入れた海外協定校の拡大が行われ、従来から提携していた欧米の大学のみならず、台湾や韓国などアジアの大学との交流も広がった(根拠資料[1-4] p.38-39【ウェブ】)。さらに、令和2(2020)年度には現代文化表現学科を中心にすべての学部学科の学びのさらなる充実と地域交流・貢献の場として「角川武蔵野ミュージアム」との連携協定を締結した。これは本学がアニメ・マンガ等のポップカルチャーの研究拠点となれば、インターンシップや学芸員資格取得に関連した美術館実習など、学生にも正課外で地域社会と連携した新たな学びを提供することができるという展望によるものである(根拠資料[7-8]【ウェブ】)。

留学生等の多様な学生に対する修学支援についてである。留学生は令和3(2021)年5月現在、在籍していないが、留学生のアドバイザーは指導教員が担当することになっている。留学生への支援としては、本学学生がチューターとなり、日本語学習の補助やキャンパスライフなどの相談や協力を行い、留学生の学修・生活面のサポートをする体制をとっている(根拠資料[1-4] p.379-380【ウェブ】)。

障がいのある学生に対する修学支援は、従来から学生課と教務課が連携して力を入れてきたが、令和元(2019)年度からは学生支援室に常駐する専門職員1名が、障がいのある学生と教職員との連携やコーディネートを図る役割を担っている。本学ではこのような業務を専属で行う職員は従来いなかったが、令和元(2019)年度に学生サポートセンターが発足して障がいのある学生を本格的に受け入れるにあたり、精神保健福祉士や社会福祉士の資格を有する派遣職員を専門職員として配置し、支援業務を本格化させた。令和3(2021)年度からは支援のさらなる充実のため、専門職員を1名増員し、新座・文京の両キャンパスに1名ずつ配置する体制を整えた。文京キャンパス事務室に専門職員が常駐することにより、特に、障がいのある学生の就職活動への支援に関して就職課とよりスムーズな連携が可能となった。学生から提出された「修学・学生生活支援申請書」に基づき、当該専門職員を中心に、学生サポートセンターと教務部が合同で必要な支援について協議する。その協議結果を踏まえた配慮願文書を授業担当教員へ配付している(根拠資料[7-9])。依頼を受けた教員はその文書に記された、障がいの程度や性質に応じた「合理的な配慮」を授業内で行っている。合理的な配慮の中には、身体的障がいの場合は座席の位置・教室からの入退出・試験の仕方の配慮、その他の障がいの場合には課題提出の方法や授業内指示の出し方への一定の配慮などが含まれる。

実際の例として、視覚障がいのある学生の場合は、前もって授業資料の電子版を提供して予習が可能にする、映像資料の場合はできる限り概要を口頭で説明するといったことなどを担当教員に求めた。受講人数が多い、ないし演習・実習などは教室内で動きをとるため、教員の手が回らない授業については特に、教員が他の受講生の補助を求めるほか、学生支援室の専門職員や「サポートスタッフ(学生支援室登録ボランティア学生)」の助力を得て、障がいのある学生のサポートに努めた。なお、以上の支援にあたっては、授業の性質によっては、学生支援室の専門職員と教員、当該学生との間で話し合いながらニーズを聞き取ったり、支援の具体的方法について協議を重ねたり、アカデミックアドバイザーとの連携・情報共有といった教員(専任・兼任共に)側の努力も大きいことを付記

したい。視覚障がい等の学生への支援について全教職員を対象とした「障害のある学生支援のFD研修会」を平成30(2018)年度に行い、全学的に支援への意識を高めてきた効果も大きい(根拠資料[7-10])。

なお、令和2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響によりオンライン授業になったことにとともに、学生支援室への支援要請を取り下げた学生が一定数いた。これは支援を必要とする学生の中には、授業を対面型でなくオンライン型にすることにより、修学にともなう負担が軽減した学生が一定数いたということを示している。その一方で新規に支援を要請してきた学生もあり、その多くはオンライン授業にともなう課題の多さに対応しきれないことや不安感に起因するものであった(根拠資料[7-11] p.3-5)。学生の構内立ち入りが禁止されていた期間も、学生支援室では電話・メール・オンライン面談によって障がいのある学生をサポートしてきた。

また学生支援室では、障がいのある学生をサポートする登録型の学生ボランティア(サポートスタッフ)も随時募集し、障がいの有無に関わりなく「共に学ぶキャンパス」づくりを目指している。視覚・聴覚に障がいのある学生や車椅子等を使用する学生にとっては、授業内のみならず、授業から授業への移動や通学・サークル活動を含む学生生活全般について一定の援助が必要な場合がある。このような援助を提供するという趣旨の下に募集した学生サポートスタッフには、令和3(2021)年5月時点で36名の登録がある。この学生サポートスタッフに対しては、活動内容に応じたポイントを付与し、ポイント数により図書カードを進呈している(根拠資料[7-12])。

成績不振など学習継続の困難な学生についても、アカデミックアドバイザー、学部・学科、教務課、学生サポートセンター、就職課などが連携して支援している。アカデミックアドバイザーについては第4章で詳述したため割愛するが、学習継続の困難な学生の中には悩みや身体疾患や何らかの障がいを抱えている場合もあるため、必要に応じてアドバイザーが学生支援室、保健室、学生相談室への相談を勧めている。

教務課は各学期の履修登録完了時点で、履修登録の不備により進級・卒業不可となっている学生を窓口呼び出し、進級や卒業の見込みが立つように履修科目追加の指導を行っている。成績通知は保証人にも送付し、学生の単位修得状況を知らせている。保護者説明会でも教務課が進級・卒業要件の説明を行い、個別相談にも応じている。単位修得状況が芳しくない場合は、学部からも保証人宛てにその旨の通知文を送付し、面談や勧告を行っている(根拠資料[1-4] p.35-36【ウェブ】)。

学生課に休学願や退学願が提出されると、各学部の学務委員が休学・退学希望者と面談し、学生の状況や意思を確認している。休学者・退学者は教授会でも報告され、学部全体で、休学・退学のおおよその理由を含め情報を共有している。休学・退学のおおよその理由は、休学や退学に至らないような学生支援のあり方を考える上での参考となっている。留年者についても同様の状況把握を行っている。

最後に、奨学金その他の経済的支援の整備についてである。令和2(2020)年4月より「大学等における修学支援に関する法律」が施行された。これに伴い本学においても、授業料等の減免と日本学生支援機構による給付型奨学金を組み合わせた支援により、学生が経済的な心配をすることなく学び続けることができる新しい制度が始まった(根拠資料[1-4] p.50【ウェブ】)。このほか、経済上の理由で学業の継続が困難な学生を対象に、学費援

助を目的として給付する本学独自の奨学金として、跡見学園女子大学後援会修学援助奨学金と跡見校友会一紫会修学援助奨学金、留学生に対しては授業料減免制度がある。学内の奨学金については『学生便覧』に掲載して周知している（根拠資料 [1-4] p.48-50【ウェブ】）。学業成績が特に優秀な学部生・大学院生に対しては、学業奨励賞として、跡見花蹊記念奨学金（学業奨励賞）を、大学院生には跡見校友会一紫会大学院奨学金を授与している。

このような学内外の奨学金の募集に関する連絡は、すべてポータルで行っている。なお令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、応募書類の提出は基本的に郵送での対応とした。政府が創設し、5月下旬から募集を開始した「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」の申請書類の提出は、学生の郵送料負担や申請手続き上の利便性を考慮して Office365 の One Drive 機能を活用した（根拠資料 [7-13]）。また本学は、オンライン授業への移行に伴う学生の支出増に対応するために、休学中の学生を除く全学生に 1 人当たり 5 万円の「学生への修学支援金」の支給を行った。これについても文書・ポータル掲示により、全学生と保護者に説明と周知を行った（根拠資料 [7-14]【ウェブ】）。

以上のとおり、学生の修学に関する支援は適切に実施されている。

### ＜学生の生活に関する適切な支援の実施について＞

学生の相談に応じる体制は以下のように機能している。まず保健室の現状としては、新座キャンパス保健室には月曜日から土曜日まで看護師 1 名が、文京キャンパス保健室には、月曜日から金曜日までは保健師 1 名、土曜日は看護師 1 名が常駐し、心身の健康に関する疑問や悩みの相談に応じる体制を整備している。学生相談室にも月曜日から金曜日までカウンセラーが各日 1 名在室し、原則として予約制で様々な心の悩みを抱える学生の相談に応じている。令和 2（2020）年度春学期は、新型コロナウイルス感染拡大により学生のキャンパス立ち入りが禁止となったため、相談を必要とする学生の状況に応じて電話でカウンセラーや校医が対応し、支援を継続した（根拠資料 [7-11] p.1-3）。

文京キャンパスの支援室の利用者は増加している上に支援内容も多岐にわたるため、専門職員 1 名での対応は限界に達しつつあったことから、令和 3（2021）年度より事務室内に支援室を設置した。

学生の心身の健康や保健衛生及び安全への配慮は、主に保健室が担っている。保健室では年 1 回実施する健康診断の有所見者に対して呼び出しを行い、必要に応じて、校医（内科・婦人科・心療内科）や学生相談室のカウンセラー、医療機関を紹介している。さらに、保健教育の一環として「保健室・学生相談室だより（学生サポートセンター）」を定期的に発行し、心身の健康への学生の意識の啓発を図っている。第 46 号（令和 2（2020）年 4 月 30 日発行）では新型コロナウイルス感染症の特集を組み、予防対策や感染拡大の中での心の健康の守り方について情報提供した（根拠資料 [7-15]）。なお令和 2（2020）年度の学生健康診断は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、9月に実施した。

支援を必要とする学生への対応の質を向上させるための取り組みとしては、学内外の講師に講演を依頼して毎年開催する「教職員のためのカウンセリング研修会」がある。近年の例としては、令和 2（2020）年度に、特に発達障がいのある学生への合理的配慮についての理解を深めることをテーマとした研修会を開催し、現場で悩む教員からの質問と講師から

の応答も交えつつ、合理的配慮や支援のポイントを全教職員が学ぶことができた（根拠資料 [7-16]）。

最後に、ハラスメント防止のための体制についてである。本学では「セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会規程」（平成 14（2002）年 4 月 1 日施行）に基づき、セクシュアル・ハラスメント防止委員会を設置し、セクシュアル・ハラスメントの相談対応や、防止のための啓発・研修活動を促進してきた。しかし同委員会がハラスメントとして扱う内容は、セクシュアル・ハラスメントのみならず、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどハラスメント全般に及んでいたのが実状であった。このため、セクシュアル・ハラスメントに限定せず「ハラスメント全般」を扱うよう令和 2（2020）年度に委員会の名称を「ハラスメント防止対策委員会」と変更した。それにともない、従来のセクシュアル・ハラスメント関係規程は、ハラスメント関係規程に改正された（根拠資料 [7-17]）。

ハラスメント防止対策委員会は、学生と教職員一人一人の人権を尊重し、ハラスメントのないキャンパスをめざしてリーフレット「セクシュアル・ハラスメント防止の手引き」（根拠資料 [7-18]）を全学生に配布し、4 月のオリエンテーションではハラスメント防止に向けた啓発や、相談窓口についての情報提供を行っている。教職員に対しても、同委員会主催の研修会を年 1 回以上開催して啓発に努めている（根拠資料 [7-19]）。また同委員会の、全学向け研修会を含めた活動報告は毎年発行される『FD ジャーナル』に掲載され、全学的に情報を共有してハラスメント防止の意識を高める一助となっている（根拠資料 [7-20] p.200-201）。

なお、学生がハラスメントを受けた場合にまず相談する窓口は、学長が任命した教職員からなる「ハラスメント相談員」である。ハラスメント相談員は女性の教職員の割合が高く、特にセクシュアル・ハラスメントについて学生が安心して相談しやすい人員構成になっている。ハラスメント相談員は、面談の希望と相談日時を、電話・メール・面談で受け付けた後、基本的には面談において相談を行っている。なお新型コロナウイルス禍における面談は基本的にはオンラインで実施することをハラスメント防止対策委員会で決定した。4 月にはガイダンスにおいて行っている全学生へのハラスメント関係の相談体制等の情報提供を、令和 2（2020）年度は 4 月にポータルで一斉に送信し、加えて 5 月にはそれに対応した新情報をホームページ上に記載・公開した。相談事例はハラスメント防止対策委員会で検討し、対応を協議の上、相談者の支援や解決に向けた対処の検討を行っている。

ハラスメント防止対策委員会は、相談の内容によって必要と認めた場合には、学長に対してハラスメント調査委員会の設置を要請し、これによって設置された調査委員会は事実関係の調査を行っている。調査委員会は当該事例の関係者からの事情聴取、事実関係の確認等を行う。調査委員会設置から 2 か月以内に、その結果を学長及びハラスメント防止対策委員会に書面で報告する。調査結果報告書を受理した後、ハラスメント防止対策委員会は速やかに必要な措置を検討し、必要に応じて学長に勧告を行う。学長は委員会からの勧告を受理後に適切な処置を行う。このような仕組みによって、ハラスメント防止対策委員会は新型コロナウイルス蔓延以前も、また新型コロナウイルス禍中においても、学生の人権を守る重要な役割を果たしている（根拠資料 [7-18]）。

以上のとおり、学生の生活に関する支援は、適切に実施されている。

## ＜学生の進路に関する適切な支援の実施について＞

学生のキャリア支援を行うための体制の整備、進路選択に関わる支援やガイダンスの実施については、教員と就職課が連携しながら以下のように対応している。

まず学生が自ら人生をデザインできるよう、次の5つの特徴を軸に据えた進路支援を行っている。

- ①一人一人に応じたキャリアサポート—Face to Face の対応
- ②1年次から始まるキャリアデザインプログラム
- ③自分らしさの追求と個性の強化
- ④自己決定への積極的支援
- ⑤求人情報の積極的な個別紹介

この5つの特徴は、新入生に配付する「キャリアデザインガイドブック」の冒頭と本学ホームページにも明示し周知している（根拠資料 [7-21] p.2、[7-22]【ウェブ】）。

本学では、キャリア関連の授業や就職課のプログラムによって1年次から段階的に進路を意識させ、学生が主体的に自分らしいキャリアを実現できるよう支援している。第4章で述べたように、全学共通科目に「花蹊の教育とライフプラン・キャリアプラン」（1年次必修）や「ソーシャルマナー」（1年次必修）をはじめとする「社会人形成科目」を設置し、社会人となるための基本を身につけ、自立した女性を目指す教育を1年次から行っている。また就職課は、新入生のオリエンテーションで「進路ガイダンス」を行い、学生が自分の将来をイメージしながら4年間の学生生活をスタートできるよう、今後の課題やモデルを提示している（根拠資料 [7-21] p.3-6）。また本学では従来、就職課窓口は後期課程の文京キャンパスのみに設置していたが、1・2年生も早い時期から卒業後の進路を意識できるよう、令和元（2019）年度からは新座キャンパスにも就職相談窓口を設置し、1・2年生向けの進路支援体制を拡充した（根拠資料 [7-23]【ウェブ】）。

就職課による1・2年生向けの支援の近年の実施例としては、令和元（2019）年度に埼玉県補助を受け、県内15社の企業と連携して社会人インタビュー（プレ・インターンシップ）を実施したことが挙げられる。訪問企業についての講義など全4回の集合型研修のほか、学生各自が1社ずつ連携企業への訪問インタビューを担当した。最終回の発表会では、訪問先企業の情報を全員で共有する場を設けた。その結果、学生の埼玉県企業への関心が増し、積極的に問いかける姿勢が強化されるという成果があった（根拠資料 [7-20] p.6-9）。

職業教育の面では第4章で述べたように、インターンシップの果たす役割は非常に大きい。本学では、マネジメント学部のインターンシップのプログラムが教育的効果の高いインターンシップを行っているとして、令和元（2019）年度に文部科学省から「大学等におけるインターンシップ表彰」の優秀賞を受賞したほど力を入れ、効果もあげている（根拠資料 [7-24]【ウェブ】）。本学ではその他にも第4章で述べたように、いくつかの授業で企業と連携した「課題解決型プログラム（PBL、Project Based Learning）」を積極的に導入し、企業などの現実の課題に対してチームで議論を重ね、主体的に解決策を提案する力を養っている。

就職活動が本格化する3・4年生向けには、就職課が「ATOMI インターンシップ」や

「キャリアセミナー」をはじめとする様々なセミナーや、公務員・地方就職など対象別のガイダンスや、企業と学生のマッチングの機会となる「学内企業説明会」などのプログラムを実施している。障がいのある学生や留学生に対しても、就職部内に担当者を配置し、対象別の就職ガイダンス等を開催するとともに個別に対応している(根拠資料[7-25]p.8)。

「ATOMI インターンシップ」は平成 10 (1998) 年から続く就職課主催のインターンシップである。例年 50 以上の企業・自治体などのインターンシップ先を学生に提供している。近年は多くの学生が本インターンシップのほかに公募型のインターンシップにも参加しているが、社会への一步をなかなか踏み出せない学生への進路支援としても、「ATOMI インターンシップ」は就職課のサポートを受けつつ、安心して参加できるインターンシップとなっている(根拠資料 [7-21] p.10、[7-25] p.30)。

「ATOMI 就活サポーターズ」も強力なキャリア支援策である。進路が決定した 4 年生と卒業生が在学生在をバックアップする制度で、サポーターの先輩による就職相談、面接練習会、業界研究会などのプログラムを実施しており、年間を通じて協力体制が整っている。令和 3 (2021) 年 7 月現在、サポーター登録をした卒業生は 1,200 名以上にのぼる。身近な就職活動の経験者として、社会で活躍する女性として、サポーターの 4 年生や卒業生の存在は在在学生にとってロールモデルの役割も果たしている。学生も卒業生もすべて女性という女子大学の強みを活かしたキャリア支援の取り組みである(根拠資料 [7-21] p.7、[7-25] p.31)。

女子教育の伝統校として、社会の様々な分野で活躍している大勢の卒業生と学生の採用を通して長年にわたり信頼関係を築いてきた多くの企業の存在によっても、本学の進路支援は支えられている。毎年、就職懇談会を開催し、70 社を超える企業より人事担当者を招き、就職希望の 3 年生や教職員との懇談の機会を設けている(根拠資料[7-26]【ウェブ】)。

他方、1 学年 1,000 名程度だからこそ可能な本学ならではの進路支援として、個別相談にも力を入れている。大学 3 年次には就職希望者全員に対し、就職課スタッフによる個別面談を行っている。さらに進路決定まで一人一人の状況に応じた個別支援を以下のように行っている。本学に届いた求人情報は、求人票検索システム(「求人 NAVI」)とポータルで全員に提供する。なかなか就職先が決まらない学生に対しては、希望に合う求人情報を個別に紹介する丁寧なサポートを重ねている。このほかにも、学外のキャリア・カウンセラーによる個別相談や面接練習、履歴書添削指導なども実施している(根拠資料 [7-25] p.7-9、p.38)。

以上のように各種プログラムは前年度に学年ごとの年度計画を策定し、内部質保証推進組織である学長及び執行部会議への報告を経て、実施している。実施後は学生や企業を対象にアンケート調査・ヒアリングによりプログラムごとの成果確認をおこない、実施報告書を作成し、学長及び執行部会議へ報告することを必須としている(根拠資料 [7-27])。

就職支援プログラムは社会情勢や採用側の計画変更等も考慮しながら、プログラムの見直しを年度単位は勿論のこと、月単位でも PDCA サイクルを循環させることで、質の保証を担保している。実際に、令和 2 (2020) 年度までは 10 月以降に実施していた 3 年生全員を対象に行っている職員による就職登録面談を、学生からの意見や採用活動の早期化を踏まえて、令和 3 (2021) 年度は 6 月より実施している。

なお令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、対面での学生対応がで

きなくなったが、進路ガイダンスやキャリアセミナーなどをオンラインでの実施に切り替え、全学年に対するキャリア支援を継続した。特に就職活動中の4年生に対しては、電話やメールのほかにZoomによるオンラインでの個別相談や履歴書等の添削指導、面接練習、Webによる採用面接についての講座開催など、できる限り手厚い支援を行ってきた。

最終的な就職率97.5%（令和3（2021）年5月1日現在）という実績は、このような個人ベースのサポートに対する結果の表れである（根拠資料[7-28]【ウェブ】）。令和3（2021）年度からは求職票のデジタル化を進めており、セミナー受講歴やその満足度のデータ、面接記録等を組み合わせた学生個人の評価・記録ツールとしての活用について、今後の展開が見込まれる。

以上のとおり、学生の進路に関する支援は適切に実施している。

### ＜学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施について＞

部活動を充実させるための支援としては、令和元（2019）年度には「部活動顧問会議」を開催し、学長と各クラブ・サークルの顧問をしている教員同士の意見交換の場を設けた（根拠資料 [7-29]）。

本学学園祭「紫祭」や学生会主催行事の実施に際しては、学生課が窓口となり、学内関係部署との調整やサポートをしている。学生会本部の活動や紫祭、クラブ活動への経済的支援としては、跡見学園後援会より課外活動経費助成金や紫祭補助金、そして優れた成果をあげたクラブなどに対して課外活動奨励金が支給されている（根拠資料 [7-30]）。

令和2（2020）度春学期は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学生のキャンパスへの入構が禁止され、クラブ・サークル活動など課外活動も中断した。令和2（2020）年10月31日・11月1日に予定していた学園祭「紫祭」についても、紫祭実行委員会は新型コロナウイルス感染拡大の懸念等から開催中止の決定をし、令和2（2020）年6月にホームページ上で周知した。4月のオリエンテーション期間に予定されていた学生会主催の新入生歓迎会も中止となった。しかしながら、入学時に新入生に配布を予定していた学生会が作成したクラブ・サークル紹介の冊子は、4月下旬に学生会より1年生全員に郵送した。7月には各団体が作成したPowerPointファイルや動画をポータル上で1年生向けに掲載し、オンラインで活動紹介や新入部員勧誘を行った。秋学期からは感染防止対策に努めながら、クラブ・サークル活動は再開している。11月には、学生会主催の「クラブ・愛好会体験入部会」を開催し、のべ152名の1年生の参加があった（根拠資料 [7-31]【ウェブ】、[7-32]）。

なお、令和3（2021）年度の「紫祭」は、令和3（2021）年10月30日（土）・31日（日）にオンライン形式で開催した。

以上のとおり、学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援は適切に実施している。

### ＜その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施について＞

授業以外の時間における学生の居場所を増やすことや、食堂の充実については以前から学生の間で要望があった（根拠資料 [7-33]）。本学ではそれに応える形で、近年それらの施設の拡充を図っている。たとえば令和元（2019）年度に新座キャンパスグリーンホール



2階ラウンジを学生からの公募によって「KOMOREBI (コモレビ)」と名づけ、リニューアルした。軽食・喫茶の提供のみならず学生同士の交流やグループ学習、発表の場として機能している（根拠資料 [7-34]【ウェブ】）。

学生食堂については、事業者コンペの結果、令和元（2019）年度から新規事業者による営業が始まった。学長施策に基づき、学生食堂を「食と健康」、「食と文化」、「食と経済」などへの学生の関心を高めるための「学びの場」とすることを目指している。開発途上国の給食1食分相当の20円が寄付されるTABLE FOR TWOプログラム（NPO法人TABLE FOR TWO International 主宰）のメニューを令和元（2019）年度秋学期から導入した。導入にあたっては、TABLE FOR TWOプログラムに関する講演会を学生会本部が開催するなど、学生会本部の協力も得た。その結果、両キャンパス共に学生食堂の利用者数や利用率は、平成30（2018）年と令和元（2019）年の10月から11月までの2か月間を比較すると、新座キャンパスでは、約3割の増加（6467名→8664名）、文京キャンパスにおいては、約2倍以上に増加（1436名→3373名）となった（根拠資料 [7-35]）。

また学生の居住環境にも、女子学生のニーズに応える細かい目配りをしている。本学専用の学生寮「メゾン音羽」（定員94名）に対しては、安心・安全な環境のもと学生同士が助け合いながら自立した生活を送ることができるよう、運営委託会社と連携しながら支援している。寮生リーダーであるレジデント・アシスタント（RA）を中心に、寮生たちが、新入生の受け入れやイベントの企画など、寮の運営における学生間のコミュニケーション推進に参画している。その結果、学生寮への学生の満足度は5段階評価で3.74と高い（根拠資料 [7-36]）。

### ＜新型コロナウイルス感染対策＞

新型コロナウイルス感染対策については、感染拡大防止に十分配慮した対応を行っている。すなわち、すべての校舎に検温器、消毒液を設置し、入構時の検温、手指消毒を促しているほか、教室内の教卓上へのアクリル板設置、教室内の収容定員の制限、適宜窓や出入り口を開放するなどの換気対策などが挙げられる。また、学生食堂については、すべてのテーブルにアクリル板を設置、座席数の制限、職員巡回による注意喚起などを行い、利用時の黙食を励行している。さらに、課外活動については、活動時に十分な感染症対策をとること及び活動終了後の交流会や懇親会等の自粛などの遵守事項を徹底することを前提に活動の可否を判断するなど、感染拡大防止のための適切な対応を行っている（根拠資料 [7-37]【ウェブ】、[7-38]【ウェブ】）。

さらに令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大に際し、新たな対応を求められた。たとえばオンライン授業に切り換えるにあたり、全学生を対象にアンケートを行ったところ、オンライン授業に適した情報機器を何も持っておらず、IT環境が不十分な学生が0.2%程度とわずかながらいることがわかった（根拠資料 [7-39]）。本学では前述のようにこれらの問題に対し、全学生（休学者を除く）に5万円給付の支援をすることに決定し、迅速に遂行した。さらに、学生の間では図書館やパソコン教室の使用の要望が高いこともわかり、緊急事態宣言が解除された後は感染防止対策を徹底させつつ、必要とする学生に対してこれらの施設を限定的な形ながら段階的に開放し、勉学の便宜に配慮した（根拠資料 [7-40]）。また図書館では、来館できない学生のために郵送貸出や、通常なら学内

でしか利用できないデータベースの学外からのアクセスを可能にするなど、感染症対策と学生のニーズを両立させるべく、最大限の努力を行っている（根拠資料 [7-41]）。

今後も学生の要望をアンケート等で探りつつ、新型コロナウイルス禍においても学生の目線に立った支援を続ける予定である。

以上のとおり、学生の要望に対応した学生支援は適切に実施している。

**点検評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価**

**評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

**<適切な根拠に基づく点検・評価>**

本学では、学生支援の適切性については、第2章で記述したとおり、令和2（2020）年度に、内部質保証推進組織である学長及び執行部会議のマネジメントの下、自己点検・評価推進委員会が点検・評価し、その結果を全学自己点検・評価委員会が検証した（根拠資料[2-16]）。

適切な根拠に基づく点検・評価としては、内部質保証推進組織である学長及び執行部会議のマネジメントの下、アカデミックアドバイザーによる学生面談の結果を、前述のように各学部で点検・評価し、集約していることが挙げられる（根拠資料 [7-4]）。学部で集約した結果は大学評議会に報告され、学内で情報共有することで支援の必要な学生の把握が可能になる仕組みである。集約結果をもとに学部・学科が各部局と連携し、学生支援に役立っている。履修登録結果に基づく進級・卒業の見込み者数と不可者数も、教務課が打ち出したデータをもとに大学評議会に報告され、その内容は教授会を通じ全教員に伝えられている。このように学内で情報共有することにより、たとえば、進級不可となった学生に対しては、面談時により丁寧な履修指導をし、必要に応じて学生相談室のカウンセラーへつなぐなど、アドバイザーを中心とした修学支援に役立っている。

生活支援についても、学生サポートセンターではカンファレンスを年2回開催し、学生支援の改善・向上に向けて、保健衛生（保健室）やこころの健康（学生相談室）、障がいのある学生支援（学生支援室）に関する情報交換及び点検・評価を行っている（根拠資料 [7-42]）。このほか年1回、学生サポートセンター協議会を開催している。この協議会では、校医、カウンセラー、保健師・看護師、学生支援室専門職員、学長、副学長、学生サポートセンター長、全学学生委員会委員などが一堂に会し、保健室や学生相談室、学生支援室の利用状況などの報告や意見交換及び点検・評価の場としている（根拠資料 [7-11]）。また、令和2（2020）年度には、学生アンケートを実施し、学生が抱える問題点の把握に努めている（根拠資料 [2-48]）

進路支援については特に、学生や教員のフィードバックを反映した改善をしている。まず、学生へのアンケート結果（根拠資料 [7-43]）をもとにキャリア支援プログラムの見直

しを行っている。

障がいのある学生への支援も、障がい者支援のための毎月1回の教務課と学生課の定期的協議により、特に配慮や支援が必要な学生の状況について点検・評価を図っている。対象学生は毎年継続支援が必要なケースが多く、内容も学生によって異なるため、アカデミックアドバイザーをはじめ、教務部、就職部など関係部署との連絡を密に取るなど、有機的に連携して支援を行っている。

これらの活動によって大学全体として点検・評価しつつ、日常的な活動により改善を行うといったPDCAサイクルを機能させながら、学生一人一人に適切なサポートを行う体制を構築している。

以上のことから、適切な根拠に基づいて適切に点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・向上につなげている。

### ＜点検・評価結果に基づく改善・向上について＞

学生支援における点検・評価の結果、改善を行った事例は以下のとおりである。

進路支援については、学生からの要望（根拠資料 [7-43]）を受けて、令和2（2020）年度は就職支援プログラムの主軸である「キャリアセミナー」の日程の早期化や、2年生向けの支援プログラムの新設などを行った（根拠資料 [7-21] p.8-9）。「1・2年生の就業観の醸成に課題を感じている」、「企業とのつながりが少ない」などの問題意識を持つ教員を対象に、全学教育・研究支援委員会の主催で学外から講師を招聘し、平成30（2018）年度はFD/SD研修を、令和元（2019）年度はFD研修を実施した。それにより、キャリア教育を軸とした教職協働による新たなキャリア支援体制構築の可能性を示すことができた（根拠資料 [7-20] p.6-9）。

障がいのある学生への支援については、令和2（2020）年度には、検討の結果、「修学・学生生活支援申込書」の書式を変更し、学生が記入しやすいように書式をよりわかりやすくするという改善を行った（根拠資料 [7-44]）。

目に見えないカリキュラムを一層充実させることと、それを支えるインフラの整備が重要である。令和3（2021）年度に実施した学生アンケートでは、前年度までに実施した改善として、食堂へのWi-Fiの導入及び利用可能エリアの拡大、グリーンホール2階のラウンジ設置、トイレへの温水洗浄便座の導入などを実施したことを告知した（根拠資料 [2-48]）。

新座キャンパスでの老朽化が進んだクラブハウスや合宿舎については、その機能を集約し、あわせて談話スペースや多目的スペースなどを兼ね備え、すべての学生が利用できる憩いの場として、新たに学生会館（仮称）の建設を決定し、令和4（2022）年6月の完成に向けて建設工事を進めている（根拠資料 [7-45]）。

## （2）長所・特色

本学の学生支援の大きな長所は、中規模大学のメリットを活かしたきめ細やかさにある。アカデミックアドバイザーが親身に相談に乗り、必要に応じて各部署につなげている。学生課は相談内容に応じて保健室、学生相談室、そして新設の学生支援室につなげている。就職課もセミナー、個人相談、卒業生のネットワークを通じて丁寧なキャリア支援を行っ

て高い就職率につなげ、全卒業者の決定進路を把握できている。そのことが次の効率的なキャリア支援にもつながっている。さらに、学生支援室では教職員と学生サポートスタッフの協力を得て、身体障がいのある学生への日常的支援を行っている。このような関係部局の緊密な連携によって、学生個人に寄り添った適切な支援が可能となっている。

### **（３）問題点**

目に見えないカリキュラムを一層充実させることと、それを支えるインフラの整備が重要である。老朽化が進んだクラブハウスや合宿舎については、その機能を集約し、すべての学生が利用できる憩いの場として、新たに学生会館（仮称）を建設することを決定し、令和４（２０２２）年６月の完成に向けて建設工事を進めている。

### **（４）全体のまとめ**

本学の学生支援は、中規模大学のメリットを活かしきめ細やかな支援となっており、全体的には概ね学生個人に寄り添った適切な支援となっている。目に見えないカリキュラムを一層充実させるためにはそれを支えるインフラの整備が重要であり、新座キャンパスでの老朽化が進んだクラブハウスや合宿舎については、新たに学生会館（仮称）の建設を進めている（令和４（２０２２）年６月の完成予定）。

## 第8章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

#### <大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示について>

大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究環境に関する方針は、学園の中期計画「ATOMI PLAN 2025 ～2025年に向けての中期計画～」(以下「マスタープラン」という。)(根拠資料 [1-20])と令和3(2021)年6月に策定された「教育研究等環境の整備に関する方針」(根拠資料 [2-1]【ウェブ】)を通して、全教職員に適切に明示されている。

本学における教育研究環境の改善を考える上での前提条件としては、キャンパス問題がどうなるのかということがある。現在の新座と文京の2キャンパス体制は、教育研究環境の整備の上でいくつかの問題を抱えている。しかし、東京都特別区(23区)においては原則として大学の収容定員増が認められないことから、現状ではキャンパス一元化は不可能であるため、当面は2キャンパス体制を維持することになる。具体的には、デュアルキャンパス体制再構築(文京キャンパスメイン化構想、新座キャンパスリフレッシュ化計画)と、両キャンパス整備計画を中期的目標に設定し、最重要課題としている。さらに令和2(2020)年に学園理事会によって設けられた「キャンパス整備委員会」(根拠資料 [8-1])が、マスタープランの目標の「新座キャンパスリフレッシュ化計画」及び「安心・安全な環境の整備」に基づき、検討を進めている。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術(IGT)等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

#### <施設、設備等の整備及び管理について>

## ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

平成 14（2002）年に設置された情報メディアセンターは（根拠資料 [3-12]）、平成 30（2018）年 12 月に策定された「大学における ICT 環境整備中期目標」（10 か年計画）に基づき、施設設備の更新・新設・保守を行っている（根拠資料 [3-31]）。

Wi-Fi 環境整備については、令和元（2019）年には文京キャンパス構内の整備がほぼ完了し、令和 2（2020）年度には新座キャンパス 2 号館・3 号館は全館、新座キャンパス 1 号館は震災時の避難誘導などの観点から利用が困難な 4、5 階を除き 3 階までの整備を完了した。また令和 3（2021）年度の入学者より学生個人の PC を大学に持参して利用するよう（PC 必携化）指導しており（根拠資料 [8-2] p.11）、これに伴って学内 Wi-Fi の利用の増加が予想されることに加え、令和 2（2020）年度の新型コロナウイルス禍に伴うオンライン授業導入により学内のポータルサーバへのアクセス数が従来の 5 倍以上になったため、ネットワークの帯域を 10Gbps に拡張した。

両キャンパスには PC 教室・マルチメディア学習ラボを設置し、必要な教育学習素材やソフトウェアなどの整備を行ってきた。特に PC 教室の PC にインストールされているソフトウェアは種類が豊富であり、統計解析、データベース作成、画像編集、デジタル映像作成、3DCG 作成、音楽作成・編集、Web 作成等のソフトウェアも備えている（根拠資料 [8-3]）。各教室（演習室や一部の講義室を除く）には DVD 等プレーヤー・PC・プロジェクター等を設置し、個人研究室の PC は約 4 年ごとにリプレースしている（根拠資料 [3-31]）。さらに教員に対してソフトウェア希望調査を毎年実施している（根拠資料 [8-4]）。

学生の自主学修への支援として、インタラクティブスペースやラウンジのオープンスペースにも PC を計 44 台配置した。令和元（2019）年度には学内の小スペースでも学習活動が自由に行えるよう、ミニ AV ワゴン・小型ホワイトボードスクリーンを設置した。令和 2（2020）年度の新型コロナウイルス禍を受け、インターネット環境が十分でない学生への一層の支援が求められるが、学内では Wi-Fi を使える教室を急遽増やした（根拠資料 [3-31]）。

以上のことから、ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備は、新型コロナウイルス対策を含め、適切に行われている。

## ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

本学の校地面積と校舎面積は大学設置基準を十分に満たしている（大学基礎データ表 1）。両キャンパスの講義室・演習室・実験実習室・情報処理学習施設等の教室も教育課程の内容と収容定員に対して必要な質と量を満たし、文京・新座両キャンパスに 1,000 m<sup>2</sup>以上の体育施設も備えている。

新座キャンパスには体育館、絵画・工芸・彫刻のアトリエ、美術実習準備室、心理学実験準備室、PC 教室、動画編集スタジオ、マルチメディア学習ラボ、和室教室、博物館実習室、図書館学実習室、文京キャンパスには美術実習室、美術実習準備室、書道教室、マルチメディア学習ラボを備えている。

各キャンパスの施設・設備等の安全管理に関しては、有資格者による点検、施設管理課による定期的な自主点検、専門業者による必要に応じた点検を行い、懸念箇所について優先順位の高いものから対応している。具体的には平成 30（2018）年に新座市から避難所に

指定されている体育館の外壁補修とアリーナ照明の落下対策工事（床板劣化による事故も考慮し、同年にアリーナの床の再生工事も行った）、平成 30（2018）～令和元（2019）年に新座図書館棟の外壁補修工事、令和 2（2020）年に新座 1 号館のコンクリート庇撤去工事を行った（根拠資料 [8-5]）。

防犯面では警備員が 24 時間常駐し、緊急連絡網で学内の警備責任者と常に連絡が取れる体制にすると共に、新座キャンパスでは機械警備も敷いて警備の充実を図っている。

衛生管理に関しては、学校環境衛生基準・建築物環境衛生法等の諸法令に基づき、日常及び定期清掃・諸設備清掃・防除業務・空気環境測定・水質検査などを行い、産業医・衛生管理者の職場巡視により、点検項目についての改善を図っている。

新型コロナウイルス対応では、手指消毒液やサーマルカメラを要所に設置し、入構者には QR コードによる入室場所の申告を義務づけ、教室には教卓と学生席との間にアクリル板を設置（令和 3（2021）年 6 月 21 日以降枚数を増強）し、座ってはならない席に印を付けてソーシャル・ディスタンスを確保した。教室等の座席や机、共用 PC のキーボード等機器の消毒などについても教室内にペーパータオルと消毒液を常備して随時行っている。

以上のことから、施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保は適切に行われている。また、教育研究等環境整備における新型コロナウイルスへの対応・対策は、適切に実施されている。

#### ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

平成 18（2006）年に施行されたバリアフリー法に対応して本学でもバリアフリー化を進めてきた。主要な建物と動線については改善がなされてきたが、たとえば文京キャンパスの図書館の地下書庫はバリアフリーではないため、障がいのある利用者のためには職員が希望の本を取ってくるなどして対応している。

新座キャンパスでは令和元（2019）年に車椅子利用者のバス停からの移動をより容易にするために主要な屋外動線 3 箇所にスロープを増設し、大学バス 7 台中 4 台に低床型を導入した。また新座と文京の両図書館では視覚障がいのある利用者のために拡大読書器を導入した（根拠資料 [8-6]）。

トイレについても、平成 29（2017）年度から 4 年計画で新座キャンパス 1～3 号館、文京キャンパス 2 号館において洋式化及び洗浄便座の設置を実施している（根拠資料 [8-7]）。

また部活動やサークル活動の場として、新座キャンパスに多数の部室に音楽スタジオと宿泊施設を備えた学生会館（仮称）を建設しており、令和 4（2022）年 6 月完成の予定である（根拠資料 [8-8]）。

以上のとおり、バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備は適切に行われている。

#### ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

新座キャンパスでは図書館内のラーニングコモンズ（LALA1～3）に加え、グリーンホール 2 階ラウンジにノート PC・プロジェクター・Wi-Fi 等を完備した「学び×憩いの学修スペース」となる新ラーニングコモンズを令和元（2019）年 5 月に新設した。軽食を提供するラウンジもあり、学修と憩いが融合するスペースとなっている（根拠資料 [8-9] p.1、

p.12)。

また令和元（2019）年にゼミや課外活動等で学生が利用できる AV ワゴンを両キャンパスに 4 台ずつ配置した。ワゴンにはプロジェクターやブルーレイプレーヤーを搭載し、スマートフォンやタブレット端末からコードレスで画像を投影できるようにした。

新座キャンパスにおける学生の課外活動を支援する施設であるクラブハウス及び合宿者は老朽化しているため、これらの機能をもつ学生会館（仮称）の建設が進んでいる（令和 4（2022）年 6 月の完成予定）。

このように、学生の自主的な学習を促進するための環境整備は適切に行われている。

以上のとおり、本学の教育研究活動に必要な施設及び設備は、多様化している教育・学習ニーズに柔軟かつ適切に対応できるようになっている。また、新型コロナウイルス対策を含め、学生・教員が安全で快適に活動できる適切な環境を提供できている。

### <教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みについて>

情報漏洩やマルウェア感染から情報資産を守るために、平成 24（2012）年 12 月に「跡見学園女子大学情報セキュリティポリシー」（根拠資料 [3-13]）を、またソーシャルメディアの安全な利用のために令和元（2019）年 1 月に「跡見学園女子大学ソーシャルメディア利用に関するガイドライン」を策定した（根拠資料 [8-10]）。これらを大学ホームページ・教職員便覧・学生便覧に掲載し、教職員・学生に周知している。この他学生手帳に「トラブル防止ハンドブック」（根拠資料 [7-1] p.99-116）を掲載し、インターネット上のトラブル回避に関する注意喚起を行っている。

学生に対しては 1 年次必修科目として「情報リテラシー I・II」を開講し、教職員に対しては情報セキュリティ関連の研修会を毎年 1～3 回実施している（根拠資料 [3-14]）。

以上により、教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みは適切に実施している。

### 点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。 また、それらは適切に機能しているか。

#### 評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

#### 評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

### <図書資料の整備と図書利用環境の整備>

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

約 40 万冊を所蔵する新座キャンパスの図書館が中央図書館の機能を果たし、約 12 万冊



を所蔵する文京キャンパスの図書館と連携して業務を行っている。キャンパス間の毎日の定期便によって所蔵資料を運搬し、所蔵資料数の不均衡解消を図っている（根拠資料 [8-11] p.1）。

図書・学術雑誌等の収集は「跡見学園女子大学図書館資料収集管理規程」及び「図書館資料収集方針」に基づいて行っている。国会図書館のデジタル化資料送信サービスが利用できるほか、近年は電子資料・電子書籍にも力を入れ（根拠資料 [8-12]）、データベースについても新聞系や事典・辞書系をはじめとする基本的タイトルを提供しており、これらの利用促進のため、希望するゼミごとに文献検索ガイダンス（「学修支援プログラム」）を実施し、学生へのレポート・卒論作成指導に対する支援を行っている（根拠資料 [8-13]）。

以上により、図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備は適切に実施している。

#### ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所(NII)の NACSIS-CAT/ILL による共同目録システム、相互貸借(ILL)、文献複写等の図書館相互サービスに参加し、学術コンテンツへのアクセスや相互協力を行っている（根拠資料 [8-14] 【ウェブ】）。近隣のお茶の水女子大学・日本女子大学・十文字学園女子大学とは図書館相互利用協定を結んでおり、適切なネットワークを整備している（根拠資料 [8-15] p.2）。

#### ・学術情報へのアクセスに関する対応

図書館では CD、DVD、ビデオテープの視聴ができ、動画再生・鑑賞用も兼ねた iMac も 10 台導入した。また館内貸出用に Windows PC 3 台と MacBook Pro 3 台、iPad10 台を導入した。ラーニングコモンズ LALA 3 には電子黒板を設置し、令和 2（2020）年 9 月には両図書館の OPAC 用端末と自主学修用 PC を更新した（根拠資料 [8-16]）。

また平成 30（2018）年 3 月より学術機関リポジトリにおいて、学内の紀要・研究誌に掲載された本学教員の研究成果を学外に向けて発信している（根拠資料 [8-17]）。

なお新型コロナウイルス禍を受けて学外からも利用できる電子書籍を大幅に拡充し、データベースへの学外からのアクセスを可能にする EZproxy サービスを導入した（根拠資料 [8-18]）。学生・院生に対する本の配送貸出や郵送での返却受付も行った（根拠資料 [8-19]）。

その他学生の図書館利用を促すために、全学共通科目運営センターと協力して、図書館オリエンテーションを 1 年次必修科目のプロゼミ内で実施している。茗荷谷図書館でも希望するゼミの学生に対して、卒論執筆に向けた資料収集方法を指導している（根拠資料 [8-20]）。

このように、学術情報へのアクセスに関する対応は適切である。

#### ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

新座図書館の座席数は 522 席、茗荷谷図書館は 206 席である。開館時間は新座図書館が平日 9 時～19 時 30 分、土曜 9 時～16 時 15 分、茗荷谷図書館が平日 9 時～20 時 30 分、土曜 9～18 時であり、学生の学習に適切に配慮している（根拠資料 [8-21] p.3、p.5 [8-22] p.1）。

### <図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置について>

新座図書館は専任職員 4 名（司書資格保有者は 2 名）、業務委託職員 8 名、茗荷谷図書館は専任職員 1 名（司書資格保有者）、業務委託職員 6 名の人員で構成されている。前回（平成 27（2015）年度）の大学基準協会による認証評価では茗荷谷図書館には専門的な知識を有する専任職員が配置されていない点が改善点（努力課題）として指摘を受けたが、これは改善している。業務委託職員は全員が司書資格を有する。専任職員は業務に係る管理業務（図書館システム、リポジトリ他）を、委託職員は利用者サービス業務全般を行っている（根拠資料 [8-23] p.1-2、p.4-5）。以上により、図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者は適切に配置している。

### 点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

#### 評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

### <研究活動を促進させるための条件の整備について>

#### ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示

第 1 章で既述のとおり、跡見学園女子大学の教育理念は、「実践的な教養を備え、自律し自立した女性を育成するための教育・研究を実現する」ことであり、本学における研究に対する基本的考え方は明示されている。

#### ・研究費の適切な支給

専任教員の研究費は個人研究費として各人に年間 32 万円（大学院担当者は 35 万円）を充てている（根拠資料 [8-24]）。特に重要な研究を奨励するための特別研究費は学内審査によって競争的に配分され、全学で 600 万円を充てている（根拠資料 [8-25]）。

海外・国内留学助成としては、専任教員が海外・国内留学をする際に交通費・滞在費・授業料等の費用を助成する制度を設け、毎年長期（10 か月以上 1 年以内）2 名、短期（3 か月以上 6 か月以内）2 名を認めている（根拠資料 [8-26]）。また研究成果の出版を助成する学術図書出版助成制度（根拠資料 [8-27]）や、海外への学会出張・研究出張の旅費を助成する外国出張旅費助成も設けており、跡見学園後援会の支援を得て 1 件あたり 30 万円を上限として補助している（根拠資料 [8-28]）。近年の助成実績は（根拠資料 [8-29]）のとおりである。

以上のとおり、研究費は適切に支給されている。

#### ・外部資金獲得のための支援

毎年学長主催の科研費説明会を開催し（根拠資料 [8-30]）、事務処理担当者による応募書類のチェックも行っている。令和 2（2020）年度は 5 件が採択され、補助事業期間総額で 17,030,000 円（直接経費及び間接経費合計）、令和元（2019）年度も 5 件が採択され、18,070,000 円の外部資金を獲得した（根拠資料 [8-31]）。その他令和 2（2020）年度は、科研費以外の公的研究費として AMED1 件 2,400,000 円、公的研究費以外の外部資金として 2 件 2,000,000 円獲得した（根拠資料 [8-32]）。

以上のとおり、外部資金獲得のための支援は適切に行われている。

#### ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

専任教員の研究室は新座・文京キャンパスいずれかに各人に 1 室（文京には観光デザイン学科、新座には観光デザイン学科以外の学科の専任教員用の研究室）充てており、加えて新座キャンパスに学部研究室と学科研究室、文京キャンパスに学科研究室を配置している。また両キャンパスに兼任教員のための共同研究室（新座キャンパスは「講師室」、文京キャンパスは専任教員と共同使用の「教員研究室」）を配置している。

研究時間については、専任教員の週当たりの出校日数を 4 日に収め、週 1 日の研究日を確保している（根拠資料 [4-11] p.12）。また、既述のとおり、海外留学・国内留学制度を設けている。

以上のとおり、研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障は適切に実施されている。

#### ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

授業における担当教員の指導の補助と学生の自習活動の補助等を目的に TA を配置している（根拠資料 [8-33]）。TA を配置する科目や定員は「跡見学園女子大学においてティーチングアシスタントを配置する授業科目を定める規則」で定められ（根拠資料 [8-34]）、令和 2（2020）年度は情報処理科目・社会人形成科目・体育実技科目を中心に 31 科目 14 名（大学院科目を含む）の TA を雇用した（根拠資料 [8-35]）。

以上のとおり、教育活動を支援する体制は適切である。

なお、RA は、個人研究費ないしは科研費等を活用することにより、雇用契約を締結した上で、勤務状態を管理している。令和 3（2021）年度の雇用実績は 0 名である。

#### ・新型コロナウイルス感染拡大による遠隔授業のサポート

令和 2（2020）年度からは、既述のとおり、新型コロナウイルス感染拡大によって遠隔授業を開始した。そのような授業を実施するためには教員はポータルや Teams の使い方を新たに学ぶ必要が生じたため、情報メディアセンターは教員に対しマニュアルの配付の他、ポータルや Teams の利用に関する技術的な支援を行ってきている。一方、全学及び各学部では遠隔授業に関する FD が開催され、教員間で経験を共有する取り組みがなされた。また、このような中で、教員有志によって「授業力向上のための教員有志による交流サイト」

が立ち上がり、教員間での自主的な情報交流が行われている（根拠資料[4-17]p.192-201）。

**点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。**

**評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み**

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

**<研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについて>**

**・ 規程の整備**

平成 26（2014）年度に「跡見学園女子大学研究倫理に関する規程」（以下「倫理規程」という。）を制定し研究計画の学内審査体制を整備した。医学系研究の審査にも対応するべく倫理規程の全面改定と「跡見学園女子大学研究倫理審査委員会規程」も制定し、各専門分野の教員から成る研究倫理審査委員会を設けて適切な審査体制を確立した（根拠資料[8-36]）。

令和 2（2020）年度には「倫理規程」に利益相反に関する条項を追加すると共に、「利益相反委員会規程」を制定し、利益相反委員会を設けて倫理審査体制を拡充した（根拠資料[8-37]）。さらに、令和 3（2021）年 3 月 23 日付で「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和 3（2021）年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）が制定されたことに伴い、「跡見学園女子大学研究倫理に関する規程」及び「跡見学園女子大学研究倫理審査委員会規程」を改正した（根拠資料 [8-38]、[8-39]）。

**・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）**

平成 30（2018）年度に日本学術振興会が提供する「研究倫理 e ラーニングコース」に団体登録して教員の受講環境を整備し、受講状況を大学が一元的に把握する仕組みを設けた。専任教員にはコースの受講と修了証の学部長への提出（院生にも個別受講と修了証の提出を義務づけ）、及び令和 2（2020）年 11 月頃までに 3・4 年ゼミにおける研究倫理教育の実施と、学部長への実施報告書の提出を求めた。また学部生用に、『科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一』を抜粋した資料をポータルで配信した（根拠資料[8-40]）。

研究倫理の浸透を図る取り組みとして、研究倫理に関する FD シンポジウム等が全学教育・研究支援委員会又は学部単位で開催されている。令和 3（2021）年ではすべての学部で開催した（根拠資料 [8-41]）。

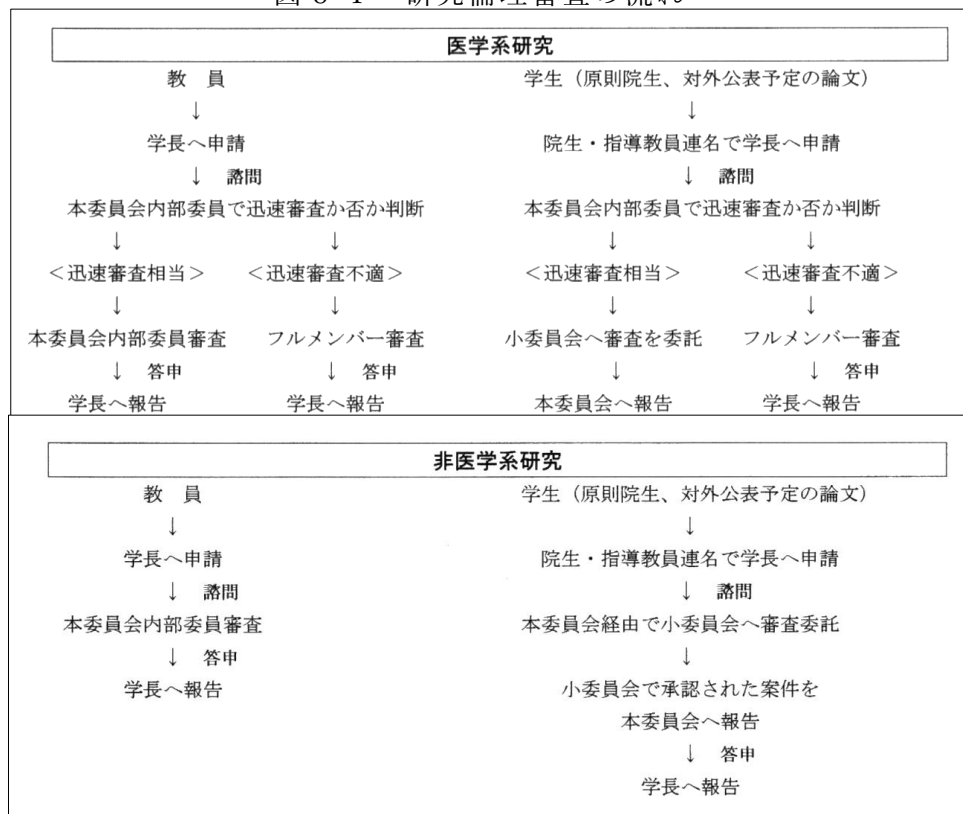
令和 3（2021）年度においては、「跡見学園女子大学における研究活動上の特定不正行為の防止及び対応に関する規程」に係る特定不正行為を行った教員に対し、跡見学園就業規則に基づく適正な処分を行った（根拠資料[8-42]p.1）。

以上のとおり、教員及び学生における研究倫理確立のための機会は適切に提供している。

・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関する審査は上述の研究倫理審査委員会で、医学系研究と非医学系研究を分けて行っている。学生の研究活動も審査の対象としており、主に臨床心理学専攻の院生が審査を受けている。令和元（2019）年度には教員 4 名（医学系 1 名、非医学系 3 名）、院生 9 名（医学系 1 名、非医学系 8 名）の審査を行った。申請と審査の手順は図 8-1 のとおり。

図 8-1 研究倫理審査の流れ



なお公的研究費の適正な運営・管理を図るための「跡見学園女子大学公的研究費の運営・管理に関する規程」（根拠資料 [8-43]）がある。内部監査の手順は「跡見学園女子大学公的研究費内部監査実施要項」（根拠資料 [8-44]）に定めており、この規程に基づいて例年 6 月に内部監査が行われている（根拠資料 [8-45]）。

以上のとおり、研究倫理に関する学内審査機関は適切に整備されている。

**点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価  
 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価について>

第2章で説明したように、学長及び執行部会議のマネジメントの下で、自己点検・評価推進委員会は、令和2（2020）年度に教育研究等環境の適切性について全学的な自己点検・評価を実施し、その結果を全学自己点検・評価委員会が検証した（根拠資料 [2-17]）。このような全学的な自己点検・評価に加え、教育研究等環境の整備に主要な役割を果たす組織である図書館と情報メディアセンターでは、以下のとおり定期的な自己点検・評価を行っている。

図書館では、図書館長を委員長とする図書館運営委員会を設置している（根拠資料 [8-46]）。同委員会は、内部質保証推進組織である学長及び執行部会議のマネジメントの下、図書館の予算・決算や購入資料の選定・承認など運営に関わる重要事項を審議し、貴重資料の購入に関しては特別資料選定委員会を組織して購入可否を判断している。同委員会では購入した資料及び導入しているデータベースの適切性や、図書館の取り組みが教育研究環境の改善に資しているかどうかの点検も、教職員や学生からの意見等の資料・情報に基づいて行い、改善につなげている（根拠資料 [8-47]）。

情報メディアセンターでは同センター長を委員長とする情報メディアセンター運営委員会を設置している（根拠資料 [8-48]）。センターは、内部質保証推進組織である学長及び執行部会議のマネジメントの下、ICT技術の進歩に対応できるよう、「大学におけるICT環境整備中期目標」（10か年計画）に基づき、施設設備の更新・新設・保守を行っている。この内容について、情報メディアセンター運営委員会で教育・研究支援の充実に関する協議、予算執行・セキュリティ関連の状況の報告、施設設備に関するヒアリング等を行い、次年度に向けた検討を行っている（根拠資料 [8-49]）。

以上のことから、本学では教育研究等環境の適切性についての定期的な点検・評価を実施している。

### ＜点検・評価結果に基づく改善・向上について＞

本学が平成27（2015）年度に実施した自己点検・評価の結果、本学の教育研究等の環境は概ね適切に整備されているが、「教育研究等環境の整備に関する方針」を定めていないことが問題点として指摘された。このため、学長及び執行部会議は、「教育研究等環境の整備に関する方針」を検討し、大学評議会の議を経て令和3（2021）年6月に定め、ホームページで公開した（根拠資料 [2-1]【ウェブ】）。

図書館では「プロゼミⅠ」で実施している図書館オリエンテーション終了後に担当教員にアンケートを行い、その結果を踏まえて点検・評価を行い、全学共通科目運営センターとの間で次年度に向けた改善を検討する場を設けている。そこで出された要望を受けて、令和2（2020）年度末にオリエンテーション関連の動画を3本作製し、ホームページにアップした（根拠資料 [8-50]）。令和3（2021）年度のオリエンテーションは新型コロナウイルス禍により対面での実施ができなかったため、この動画が大いに役立った。

情報メディアセンターでは、中期目標による施設整備だけでなく、教員や学生の様々な要望を基に点検・評価してシステムの仕様確定や各機器の選定を行っている。たとえば新座キャンパスの2号館では3号館と同仕様のシステム構築を実現し建物によって異なっていたシステムを同一にした。

以上のことから、本学の教育研究等環境については定期的な点検・評価の結果を踏まえ

た改善を推進しており、PDCA サイクルが機能していると評価できる。

## (2) 長所・特色

情報メディアセンターを中心に最先端の設備インフラの導入を精力的に進めている。さらに新型コロナウイルス禍を受けたハイブリッド授業の実現及び PC 必携化に備えて Wi-Fi を使える教室を増やし、学園ネットワーク帯域を 1Gbps から 10Gbps に更新し、ボトルネックを防ぐため学生アクセスが多く見込まれる学生支援システム（ポータル）のサーバ容量の拡張を行った。これにより、新型コロナウイルス禍においても本学の教育研究を継続するための基盤が確保されている。

図書館も蔵書やサービスの充実に関して、新型コロナウイルス対応（学外からのデータベース利用の拡充、キャンパスへの入構制限がある場合の宅配による本の貸出等）も含めて地道な改善努力を行っている。ラーニングコモンズ (LALA) の設置や機器貸出の拡充、障がいのある学生のための施策（電子ブックの拡充、拡大読書器の導入等）が特筆できる。

新型コロナウイルス感染拡大による遠隔授業のサポートについては、情報メディアセンターは教員に対しマニュアルの配付の他、ポータルや Teams の利用に関する技術的な支援を行ってきている。また、教員間では、全学及び各学部では遠隔授業に関する FD が開催され、教員間で経験を共有する取り組みがなされた。また、このような中で、教員有志によって「授業力向上のための教員有志による交流サイト」が立ち上がり、教員間での自主的な情報交流が行われていることは特筆すべきことである。

## (3) 問題点

なし。

## (4) 全体のまとめ

本学の教育研究等の環境は、概ね適切に整備されている。今後とも、マスタープランに基づき、文京キャンパスの整備を重点事項と位置づけつつ、新座キャンパスのリフレッシュにも取り組み、教育環境等の整備を着実に進めていく予定である。また、新型コロナウイルス禍での教員の遠隔授業への技術的サポート体制を一層高めるとともに、ICT 教育の推進のために教員や学生への ICT サポートをさらに強化していく予定である。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

#### <大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示について>

本学は大学の理念・目的（根拠資料 [1-4] 巻頭カラー【ウェブ】）を一層実現するために、平成30（2018）年に地域交流センター規程を制定し、地域交流や地域貢献の推進を明示した（根拠資料 [3-22] 第3条）。また、同じ教育理念に基づいて策定された学園中期計画「ATOMI PLAN 2025 ～2025年に向けての中期計画～」(以下「マスタープラン」という。)でも、大学のミッションとして社会貢献を明記し、教育の質的向上と教育環境の充実に向けた具体的な方針の1つとして地域連携活動の促進を挙げている（根拠資料 [1-20] p.4）。さらに、令和3（2021）年度の事業計画でも「広範な空間で活躍する人材の育成（地域連携の深化）」や「公開講座の充実と社会人向け講座の検討」という形で、社会貢献・地域連携の強化の方針を明記している（根拠資料 [9-1] p.61-62）。学部学科及び大学院では、実践系学部であるマネジメント学部と観光コミュニティ学部、心理学部及び大学院人文科学研究科臨床心理学専攻が、社会貢献・社会連携につながる方針をDPの中で明示し、そのような方針に沿った社会貢献活動を実施している（根拠資料 [2-9]【ウェブ】、[9-2] p.50-84）。なお、これらを前提に、令和3（2021）年度に「社会連携・社会貢献に関する方針」を制定し、大学としての社会連携・社会貢献に関する方針を適切に明示している（根拠資料 [2-1]【ウェブ】）。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制  
評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進  
評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

#### <学外組織との適切な連携体制について>

本学は上述の社会連携・社会貢献に関わる方針に基づき、自治体や地域組織、企業・団体、国内外の大学と連携した活動を活発に行っている。令和元（2019）年度に現在の体制



になった地域交流センターが、現在では学内のそれらの活動の全体像を把握・統括し（講座講師や専門委員の受託に関する全学的状況の把握、外部からの依頼対応や情報提供の円滑な実施など）、学外組織との適切な連携づくりに大きな役割を果たしている。その具体的な連携のあり方は以下のとおりである。

第一に、自治体や地域組織との連携体制についてである。まず学生のボランティア等の課外活動を重視している本学としては（根拠資料 [1-20] p.8、[3-22] 第3条、[9-1] p.61-62）、その様な学びの場を確保するため、また社会連携に関連の深い学部の教員が社会貢献活動を広げる場として、様々な自治体や企業と連携している。たとえばキャンパスが所在する文京区・新座市及び周辺の9自治体、警察署、さらにはキャンパスから離れた会津若松市・長野県など10自治体と協定を締結している。新座市とは、広域避難所として施設の一部を提供する協定を締結している（根拠資料 [3-26] p.87-89）。その他には、以下のような自治体との連携活動の実績がある（根拠資料 [3-26] p.87-89）。たとえば、長野原町との連携においては、学部を超えた研究会組織を学内に形成し、様々な観点での教育・研究活動を行うとともに、それを長野原町の教育や観光などの課題解決に活かしている（根拠資料 [9-3] p.141-144）。また、西川町との提携では、地域イベントへの協力や地域づくりを考える場に学生が参加したり、社会調査実習のフィールドとして協力を得たり、また、町内各団体・企業へのインターンシップ等を通じて教育・研究活動を展開している（根拠資料 [9-4] p.167-176、[9-5] p.84-89）。さらに協定の有無とは関係なく、特に以下の自治体では本学教員が講座講師・専門委員を務めるなどして地域社会に貢献している。

	自治体名
講座講師を派遣している自治体	文京区、新座市
専門委員等の受託をしている自治体	文京区、新座市、北海道、札幌市、北海道斜里町、北海道南富良野町、福島県広野町、福島県檜枝岐村、千葉県栄町、市原市、島根県津和野町、島根県吉賀町、高知市、沖縄県渡嘉敷村

特筆すべきは日本近代文学にゆかりの深い文京区と本学の提携関係である。たとえば樋口一葉にゆかりのある菊坂跡見塾（旧伊勢屋質店）は、建物保存を求める文京区の強い要望を受けて平成27(2015)年に学園が取得し、保存している。平成28(2016)年3月には文京区指定有形文化財に指定され、教育施設として活用すると共に、文京区からの委託を受けて週末には一般公開を行ってきた。地域交流センターは菊坂跡見塾の利用について教員・学生を支援している（根拠資料 [9-6]、[9-7]、[9-8] 【ウェブ】）。また同じく文京区にゆかりの深い森鷗外の関連事業である「朗読コンテスト」がある。これは平成24(2012)年に文京区との共催により「森鷗外生誕150年記念事業」の一企画として始まり、令和2(2020)年度に9回目を迎えた。平成26(2014)年より文京区が主催、本学が主管・運営する体制で「文の京ゆかりの文化人顕彰事業」として文京キャンパスで年1回開催してきた。文京区の主要文化事業の一つであるが、コンテストの応募者は全国に及ぶことから地域交流セン

ターの広域的な活動となっている（根拠資料 [9-9]【ウェブ】）。文京区とは「妊産婦・乳児救護所」の協定も締結しており、年1回文京区・文京区助産師会・管轄消防署・大塚警察署（同警察署には災害に関する講話と展示を依頼）と共に開設訓練を行っている。この訓練には一般区民も参加し、ボランティアとして参加する学生の教育の場としても有益な場となってきた。これら文京区との活動は、実施後に参加者のアンケート結果も活用しながら反省会を設け、次年度の開催に向けてほぼ1年がかりで取り組んでいる（根拠資料 [9-10] p.10）。

第二に、企業・団体との連携体制についてである。地域交流センターが実質的に機能し始めた令和元（2019）年度以降は特に、本学はこの連携体制を広げた。たとえば、株式会社ジャルパック、公益財団法人角川文化振興財団、全国「道の駅」連絡会、エーザイ株式会社と協定締結（根拠資料 [3-26] p.89）している。このうち公益財団法人角川文化振興財団との連携は、現代文化表現学科での教育活動の拡充に貢献している。

第三に、他大学との連携体制についてである。埼玉県西部にキャンパスを有する大学が中心となって平成13（2001）年に設立された「彩の国大学コンソーシアム」に参画し、翌年から始まった単位互換制度により、現在本学を含む10大学間での学生交流を可能にしている（根拠資料 [9-11] p.261）。また図書館では近隣の大学と相互利用協定を締結している（根拠資料 [9-12]）。また、令和2（2020）年度には埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）に加盟し、新座キャンパス周辺を軸とした埼玉県東上地域において、単位互換、公開講座の実施、共通SDの実施等の取組を推進している（根拠資料 [8-2] p.4）。海外の大学とも提携しているが、これについては国際交流事業のところで後述する。

以上のことから、本学では、学外組織と適切な連携体制を構築している。

### ＜社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進について＞

本学における社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動は、地域交流センター、心理教育相談所、花蹊記念資料館、各学部・学科が実質的に担う活動、に大別される。

第一に、地域交流センターの活動についてである。同センターは平成28（2016）年に庶務課内に設置されたことに始まる。平成31（2019）年には大学附属教育研究組織として拡大改組され、本学の教員と学生の地域交流活動を支援・統括している。

たとえば同センターは、菊坂跡見塾をめぐる、学生に関わる次のような地域活動を支援してきた。観光コミュニティ学部では授業の一環として「かふえ伊勢屋（古民家カフェ）」を企画・運営し、地域社会との交流、コミュニティでの観光のあり方、文化財の保護と活用を学ぶ場としている。正課以外でもたとえばかるた部は、本学図書館所蔵の百人一首と競技かるた普及のため平成29（2017）年より毎年新年に菊坂跡見塾で「かるた会」を開催し、地域住民や日本かるた協会と交流している（根拠資料 [9-2] p.83-84）。また、地域交流センターでは、社会連携活動の一環として、公開講座の企画調整を担ってきた。現在、両キャンパスで春・秋の年2回、各学部の特徴を活かした講座を開講している（後述）（根拠資料 [9-13] p.2）。また文京アカデミア講座とにぎプラスカレッジ（旧 新座市民総合大学）に講座を提供し、両自治体の生涯教育にも貢献してきた（根拠資料 [9-14]、[9-15]、[9-16]【ウェブ】）。なおこれらの活動は地域交流センターの設立前から行っているものであるが、センター設立により、従来散発的に実施されてきた地域貢献が統括的に実現可能とな

った。また、たとえば地域交流をテーマにした公開シンポジウムの開催などの新たな交流プログラムがセンターによって付加されるなど、地域貢献活動が一層の充実を見せている（根拠資料 [9-2] p.47-48）。このような活動が評価され、本学は、文部科学省の補助事業「令和3年度私立大学等改革総合支援事業」におけるタイプ3「地域社会への貢献」（プラットフォーム型）に選定された（根拠資料 [9-17] 【ウェブ】）

第二に、心理学部教員と非常勤職員が担当する、心理教育相談所の活動についてである。同相談所では、①「不登校を考える親の会」、②市民対象の「講習会」、③来所者対象の「相談活動」、④妊婦・乳幼児の母親対象の「おしゃべりたいむ」、⑤大学院（臨床心理学専攻）修士生対象の「OB・OG カンファレンス」、⑥スーパービジョン研修会、⑦文京区教育センターとの連携、等の活動を行っている。

第三に、花蹊記念資料館の活動についてである。同資料館は資料公開をして地域貢献をしつつ、学生教育においても役割を果たしている。具体的には、資料館の行なう企画展示を通じて、在学生はもとより、学外の一般の方々も、跡見学園に継承される伝統や文化に触れる機会を得ている。ただし、新型コロナウイルス感染予防対策のため、令和2（2020）年、令和3（2021）年は、残念ながら、求められる機能を十全にまっとうしているとはいえない（根拠資料 [9-18] p.23-31）。また桜の季節には新座キャンパスの43種189本の桜の案内パンフレットを庶務課で用意して、桜見物を希望する一般市民に新座キャンパスを開放しているが、その際に無料で跡見花蹊の書や絵の展示を見られる花蹊記念資料館を訪れる人々も多く、地域への教育的貢献となっている（根拠資料 [9-19]）。

第四に、各学部・学科が実質的に担う活動についてである。まず教育研究活動に関わりの深い全学的な地域貢献の一つである「公開講座」を学部・学科が担っていることが挙げられる。たとえば語学・教養系の講座であれば文学部、経済・経営系の講座であればマネジメント学部、観光系の講座であれば観光コミュニティ学部、心理学系の講座であれば心理学部の教員が担当するというように、本学教員の研究を地域社会に還元するという全学的理念の下に幅広いテーマを分担してカバーしてきた（根拠資料 [9-20]）。

本学ではこのような公開講座のほか、実践を重んじる建学の理念を実現するために、学生が社会の現場に出かけ、実地の体験をし、社会貢献も行うという機会を各学部・学科で可能な限り設けるように努めている。

文学部では上記のような分野的特性から、教員の専門性を活かした地域の社会人教育への貢献として、語学・教養系の公開講座は文学部の社会貢献活動の中で大きな比重を占めている。たとえば令和元（2019）年度に日本史教員（本学文学部教員2名、学外研究者1名）がオムニバス方式で行った「天皇と皇族」は令和皇室への移行の時期でもあったため、高い関心をもって受け止められた（根拠資料 [9-13]）。また、平成30（2018）年度にはオープンキャンパスと合わせた新座図書館との合同企画として、シンポジウム「日本文化の中のマンガ・アニメ」を開催した（根拠資料 [9-21] 【ウェブ】）。外国語担当教員が中心となって開講する英語・中国語・韓国語講座も毎回一定の人気を集めてきた。

他の実践性の強い三学部では教育課程の中に社会連携が組み込まれている。たとえばマネジメント学部では実践ゼミナールやインターンシップが、観光コミュニティ学部では基礎ゼミナールが、心理学部では心理実習A・B・Cが教育課程の中で重要な位置づけを持っている（根拠資料 [9-22]、[9-23]、[9-24]）。これらの学部では設置の趣旨や学位授与方

針に社会貢献を挙げ、地域連携協定によって教員が学生を積極的に地域交流に参加させている（根拠資料 [2-9]）【ウェブ】。活動実施後は、学生の自己評価や、活動に対する当該地域の評価を踏まえつつ次年度以降への取り組みに反映させている。

たとえばマネジメント学部では社会連携や社会貢献活動を実践的に行っている。具体的には、ゼミナール単位で、環境省（熱中症予防声かけプロジェクト）、文京区（世代間交流事業「健康まち歩き」、「防災フェスタ」、食育イベント「ハッピーベジタブルフェスタ」）など省庁や自治体の事業に参加するとともに、日本アイスホッケー連盟（プロモーション戦略）、石坂産業株式会社、花王株式会社、花王グループカスタマーマーケティング株式会社、メガネマーケット株式会社、埼玉県雇用労働課とは課題解決型授業（PBL）を通じた連携が進んでいる。これら社会連携・社会貢献活動を通じた教育研究活動は、平成 30(2018)年度の「高齢者のための共食プロジェクト」での農林水産省の食育活動表彰受賞や環境省「ひと涼みアワード」での令和元（2019）年度から連続 3 年度最優秀賞を受賞するという成果を生んでいる（根拠資料 [9-25]【ウェブ】、[9-26]【ウェブ】、[9-27]【ウェブ】、[9-28]【ウェブ】、[9-29]【ウェブ】、[9-30]【ウェブ】、[9-31]【ウェブ】）。

観光コミュニティ学部では、会津若松市とのパートナーシップ協定や長野県との相互協力に関する協定のほか、秋田県男鹿市・山形県西川町・群馬県長野原町・富山県立山町・千葉県いすみ市・静岡県東伊豆町など多くの自治体と連携するとともに、株式会社ジャルバックなど民間企業とも連携している（根拠資料 [3-26] p.87-89）。

心理学部では、社会貢献活動の例として「ひきこもり等支援者連絡会」が挙げられる。文京区のひきこもり支援について、その分野を専門とする教員が中心となり、心理学部の教員数名が文京区教育推進部児童青少年課・文京区教育センター・文京区社会福祉協議会・青少年健康センター・NPO 法人サンカクシャ等と定期的な連絡会を開催して連携してきた。この活動は臨床心理学専攻の院生の実習先としての広がりも見せ、多くの修士生がご指導頂くなど、教員の社会貢献活動が院生教育に結び付いた好例である（根拠資料 [9-2] p.12）。さらに、新座市の自殺対策に関する地域貢献も行っている。新座市では、自殺対策推進協議会条例により、自殺対策計画の策定、推進、評価等を行うために平成 30（2018）年に新座市自殺対策推進協議会が発足した。発足時より 1 名の教員が委員として参加している（根拠資料 [9-32]【ウェブ】）。

以上のとおり、本学では、社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動を適切に実施している。

### ＜地域交流、国際交流事業への参加について＞

第一に、地域交流についてである。キャンパスのある文京区・新座市のみならず様々な地域で、本学の学生が、授業の一環として教員の指導の下に自治体・地域団体・住民と共に活動している。地域交流センターではこのような教育活動が円滑に行われるよう、協定締結などの支援を行っている。以下に主な例を挙げる。

東京都（訪日外国人に向けた熱中症啓発プロジェクト他）、文京区（小石川マルシェ、ハッピーベジタブルフェスタ、防災フェスタ他）、台東区（モノマチボランティア）、目黒区（認知症ミーティング）、墨田区（スミファ）、埼玉県（埼玉高速鉄道㈱との地域連携事業）、新座市（大江戸新座祭り）、鳩ヶ谷市（商工会との連携事業）、群馬県

長野原町（野菜販促プロジェクト）、神奈川県（多文化共生調査）、千葉県柏市（手賀沼地域活性化事業）、福岡県柳川市（観光プロモーション事業）、山形県（月山志津温泉雪旅籠）、新潟県（県の魅力発信事業）、富山県立山町（休校校舎活用事業）

また地域交流センターの統括の下で、教員の指導・助言を得ながら、自治体・地域団体・住民と共に授業科目やゼミを越えて学生が活動している。たとえば文京区（朝顔・ほおずき市、文京博覧会他）、新座市（ピアサポーター、フードバンク他）、和光市（ピアサポーター）、朝霞市（ピアサポーター）などである（根拠資料 [3-26] p.87-97、[9-2] p.52-84）。

第二に、国際交流についてである。本学は 8ヶ国・地域、11 教育機関と学術交流協定を締結し、現地言語の習得と文化体験を目的として夏休みと春休みに学生の短期海外研修・異文化交流プログラムを実施している。

協定校の一つであるアメリカ・ワシントン州のローワーコロンビアカレッジとは同キャンパスが所在するロングビュー市姉妹都市委員会を含めて三者協定を締結し、ロングビュー市議会の承認も得ている。同校で本学の学生は英語スキルアップと文化体験に加えて、地域のボランティア活動に参加している。各協定校とは相互の訪問やオンラインでの対話を通じて、参加者及び協力者のアンケート結果やヒアリング内容をもとに毎回の研修を振り返り、次回の研修の更なる充実を図っている。加えて本学の事業計画に基づいて海外協力校を拡充し、特にアジア諸国の教育機関との交流を進めている。平成 30（2018）年に韓国・東義大学、令和元（2019）年に中国・北京外国語大学、令和 2（2020）年に台湾・国立台湾師範大学とそれぞれ学術交流協定を締結した。これら新規校を含め、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス禍の影響により全ての学生派遣プログラムが中止となったが、令和 3（2021）年 1 月から、協定校を含む現地校のオンラインプログラム（英語、中国語、韓国語）を実施し、新型コロナウイルス禍においても学生の海外交流の機会を創出している（根拠資料 [9-33]）。中長期留学については、平成 29（2017）～令和元（2019）年にイギリス・アメリカ・中国の 3 大学と協定を締結し、本学の学生が半年から 1 年留学できる制度を設けた。令和 2（2020）年 4 月からローワーコロンビアカレッジと北京外国語大学に 1 年間の留学を予定した学生がいたが、新型コロナウイルス禍で中止された。

学術交流協定校との学生以外の恒常的な交流の一例としては、平成 25（2013）年に学術交流協定を締結したキルギス共和国のビシケク国立大学に毎年、私立大学図書館協会の補助を受けて日本語・日本文化に関する図書を寄贈していることが挙げられる（根拠資料 [8-9] p.6）。

以上のとおり、本学は地域交流及び国際交流を適切に実施している。

**点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価  
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### ＜適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価＞

第2章で説明したように、学長及び執行部会議のマネジメントの下で自己点検・評価推進委員会は令和2（2020）年に社会連携・社会貢献の適切性について全学的な自己点検・評価を実施し、その結果を全学自己点検・評価委員会が検証した（根拠資料 [2-17]）。

社会連携・社会貢献活動を行う各学内組織は、後述するように、毎年度の活動実施した後は事後アンケートを実施するなどによって点検・評価を行っている。

### ＜点検・評価結果に基づく改善・向上について＞

第一に、学外組織との連携については、本学の担当組織が学外連携する自治体・企業に事後アンケートを行い、改善点を翌年の事業に反映してきた。たとえば前述の菊坂跡見塾（旧伊勢屋質店）の一般公開については開館状況や来場者からの意見等をもとに毎年文京区と協議しており、令和2（2020）年度には前年度の協議の結果、開館日を週末のみから金～日に変更した。学外組織との提携による活動を授業に組み込む際、企画の公開については企画作成、準備・調整、実施、振り返りを年間の授業計画に予め組み込んでいる。朗読コンテストでは本選で毎回、出場者と観覧者の双方にアンケートを実施し、自由記述を含めて集計結果を学内会議に報告している。また、その集計結果を早期に文京区と共有することにより、次回に向けての改善案策定に活用している。具体的には、たとえば、初年度にはなかった「青少年の部」を、中高生の参加を促し若年者へ裾野を広げるといった観点から2年目より行うようにするといった改善を行っている（根拠資料 [3-26] p.13-24）。妊産婦・乳児救護所開設訓練については、実施に向けて本学と文京区・文京区助産師会で打ち合わせを行い、区の方針やガイドラインを確認した上で各組織の役割や準備を進めている。これも訓練当日に一般参加者・参加学生にアンケートを実施し、自由記述を含めて集計結果を学内会議に報告している。また文京区・助産師会との反省会で集計結果を資料とし、3機関で意見交換を行い、反省点をまとめて次年度に向けて改善案を策定し、次年度初回の準備会につなげている。具体的には、たとえば近年は単に避難訓練を行うだけではなく、学生向けに防災への備えや妊産婦への配慮の心得などを学ぶグループワークを実施している（根拠資料 [9-2] p.66）。

第二に、学生が関わる社会連携・社会貢献活動については、授業内の活動では年間の授業及び活動計画の中で、実施に向けて企画作成や調整・準備を行い、事後にはアンケート分析・課題発見・解決を行っている。また、授業外の地域交流活動については事前に地域連携活動許可願を、事後に実施報告書を提出する体制にしており、授業外の活動であっても計画的に実施し、事後に課題発見ができるようにしている。かくして学生間でも次年度に引き継ぐサイクルができており、大半の活動が継続的に行われている（根拠資料 [9-2] p.10-16）。

第三に、地域交流センターでは、地域交流センター長を委員長とする地域交流センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）において、事業の実施と点検・評価、改善の取組みが行われている。具体的には、年度初めの運営委員会において、前年度の事業実施状況について確認を行い、当該年度の事業の継続等を確認しているほか、新規事業の検討等を行っている（根拠資料 [9-34]、[9-35]、[9-36]）。また、月に一度程度開催される運営委員会において、適宜、事業の準備や実施状況が報告され、課題点の洗い出しや改善の検

討が行われている。

具体例を示すと、地域交流センターでは、毎年、学内の地域交流に関わるアンケートを実施し、実態や課題の把握に努めると共に、その回答結果と分析を「地域交流センター年次報告書ゆかり」にまとめている。これについて、運営委員会において地域交流の課題克服に向けた検討をエビデンスに基づいて行っているほか、多数の活動を整理した上で、限られた予算と人員でどのように支援の強弱をつけていくべきかについてもエビデンスを基に検討が行われている。その結果、たとえば、令和元（2019）年度の学内調査により、地域交流に関する活動がまだまだ認知されていないこと、地域交流に関わる学内的な仕組みの理解が不足しているという課題が明らかになったが、これに対して、年度中に地域交流に関わる先進事例を共有し、学内的な仕組みの周知を図る FD を開催している（根拠資料 [3-26] p.74-83）。

第四に、心理教育相談所でも心理教育相談所担当者会議（毎月）と心理教育相談所委員会（年3回）を開催し、前述の「不登校を考える親の会」・「講習会」・「相談活動」・「おしゃべりたいむ」・「OB・OGカンファランス」・「スーパービジョン研修会」・「文京区教育センターとの連携活動」の活動報告が行われ、会議参加者と改善・向上に向けて話し合いを行っている。同相談所が主催する無料講習会でも受講者アンケートを実施し、次の講習会の改善に役立てている。これらの活動については毎年発行する「跡見学園女子大学心理教育相談所紀要」で報告・公表している（根拠資料 [9-37]、[9-38]）。

第五に、花蹊記念資料館では、跡見学園女子大学花蹊記念資料館運営委員会（年2回）において事業の検討が行われ、課題があれば意見を集約し、改善を目指している（根拠資料 [9-39]）。

第六に、国際交流についても、たとえば、新型コロナウイルス禍であっても学内での英会話サロン（学内でネイティブの講師による英会話のおしゃべりを気楽に行う企画）はオンラインに切り替えて実施したが、これについては、参加学生へのアンケートを行い、それに基づき TOEIC 対策等の内容の改訂を行い実施した。同時に、アンケートの結果で要望が多かったオンライン交流会については、まず韓国語から実施し、好評を得ている。今後も学内からのオンラインによる交流も学生の要望を取り入れつつ、改良し継続していく予定である（根拠資料 [9-40]）。

以上のとおり、社会連携・社会貢献活動では、各実施組織が定期的に自己点検・評価し、その結果を基に改善に結び付けており、適切な PDCA サイクルが機能している。

## （２）長所・特色

本学ではキャンパスのある新座・文京の双方を拠点として地元及び遠隔の自治体、様々な企業、海外の教育機関と提携した社会貢献・教育研究活動を充実させていることが長所である。新座では公開講座に由来から力を入れ、角川文化振興財団とも新たに提携し、地域交流センターや心理教育相談所の活動も地道な成果をあげつつある。文京では、文京区との包括的な連携協定の下に区からの多数の委託事業を実施してきたほか、区内各所でゼミ・サークル・学部学科・教員個人の活動が行われている。その結果、文京区や様々な地域組織から日常的に連携事業についての相談を受けるに至っており（文京区からは本学を指名して地域活動への協力依頼が行われることもある）、社会連携の取り組みが広がりつ

つある。また従来学内で統括されていなかった社会貢献活動が地域交流センターによって統括的に整理・把握され、改善に結び付ける体制が整ったことも近年の改善点である。

以上のことから、社会連携・社会貢献については、地域交流センターなど各機関や学部・学科等の多くで地域交流事業の計画を立て、実施し、事後のアンケート調査等で点検・評価を行い、次の改善につなげており、PDCA サイクルを回していることは特筆すべきことである。

### **(3) 問題点**

なし。

### **(4) 全体のまとめ**

本学では教育理念に沿って社会連携・社会貢献の方針が明示され、地域交流センターの下に実施体制も整備され、地域に密着した社会連携・社会貢献を教育・研究と連動させつつ実施できている。さらに近年は、海外との学術交流協定により、グローバル化に対応しつつある。以上のことから、本学の社会連携・社会貢献活動は概ね適切に実施している。



# 第10章 大学運営・財務

## 第1節 大学運営

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

#### <大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示について>

本学において中・長期計画等を実現するための大学運営の指針は、(1)学園の中期計画「ATOMI PLAN 2025 ～2025年に向けての中期計画～」(以下「マスタープラン」という。)と事業計画、(2)大学運営の指針、(3)学長施政方針である。

学園では、第1章で既述のとおり、令和元(2019)年度に学園として初めてとなるマスタープランを策定した(根拠資料[1-20])。計画期間は令和2(2020)年4月から学園創立150年に当たる令和7(2025)年3月(令和6(2024)年度末)までの5年間である。マスタープランは本学園の教育理念の3要素である「女性としての品性」、「自律し自立する力」、「社会で実践する力」を基盤に、(1)教育の質的向上と教育環境の充実、(2)キャンパス整備、(3)財務健全性、(4)経営改革の4つの柱で構成されている。マスタープランには、本学・中学校高等学校・法人事務局の各機関の中期目標と計画が含まれている(根拠資料[1-20])。学園理事会はこのマスタープランを踏まえて、大学を含めた各機関の事業を取りまとめた単年度の「事業計画」を毎年3月に策定している(根拠資料[9-1]p.59)。

大学は、マスタープラン及び事業計画の着実な推進を図るため、令和3(2021)年6月に「大学運営の方針」を定めた(根拠資料[2-1]【ウェブ】)。その方針では、学長は、学園理事会が定めた本学の事業計画を基に、学長施政方針を作成し、それに基づいて大学運営を指揮することを規定している。

このように本学では、マスタープランの下、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針を明示している。

#### <学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知について>

マスタープランは、「中期計画」として学園のホームページにその概要を掲載している(根拠資料[10-1]【ウェブ】)。また、学園広報誌「Blossom Vol.50」(令和3(2021)年1月発行)の理事長挨拶においてその内容を紹介している(根拠資料[2-40]p.1)。また、毎年7月に発行している「跡見学園報 別冊」では、前年度の事業報告、当該年度の

事業計画を詳細に公表している（根拠資料 [9-1]）。これに加えて、学長は学園の事業計画に基づく大学の事業計画を踏まえ、学長施政方針を作成し、毎年4月1日の全学教員集会で全専任教員に、また職員集会で全職員に周知し、併せてその方針を文書として全教員に配付している（根拠資料 [10-2]）。また、「大学運営に関する方針」は令和3（2021）年6月に制定し、ホームページで公開している（根拠資料 [2-1]【ウェブ】）。

このように本学では、学内構成員に対する大学運営に関する方針を周知している。

**点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。**

**評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備**

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

**評価の視点2：適切な危機管理対策の実施**

**<適切な大学運営のための組織の整備について>**

学長・副学長・学部長など所要の職については、「学校教育法」と「同施行規則」等に基づいて、「学則」、「大学評議会規程」、「教授会規程」等の学内規程を整備している。その詳細を下記に記述しつつ、大学運営のための組織の整備の適切性について以下に検証する。

第一に、学長の選任方法と権限の明示についてである。学長の権限については、学則第5条の2第1項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定められている（根拠資料 [1-5]）。学長の選任方法については、学園の「学長・副学長・校長・副校長任命規程」（根拠資料 [10-3]）第2条により「学長は、女子大学学長選考委員会の意見を聞き、法人理事会の議決を経て、理事長これを任命する」ことになっている。そのための手続きは、学園の「学長・副学長任命規程施行細則」（根拠資料 [10-4]）に以下のように規定されている：①学長は大学専任教員5名、大学職員2名で構成される学長選考委員会を設置する。②同委員会は学長候補者（候補者となることができるものは本学の教授、および学長就任時点で本学の教授となることを必要とする）を募り、学長候補者に所信表明の機会を与え、学長候補者に関する教職員の意向投票を実施する。意向投票ができる者としては「本学に1年以上勤務経験のある専任教員および課長代理以上の職位にある大学専任職員」と規定されている。③同委員会は意向投票の結果を理事長に報告する。④理事長は、意向投票により選出された候補者の面接を行い、候補者を確定する。以上の結果、理事長が学園理事会の議を経て学長を任命する（学長・副学長・校長・副校長任命規程第2条）。

以上のとおり、学長の権限と選任方法は規程によって明示されている。

第二に、役職者の選任方法と権限の明示についてである。

副学長の権限は、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」ことである（学則第5条の2第2号）。本学には跡見学園寄附行為第8条第1項第2号に定める学園理事会の理事となる副学長（以下「理事たる副学長」という。）が設置されている。この理事たる副学長の任命は、「女子大学学長選考委員会の意見を聞き、女子大学学長が任命する」ことになっている（学長・副学長・校長・副校長任命規程第3条）。そのための手続きは、「学長・副学長任命規程施行細則」に基づき、学長候補者として確定された者が候補者を推薦し、学長選考委員会がその候補者に対する学内の信任投票を行い（信任には過半数の信任が必要）、学長はその信任された副学長候補を理事長に報告することとされている。

学長と副学長の具体的な職務は、「学長及び副学長の職務及び任期、並びに学部長及び部館長等の任期及び選任等に関する規程」に詳細が規定されている。

学部長・教育研究組織の長・事務部局の長の選任は「学長及び副学長の職務及び任期、並びに学部長及び部館長等の任期及び選任等に関する規程」第10～13条により学長が行うこととされている（根拠資料 [10-3]）。なお、学部長については「跡見学園女子大学学部長候補者選考規程」による学部内選挙により候補者が選考される。また、大学評議員である附属教育研究組織の長の任用に当たっては「跡見学園女子大学大学評議会における評議員たる附属教育研究組織の長の選考規程」に基づく選考が行われる（根拠資料 [10-5]、[10-6]）。

学部長の職務は、「学部に関する校務をつかさどる」（学則第5条の2第3号）ことである。評議員たる附属教育研究組織の長である全学共通科目運営センター長の職務については「跡見学園女子大学全学共通科目運営センター規程」に「センターの職務を総理する」（第4条第1項）と規定されている。図書館長の職務は「跡見学園女子大学図書館規程」に「図書館の管理及び運営を総理する」（第3条の2第1項）と規定されている。

以上のとおり、役職者の選任方法と権限は規則に定められ、明示されている。

第三に、学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備についてである。

本学の全学的事項・重要事項の最終意思決定は学長が行うが、その決定を行うに当たって、審議し、意見を述べる組織として設置されているのが「大学評議会」である。学則第5条の3第3項に「大学評議会は、学長が教育研究に関する方針その他重要な事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べる」と規定されている（根拠資料 [1-5]）。また「跡見学園女子大学大学評議会規程」第7条第1項第1～13号において、「本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画及び適正な実施に関する事項」（第1号）「学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項」（第2号）等大学評議会の審議事項の詳細を定めている（根拠資料 [5-25]）。

他方で本学では、全学的事項・学部事項を問わず広く大学の方針や課題、具体的な執行案件等を協議する場として、学長の下に「執行部会議」を置いている。執行部会議での協議を経た重要事項の案が大学評議会に審議される。なお「跡見学園女子大学執行部会議の設置・運営に関する学長方針」（平成28（2016）年4月1日より適用）では、「学長は、執行部会議における協議内容を踏まえて、学部、附属教育研究組織、事務部局を指揮監督する」と規定されている（根拠資料 [2-2]）。なお、当然のことながら、全学的な内部質保証活動のマネジメントは執行部会議の協議の対象となっており、その協議結果を基に、学長

が学部・研究科等や事務部局に対しその実施を指揮監督している。第2章で説明したとおり、全学内部質保証組織を学長及び執行部会議としたのは、このような学長及び執行部会議の権限による。

以上のとおり、学長による意思決定及びそれに基づく執行の仕組みは規程により整備されている。

第四に、教授会の役割の明確化及び、学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化についてである。学則第6条第3項では教授会の役割を学生の入学・卒業・課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項について学長が決定を行うに当り意見を述べることで規定している（根拠資料 [1-5]）。併せて「跡見学園女子大学教授会規程」第2条の4で、教授会の審議事項として「学生の入学及び卒業」、「学位の授与」、「学部の教育課程の編成」など10事項を規定している（根拠資料 [5-26]）。

このように教授会の役割は学長が決定を行うに当たり意見を述べることであり、学長による意思決定と教授会との関係は明確である。

第五に、教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化についてである。本学は学園の一部であるため、経営上は法人組織である学校法人跡見学園の理事会の監督下におかれている。学園理事会の権限は、「この法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する」（寄附行為第16条第2項）ことである。なお、理事の役割は、「理事長を補佐して、この法人の業務を掌理する」こととされている（寄附行為第6条の2）。また、学園には評議員会が設置されており、学園運営の重要事項について、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない（寄附行為第25条）（根拠資料 [1-1]）。また「学校法人跡見学園寄附行為施行細則」により設置されている、理事長と常務理事を構成員とする「常務理事会」は、人事、労務、財務及び教育計画並びに将来構想等を審議する。また、理事会の下に合議制の機関として、「経営会議」が置かれており、経営方針、教育計画に関する企画・立案等について総合的な調整をしている。この経営会議が学園全体の経営の実質的な統括を行っている。経営会議の構成員は理事長・常務理事・事業理事・学長及び副学長（寄附行為第8条第1項第2号に定める副学長1人に限る。）・中学校高等学校校長及び副校長、教職員選任理事である（根拠資料 [10-7]）。

以上のことから、学園理事会は意思決定と監督、本学学長・副学長は本学業務の執行というように両者の権限と責任の関係は明確化している。

第六に、学生、教職員からの意見への対応についてである。学生の意見への対応としては、毎年「学長との懇話会」（根拠資料 [10-8]）や、「学生生活に関する調査」（根拠資料 [2-48]）を行って学生の意見を聴取する機会を設けている。令和2（2020）年度以降集約された学生の意見は、IR・大学資料室が意見や要望をとりまとめ、各部局に対応や検討を依頼しており、一定の改善がなされている（根拠資料 [2-48]）。新型コロナウイルス関連では、令和2（2020）年度秋学期、令和3（2021）年度春学期に対面授業と遠隔授業に関する学生の参加状況や意見を尋ねるアンケートを行った（根拠資料 [10-9]、[10-10]）。教職員からの意見への対応については、大学運営の重要事項について全学教員集会・職員集会を開催して意見の聴取を行っている（根拠資料 [10-11]、[10-12]）。また、教員は、教授会・学科会議・各種委員会の場で意見を述べる機会がある。職員は、所属組織の長に対し意見を述べることができる。これらの意見は適宜集約され、学長が執行部会議と協議し、

必要な改善策を講じている。

以上のことから、本学では、適正な大学運営のための規程を整備しており、また適正な運用が行われていると言える。

### <適切な危機管理対策の実施について>

本学ではキャンパスにおける警護と学生・教職員の安全の確保のため、警備・災害・感染症・情報セキュリティ等の各方面で、以下のような危機管理対策を実施している。

まず警備に関しては女子大学であるという事情もあり、特に厳しく管理している。休日も含めて学外からの入構者については名簿に記載を求め来校者用ネームプレートの着用を徹底している。休日・夜間には警備員による教室や研究棟の施錠・巡回を行うとともに、機械警備も併用し、異常が発見された場合は、即時に対応し、その内容は事務局長に速やかに報告される（根拠資料 [10-13]）。

防災については「大地震対応マニュアル」を学生と教職員に配付している。マニュアルには大地震発生時の大学の対応、個々人の避難方法、帰宅支援マップを掲載している（根拠資料 [10-14]）。帰宅困難者対策として学園各機関には防災機器・防災用品・医療用品・衛生用品、飲食料を備蓄している（根拠資料 [10-15]）。また学園全体では消防法に基づき消防計画を作成し、跡見学園総合防災訓練を実施している（根拠資料 [10-16]）。同計画の一部である自衛消防組織については文京地区（法人事務局・中学校高等学校・大学）、新座地区（大学）でそれぞれ編成し、毎年配置の更新を行っている。

新型コロナウイルス感染症対応については、迅速な対応のため令和 2（2020）年度春学期開始時には学長を座長とする「新型コロナウイルス緊急対策委員会」を設置した（根拠資料 [2-28]）。同委員会は感染症対策の公的役職にある教員、医師免許を持つ教員、衛生管理者資格を持つ職員などをメンバーとし、緊急事態宣言が発出された場合の対応、学内に感染者が出た場合の対応、宣言解除後の感染拡大予防策などについて検討した。そして学内では感染防止のガイドラインを策定し、オンライン授業実施も決定した（根拠資料 [10-17]）。その後も、学長は緊急事態宣言の発令のたびごとに同委員会を召集し、学期ごとの授業形態やキャンパス内の感染症対策、学生の課外活動に関する指針等について助言を得て大学としての対応を決定した。

情報セキュリティについては、本学は個人情報保護法に基づき「個人情報の取扱いに関する規程」を設け、学生や教職員の個人情報漏洩の防止に努めている（根拠資料 [10-18]）。セキュリティインシデント発生時の全学的対応については「情報セキュリティ対策基準」に定められている（根拠資料 [10-19]）。

このように本学では、適切な危機管理対策を実施している。

### 点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

#### 評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

## ＜予算執行プロセスの明確性及び透明性について＞

予算編成では、マスタープラン（根拠資料 [1-20]）を念頭に、まず学園全体の毎年度の予算編成方針と機関ごとの予算申請限度額が、常務理事会で決定され、経営会議を通じて理事長から各機関の長に提示される。また、教育・研究改革に大きく資する事業計画実現のため、機関ごとの申請限度額とは別に「特別予算枠」を設定し、変動する社会環境にも機動的に対応できる体制を整えている（根拠資料 [10-20]、[10-21]）。大学ではこれを受け、学長・副学長・事務局長らによってマスタープランに基づく大学の事業計画の実現を念頭に、大学全体の予算編成方針案と部署ごとの予算申請限度額を決定する。学長は、予算編成方針案を全学予算委員会（大学評議会の下におかれた全学委員会の 1 つ）に諮り、同委員会での承認後、各予算単位の責任者宛に翌年度の予算案の作成を要請する（根拠資料 [10-22]）。これを受け各予算単位は、予算単位の事業計画と過年度の予算執行状況を踏まえて予算案を作成する。予算編成にあたって、新規案件、機器備品については、相見積もりを取りその提出を義務付けている。会計課長は提出された予算案を取りまとめ、学長に提出する。学長は副学長・事務局長と協議し、必要に応じ申請内容について各責任者のヒアリングを実施して、大学予算案を確定し、理事長宛に提出する（根拠資料 [10-23]）。その後、法人事務局経理課において学園全体の予算案を集計し、財務担当常務理事とともに、必要に応じ各機関の予算編成責任者からの意見聴取を経て、学園全体の予算案を確定し、常務理事会・経営会議の議を経て理事会・評議員会で審議・了承されて予算が成立する。その後、4月1日付で理事長から各機関長宛に、その執行についての「示達」が発せられる（根拠資料 [10-24]）。これを受け、全学予算委員会の確認を経て、学長から各予算単位責任者宛に、所定の規程と手続きに従って適切に予算を執行すべしとの文書が発せられ執行プロセスに入る（根拠資料 [10-25]）。

予算執行については、「学校法人跡見学園経理規程」（根拠資料 [10-26]）、「学校法人跡見学園調達規程」（根拠資料 [10-27]）、「跡見学園個人研究費規程」（根拠資料 [10-28]）、「跡見学園特別研究助成費規程」（根拠資料 [10-29]）、「跡見学園出張規程」（根拠資料 [10-30]）等に基づいて厳正に行われている。また、これら諸規程及び関連する諸手続きの周知徹底を図るため、大学会計課が作成した「予算執行ハンドブック」（根拠資料 [10-31]）を全専任教員に配布している。取引業者選定にあたっては、「学校法人跡見学園調達規程」（根拠資料 [10-27]）に基づいて行われ、取引の経済性と透明性の確保を図っている。特に、資産計上される単価 5 万円以上の機器備品等の購入に際しては、発注部署に関わらず会計課が一元的に検収を実施することにより、架空発注等が生じない体制を整えている。

学園の予算執行状況については、公認会計士による 2 か月ごとの期中監査と期末監査を実施し、その監査結果について、年 2 回、公認会計士 2 名と理事長・常務理事 4 名・学園監事 3 名との間で意見交換を行っており、内部統制に実効性を持たせる一助としている（根拠資料 [10-32]）。

科研費等公的研究費に係る予算は、第 8 章で述べたとおり「跡見学園女子大学公的研究費の運営・管理に関する規程」（根拠資料 [8-43]）に基づいて適切に執行すると共に、「跡見学園女子大学公的研究費内部監査実施要項」（根拠資料 [8-44]）に基づいて行われる、年 1 回の内部監査委員会による監査、また、大学における年 2 回の公認会計士による監査において「科学研究費補助金の検証」も実施しており、これらにより予算の適

正な執行・管理についての透明性を確保している。

学部・学科系の予算については、各学部予算委員会で予算執行状況を分析・検証し、学部教授会でその状況を共有・確認している。

また本学では予算を予算単位・勘定科目ごとに編成するのみならず、業務目的ごとに編成する目的別予算編成を実施している（根拠資料 [10-33]）。この仕組みは伝票起票等を入力する Web 財務システムと連動しているため、業務目的ごとの予算執行状況を一目で把握しやすく、執行状況の迅速な分析・検証や次年度以降の予算編成における改善に役立っている。

このように本学では、予算編成及び予算執行を適切に行っている。

**点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。**

**評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置**

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

**<大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置について>**

本学では「学校法人跡見学園組織規程」に基づき、事務組織を設けている（根拠資料 [10-34]）。まず大学の管理運営部門として事務局があり、その下に庶務課・会計課・国際交流課が置かれている。その他の事務部門には教務部教務課、学生サポートセンター学生課、就職部就職課、入試部入試課、IR・大学資料室、広報室がある。また教育研究部門として、全学共通科目運営センター、図書館図書課、花蹊記念資料館、情報メディアセンター情報サービス課、心理教育相談所、地域交流センター地域交流課が置かれている。本学ではこれらの組織を併せて事務組織と称している（根拠資料 [1-4] p.8【ウェブ】）。

事務組織内の連携については、大学・法人事務局・中学校高等学校の課長職から構成される事務連絡会議（毎月第一水曜日に開催）で、法人事務局長より理事会事項及び経営会議決定事項などの報告、各部局の業務内容の連絡・報告が行われ、全学園各部署間の情報共有を行っている。また大学内では、課長以上の職員が参加する毎週月曜日の課長会で、大学事務局長による大学評議会・執行部会議での議事内容の報告や、課長同士での大学業務全般に関わる懸案事項の検討・提案を行っている。その他、重要事項の連絡がある際には学長が全専任職員を招集して職員集会が開催されている（根拠資料 [10-12]）。

以上の構造を前提とし、本学の事務組織が適切に機能しているかを、以下の四項目について点検・検証する。

第一に、職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況についてである。職員の採用に関する規程は未整備であるが、職員の採用方針は、大学、中学校高等学校、法人事務局の学園全体を展望し、職員採用計画を常務理事会において立案し、人事課

による選考を行い、経営会議の承認をもって実施しており、適切に運用している。また、職員の昇格基準については、公平性・客観性を担保する規程を審議中であり、令和3(2021)年度中に制定する予定である。

第二に、業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備についてである。教育環境の整備を促進するため、とりわけ、情報メディアセンター、図書館を始め、その他の事務部門においても、専門的な知識や技能を備えた職員、スタッフが必要とされる。本学では、これら専門知識と技能を備えたスタッフについて、本学の教職員、派遣職員と委託スタッフの協働によって対応している（根拠資料 [10-35]、[10-36]）。委託スタッフは業務の特性や専門性に応じ、適切な人材を安定的に受け入れている。

第三に、教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）についてである。学園内及び学内の各種委員会では、教員のみで委員会を構成するのではなく、教職員が共に参加している。学園レベルではマスタープラン（根拠資料 [1-20]）の実現を図るために令和2(2020)年10月に設置された「跡見学園中期計画委員会」（教育の質向上・キャンパス整備・経営改革・財務・広報の5分野で6委員会を設置）には全53名の委員が任命されているが、そのうち、18名の委員については職員がその任にあっている（根拠資料 [8-1]）。大学内の各種委員会でも職員が委員として含まれ、大学の運営に関わっている。平成30(2018)年7月に設置された「自己点検・評価推進委員会」にも各部署の職員が委員として参加しており（根拠資料 [10-37]）、令和2(2020)年度の「教員選考規程及び教員選考資格審査基準検討委員会」では、教務課長が委員として協議に加わった。

第四に、人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善についてである。本学では、組織貢献の公正評価と業務成果の処遇反映による労働意欲向上をめざし、令和4(2022)年度4月より、学園全体として新たな人事給与制度の導入を予定し、それに先立ち令和3(2021)年度から人事評価を再開している。この人事給与制度に関しては、すでに学園内全職員に対し制度内容の説明会を複数回実施している（根拠資料 [10-38]）。このように本学では、大学運営に必要な事務組織を設置しており、その事務組織は概ね適切に機能している。

**点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**

**評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施**

**＜大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施について＞**

本学では、授業改善を主たる目的とするFDが各学部、全学共通科目運営センター、全学教育・研究支援委員会等の主導によってそれぞれ活発に行われてきた（第6章で詳述）。近年は、教員と職員が協働することによって教育の質を高めるため、大学全体として教員も含めたSDの取組を推進していくことが重視されてきている。たとえば、学長主導の下、



学生サポートセンターによる「カウンセリング研修会」、ハラスメント防止対策委員会による「ハラスメント研修会」を全教職員対象に実施し、教職員一体となった学生支援能力の向上を図っている。また、教職員の啓発のため、日本私立大学連盟主催のアドミニストレーター養成を目的とした研修や、大学基準協会主催の自己点検・評価関連の研修会等に教職員を積極的に参加させてきた。その際、教員と職員がともに参加して、それぞれの立場から知見やノウハウを蓄積し、教職協働が実効あるものとなることを目指してきた（根拠資料 [10-39]、[10-40]、[10-41]、[10-42]）。さらに、職員のスキルアップやキャリア形成を目的として、平成 24（2012）年度から毎年、日本能率協会主催の大学 SD フォーラムに約 60 名の職員が参加し、受講レポートを人事課に提出することとしている（根拠資料 [10-43]）。

このように本学では、大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施を適切に行っている。

**点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価  
評価の視点 2：監査プロセスの適切性  
評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

**<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価について>**

本学では、大学運営の適切性については、第 2 章で記述したとおり、令和 2（2020）年度に、内部質保証推進組織である学長及び執行部会議のマネジメントの下、自己点検・評価推進委員会が点検・評価し、その結果を全学自己点検・評価委員会が検証した（根拠資料[2-17]）。

本学では、第 2 章で詳述したとおり、各半期及び年度の事業報告の作成によって、事業計画の実施状況の調査・点検・評価を行なっている。これまでは、学長の指示により事務部局のみがこの業務を担ってきたところであるが、令和 3（2021）年度より、自己点検・評価推進委員会が定期的に（半期に 1 回）事業計画に基づく現状調査・点検・評価を行っている（根拠資料 [2-54]、[10-44]）。現状調査・点検の結果による改善策については、学長が学園の次年度事業計画に反映されるよう働きかけることを予定している。

また、「学長の業務執行状況検証の中間評価に関する規則」に基づき、学長選考委員会が学長の任期 2 年が経過した時点で学長の業務実績に関する中間評価を行い、その結果は学内に公表されている（根拠資料 [10-45]）。同中間評価は、最近では令和 2（2020）年度に実施された。その中間報告には、学長が過去 2 年間実施してきた大学運営における成果の点検・評価と今後取り組むべき改善についての説明が含まれており、大学運営の PDCA サイクルの一環として機能していることを示している。

このように本学では、適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価を行って

いる。

### ＜監査プロセスの適切性について＞

本学園では、「学校法人跡見学園内部監査規程」（平成 27（2015）年 12 月 8 日付理事会・評議員会で承認、同年 12 月 9 日施行）に基づく内部監査を実施している（根拠資料 [10-46]、[10-47] p.2、[10-48] p.22）。同規程が制定される以前から、本学園では「学校法人跡見学園経理規程」に基づいて年 21 回の公認会計士による監査を行っているが、「内部監査規程」で監査対象を会計・教学・運営業務・システムとし、定期及び臨時にこれらを実施することを定めた。さらに令和 2（2020）年 4 月の私立学校法の一部改正により、役員の職務及び責任の明確化、中期的な計画の作成等が求められたことを受け、目下、監事・公認会計士との連携を図りつつ内部監査機能の一層の充実に努めている。

本学園において、毎年定期的実施している監事による監査は以下のようなプロセスによって実施されている。

#### （1）会計監査及び業務監査

毎年 5 月上旬に、前年度決算における帳簿・計算書類について期末監査と業務監査を実施している。監査結果は直後の理事会・評議員会で報告されている（根拠資料 [10-49]）。

#### （2）教学監査

本学園では、平成 28（2016）年度より、教学担当監事による教学監査を、教学担当理事・内部監査担当者の同席の下で実施している。なお、「内部監査規程」の制定・施行に先立ち、教学監査のため監事 1 名を増員した（平成 27（2015）年 7 月 21 日付学園理事会・評議員会にて承認）（根拠資料 [10-48] p.4）。

このように本学園及び本学の監査プロセスは適切であると言える。

### ＜点検・評価結果に基づく改善・向上について＞

前項に述べた会計監査及び業務監査、教学監査の結果は、学園理事会・評議員会に報告され、指摘事項があった場合には、改善措置を適切に行っている。これにより、本学では、点検・評価に基づく改善・向上を適切に行っている。

改善例としては、第 2 章で既述のとおり、本学では、学園の事業計画の下での大学の事業計画の実施状況の半期及び年度毎の調査・点検・評価は大学事務局が中心に実施してきたため、本学の教学部門との連携が十分でなかった。このため、令和 3（2021）年度秋学期からその調査・点検・評価は自己点検・評価推進委員会が行うこととし、かつその報告書は大学評議会に報告した上で学園に提出することとした。また、その結果を基にした改善策を学長が大学の次年度の事業計画に取り入れ、学園の事業計画に反映させることにした。

#### （2）長所・特色

本学園では、「学校法人跡見学園内部監査規程」に基づき、監査対象を会計・教学・運営業務・システムとし、定期的な会計監査及び業務監査に加えて、教学面についても監査を実施し、監査体制を強化している。また、本学では、マスタープランに基づいた本学の年度ごとの事業計画の点検・評価を半期及び年度ごとに自己点検・評価推進委員会におい

て行い、その結果は、大学評議会の議を経て、学園の理事会・評議員会に報告し、次年度の改善につなげることとなっている。

### **(3) 問題点**

なし。

### **(4) 全体のまとめ**

本学では、学園の事業計画書の中で各構成機関が年度事業計画を作成し、それを実施し、定期的（半期及び年度）にその実施状況の調査・点検・評価を行う仕組みの中で、本学の大学運営の改善に取り組んできている。半期及び年度ごとの調査・点検・評価活動は、従来は事務局が中心に実施されてきたが、令和3（2021）年度からは、自己点検・評価推進委員会が調査・点検・評価を行ない、その結果を基にした改善策を学長が大学の次年度の事業計画に取り入れ、学園の事業計画に反映させる仕組みを導入した。これによって、これまででもっぱら事務局が担ってきた事業計画に関する調査に自己点検・評価推進委員会が教学の立場から参画することが可能となり、教職協働による大学運営が進み、教育の質の向上につながることが期待される。

また、本学園では、「学校法人跡見学園内部監査規程」に基づき、定期的な会計監査及び業務監査に加えて、教学面についても学園監事による監査を適切に実施し、改善に活かしている。

以上のことから、本学の大学運営は適切に行われている。

## 第2節 財務

### (1) 現状説明

**点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。**

**評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定**  
**評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定**

#### <大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定について>

本学の財政計画の策定はマスタープランの財政計画に基づいている。マスタープランでは私立大学連盟が提供している「私立大学版ガバナンス・コード」に準拠したガバナンス体制の構築を目標とした上で、財務の健全性を維持する方策として、志願者数を安定的に確保すること（5,500名）、入学者を安定的に確保すること（入学定員の1.15倍）、退学者を減少させること（退学率2%未満）、国庫補助金の計画的獲得（一般補助に係る点数向上）、事業活動収入に対する補助金比率の向上、寄付形態の多様化、収益事業の強化等を掲げている（根拠資料 [1-20] p.12-13）。

このように本学では、大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定を適切に行っている。

#### <本学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定について>

財務関係比率についてマスタープランで掲げている指標は、経常的な収支バランスを表す「経常収支差額比率」と、教育研究経費の経常収入に対する割合を示す「教育研究経費比率」である（根拠資料 [1-20] p.4）。本学園の「経常収支差額比率」は平成28（2016）年度が2.7%、平成29（2017）年度が3.8%、平成30（2018）年度が3.8%、令和元（2019）年度が7.4%、令和2（2020）年度が7.9%である。目標としては5%を掲げており、令和元（2019）年度、令和2（2020）年度の直近2年は達成している。「教育研究経費比率」は、平成28（2016）年度が28.6%、平成29（2017）年度が27.3%、平成30（2018）年度が29.1%、令和元（2019）年度が27.2%、令和2（2020）年度が31.5%である。目標としては令和2（2020）年度までに30%を超えることを掲げており、これを達成している（大学基礎データ表9）。

このように本学では、本学の財務関係比率に関する指標及びその目標を設定している。

**点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。**

**評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）**  
**評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み**  
**評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等**

### ＜大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）について＞

「本学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画」はマスタープランに盛り込まれている。このプランを実現させるための財政的裏付けとしては、前述のように、入学定員を安定的に確保すること、退学者を減少させること、補助金比率の向上、寄付形態の多様化、収益事業の強化等が想定されている（根拠資料 [1-20] p.12-13）。現状においても計画実現のために必要な財務基盤は以下のように確保されている。

学校法人が教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているかどうかを判断するための客観的指標としては、日本私立学校振興・共済事業団が提供している「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」が有効である。これを用いて、平成 28（2016）～令和 2（2020）年度の本学の「5 ヶ年連続財務計算書類」（根拠資料 [10-56]）に基づき、令和 2（2020）年度末現在の本学園全体（本学・跡見学園中学校高等学校及び学校法人事務局）の経営状態を判定すると、「A3：正常状態」に位置していることがわかる（根拠資料 [10-57]）。

また、同事業団が提供する「自己診断チェックリスト（財務比率等に関するチェックリスト（法人全体）」を用いて、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度までの本学園全体の経営状態を判定した結果は、下記のとおりである（根拠資料 [10-58] p.5）。

#### [経常収支差額比率]

平成 27（2015）年度は 0.1%であったが、令和元（2019）年度は 7.5%へと上昇しており、「趨勢評価」は「10」と極めて高い値を示している。「相対評価」は「8」で、全国平均値に対しても高い値を示している。

#### [人件費比率]

平成 27（2015）年度は 60.4%であったが、令和元（2019）年度は 55.4%へと大幅に改善しており、「趨勢評価」は「10」と極めて高い値を示している。全国平均値に対しても「6」と概ね良好な値を示している。

#### [人件費依存率]

平成 27（2015）年度は 75.3%であったが、令和元（2019）年度は 65.3%へと大幅に改善しており、「趨勢評価」は「10」と極めて高い値を示している。「相対評価」は「8」で、全国平均値に対しても高い値を示している。

#### [教育活動資金収支差額比率]

平成 27（2015）年度は 11.1%であったが、令和元（2019）年度は 16.1%へと大幅に改善しており、「趨勢評価」は「10」と極めて高い値を示している。「相対評価」は「8」で、全国平均値に対しても高い値を示している。

#### [積立率]

平成 30 (2018) 年度は 89.3%、令和元 (2019) 年度も 88.8%で、2 年連続 100%未満となっており、「絶対評価」は「2」と低い値となっているが、「相対評価」は「7」で、全国平均値に対しては、概ね良好な値を示している。

#### [流動比率]

平成 30 (2018) 年度は 445.4%、令和元 (2019) 年度は 492.9%で、2 年連続 200%以上となっており、「絶対評価」は「10」と極めて良好な値を示している。「相対評価」は「9」で、全国平均値に対しても、良好な値を示している。

なお、これらの比率を、日本私立学校振興・共済事業団「令和 2 年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編」の平成 27 (2015) 年度～令和元 (2019) 年度の財務集計・分析の「5 ヶ年連続財務比率表 (医歯系法人を除く) 一大学法人一」(根拠資料 [10-59] p.251)にも照らすと、いずれも他の大学法人の平均並み、もしくは上回っている。

以上のことから、本学園の経営状態は、概ね良好な状態であると言える。

なお、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス禍に対応するため、大幅な予算補正を行った。収入減として、遠隔授業実施に伴う大学バス利用料収入による補助活動収入 3,900 万円の減額補正等がある (根拠資料 [10-60] p.41)。

支出増としては、休学者を除く学生 1 人当たり 5 万円の修学支援金支給による総額 2 億 8,800 万円の支出の他、オンライン授業環境整備 (Wi-Fi/ネットワーク回線強化・貸与 PC 購入) や、検温器、消毒液、アクリル板等の新型コロナウイルス対策費による 6,400 万円の支出増加が挙げられる。支出減としては、令和 2 (2020) 年度に実施を予定していた施設設備の充実又修繕工事を令和 3 (2021) 年度以降に繰り延べた他、期末手当等人件費・広告宣伝費等経費削減策で 1 億 2,000 万円の支出減少となった。また、登校停止・オンライン授業導入に伴う光熱費支出減、国内外の移動制限に伴う旅費交通費支出減等、新型コロナウイルス禍特有の支出減少要因もあった。

これらにより、最終的には収入面で当初予算比 6,800 万円増、支出面で 2 億 3,000 万円の節減となり、「新型コロナウイルス禍」という激変した経営環境下にあっても財務の健全性を維持し、その結果、経常収支差額比率は 7.92%となり、中期経営計画の目標指数 5.0%をクリアすることができた。(根拠資料 [10-60] p.41)。

このように本学では、大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤を確立している。

#### <教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みについて>

学園及び大学の予算編成に際しては、まず法人事務局が学園の財政計画に基づく大学の予算編成規模を示し、大学はその事業計画に基づく予算案を編成する。このように経営サイドと教学サイドが双方の方針を尊重して調整することにより、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。

令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス禍により遠隔授業を実施した。この授業形態の円滑な実施のためには通信環境の整備が不可欠であり、キャンパス内の Wi-Fi 設備の充実とネットワーク帯域拡張のため、前述のとおり、法人事務局と調整しつつ当初の予算計画の大幅な見直しを行い、具体的には総額 6,400 万円を上乗せする予算の補正を行った(根

拠資料 [10-60] p.41)。これは、当初予測できなかった教育関連支出に弾力的に対応した一例である。

このように本学では、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための適切な仕組みを確立している。

### ＜外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等について＞

科研費等公的研究費の獲得状況については、近年増加傾向にある。各年の日本学術振興会等からの受入件数は、平成 28（2016）年度は 9 件、平成 29（2017）年は 8 件、平成 30（2018）年度は 6 件であったが、令和元（2019）年度は 10 件、令和 2（2020）年度は 11 件と増加している。また、各年度の新規採択件数も増加傾向にあり、平成 28（2016）年度は 1 件、平成 29（2017）年度は 2 件、平成 30（2018）年度は 1 件であったが、令和元（2019）、令和 2（2020）年度はそれぞれ 5 件となっている。各年度の交付金総額は、平成 28（2016）年度は 1,356 万円、平成 29（2017）年度は 1,014 万円、平成 30（2018）年度は 936 万円、令和元（2019）年度は 1,560 万円、令和 2（2020）年度は 1,774 万 5 千円と直近 2 年は大幅に増加となっている（根拠資料 [10-61]）。獲得に向けては、毎年科研費の応募の時期に説明会を行い、その際に獲得実績のある教員から応募書類である「研究計画調書」作成にあたってのポイントなどを発表してもらう勉強会を実施している（根拠資料 [10-62]）。また、応募にあたって事務局としても調書に目を通し、内容の不備（内容の校閲含む）や経費の適切性等の指摘を行うなど支援体制を整えている。

受託研究費は、平成 28（2016）年度は受け入れはなかったが、平成 29（2017）年度は 1 件・30 万円、以後平成 30（2018）年度は 2 件・総額 200 万 5 千円、2019 年度は 1 件・42 万 3 千円、令和 2（2020）年度は 1 件・150 万円と、5 年間で計 5 件・総額 422 万 8 千円の受託研究費を受け入れ、一定の成果を上げている。また、地方公共団体や企業からの委託を受けて、本学の学生が地域の振興・活性化や企業の課題解決のための活動を行うための資金である受託事業費の受け入れも精力的に行っており、直近 5 年間の受入総額は約 3,000 万円となっている（根拠資料 [10-61]）。

令和 3（2021）年度、東京都が公募実施する「大学等と連携した観光経営人材育成事業」で、跡見学園女子大学が申請した事業が採択された。採択された事業は、「コロナ禍での観光の未来を考える：インバウンドのセカンドステージでの課題と人材育成—ジェンダー、異文化理解、ハラル対応」プロジェクトである。事業期間は令和 3（2021）年 9 月 1 日から令和 6（2024）年 3 月 31 日までで、事業総額は 3,000 万円である（根拠資料 [10-63] 【ウェブ】）。

寄付金の状況は、事業活動収入における寄付金の割合である「寄付金比率」が、令和元（2019）年度の本学園の比率は 2.0%であり、同年度の大学法人平均 2.1%に対して、ほぼ同水準となっているが、経常収入における教育活動収支の寄付金の割合である「経常寄付金比率」は、本学園の比率は 2.0%で、同年度の大学法人平均 1.4%を上回っている（根拠資料 [10-59] p.251）。

なお資産運用については、運用可能上限額を 6 億円とし、安全性に重きを置いた運用としている。法人事務局の資産運用委員会による有価証券の運用実績として、利息・配当収

入が事業活動収入に占める割合は0.07%にとどまる（根拠資料 [10-64] p.10）。

このように本学では、外部資金の獲得状況は改善し、資産運用も適切に行っている。

## （２）長所・特色

教育研究活動を安定して遂行するための財務基盤を判断する客観的指標として「経常収支差額比率」、「人件費比率」、「人件費依存率」、「教育活動資金収支差額比率」、「積立率」、「流動比率」を掲げているが、現状において、いずれも他の大学法人（医歯系を除く）と比較し平均並み、もしくは上回っており、財政基盤は全般に堅実である。新型コロナウイルス禍という激変した経営環境下にあっても財務の健全性を維持し、経常収支差額比率の目標値も達成できた。

外部資金の獲得状況も改善しており、特に科研費の新規採択件数、各年度の交付金総額に伸びがみられる。

## （３）問題点

特になし。

## （４）全体のまとめ

全般的には安定的な財政基盤が確立できている。マスタープランでも財務関係比率に関する指標や目標を設定し、令和2（2020）年度には目標値として掲げている「教育研究経費比率30%以上」を達成している。また、新型コロナウイルス禍においてオンライン授業環境整備に係る経費等の支出が必須であったが、法人事務局と調整し予算計画を大幅に見直し、当初予測できなかった教育関連支出に弾力的に対応した。今後も経営側と教学側双方の方針を尊重して調整をすることで、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っていく。



## 終章

跡見学園女子大学は、平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの 3 年間、「自己点検・評価に関する規程」に基づき年度ごとに大学基準に従って評価項目を決めて自己点検・評価を行い、その結果を基に改善を行ってきた。また、令和 3（2021）年度には改めて全体の点検・評価を行い、その結果を基に本報告書を作成した。本報告書の各章の結論をまとめると以下のとおりである。

本学の理念・目的、学部・研究科の目的は、適切に設定され、公表されている。また、将来を見据えた中・長期の計画は、学園のマスタープランとして設定している（第 1 章）。

内部質保証については、平成 30（2018）年度から開始した自己点検・評価の結果、令和 3（2021）年度に「内部質保証の方針と手続き」などの方針を制定し、全学的な内部質保証体制を明確化した。現在、学園、大学、学部・研究科等、教職員のそれぞれのレベルでの PDCA サイクルが連結し、機能しており、内部質保証推進組織である学長及び執行部会議のマネジメントの下での全学的な内部質保証活動体制が構築されている。さらに、令和 3（2021）年度には評価の客観性・妥当性を高めるために外部評価委員会を設置した。しかし、全学としての学習成果の測定のための指標の設定は開発の途上にある。今後はこのような課題に対応するとともに、内部質保証を目的とする新たな全学内部質保証推進組織である「内部質保証委員会」を令和 4（2022）年度に設立する予定である（第 2 章）。

教育研究組織は、本学では、時代の変化や社会状況に応じて、その新設・改革を行ってきた。それは、教育理念にある「時代と社会に対する深い洞察力の養成」に則った教育の実現のためであり、結果として現状の教育研究組織は、大学の教育理念、目的に適合しており、また、社会的要請に適った適切なものになっていると言える（第 3 章）。

教育課程については、学長及び執行部会議のマネジメントの下で、毎年度、全学及び学部学務委員会が年度授業計画を点検・評価し、改善を図っている。また、概ね 4 年に 1 度、教育課程の大幅な見直しを行っており、教育課程は概ね適切なものとなっている。このように、教育課程の PDCA サイクルは機能している。また、学生が段階的に学修を進められるような科目配置となっており、学生には丁寧な履修指導がされている。しかし、学習成果の客観的測定方法を全学的に検討することが本学の課題であり、その結果を令和 6（2024）年度の教育課程の再編に生かすことをめざすこととしている（第 4 章）。

学生の受け入れは、方針の作成、学生募集、入学者選抜の実施、総括と改善の全てのプロセスにおいて公正かつ適切に行われている。ただし、大学院マネジメント研究科の入学定員未充足の状態については、現在、改善に向けての取り組みが始まっており、今後の成果が期待されている（第 5 章）。

教員・教員組織は、現行の教育課程を実施する上で適切に編制されている。現在、令和 6（2024）年度から実施する教育課程構想を踏まえて教員組織の編制について、特に学科別の適正人数を定めるにあたっては、多様な視点からの検討を進めていく必要がある。専任教員を公募し選考する際の手続き・方法について方針が定められたことによって、採用における透明性・公平性が確保され、この結果、教育課程を適切に実施するために必要な専

任教員の確保、年齢構成の偏りの是正につながると考えられる（第6章）。

学生支援は、中規模大学のメリットを活かしきめ細やかな支援となっており、全体的には概ね学生個人に寄り添った適切な支援となっている。ただし、目に見えないカリキュラムを一層充実させるためにはそれを支えるインフラの整備が重要であり、新座キャンパスでの老朽化が進んだクラブハウスや合宿舎については、新たに学生会館（仮称）の建設が進んでいる（令和4（2022）年6月の完成予定）（第7章）。

教育研究等の環境は、概ね適切に整備されている。今後とも学園のマスタープランに基づき、文京キャンパスの整備を重点事項と位置づけつつ、新座キャンパスのリフレッシュにも取り組み、教育環境等の整備を着実に進めていく予定である。また、新型コロナウイルス禍での教員の遠隔授業への技術的サポートを一層高めるとともに、ICT教育の推進のために教員や学生へのICTサポートをさらに強化していく予定である（第8章）。

社会連携・社会貢献については、教育理念に沿った方針が明示され、地域交流センターの下に実施体制も整備され、地域に密着した社会連携・社会貢献を教育・研究と連動させつつ適切に実施できている。さらに近年は、海外との学術交流協定により、グローバル化に対応しつつある。以上のことから、本学の社会連携・社会貢献活動は概ね適切に実施している（第9章）。

本学の運営については、学園のマスタープランの下で作成された事業計画書の中で各構成機関が年度事業計画を作成し、それを実施し、定期的（半期及び年度）にその実施状況の調査・点検・評価を行う仕組みの中で、本学の大学運営の改善に取り組んできている。半期及び年度ごとの調査・点検・評価活動は、従来は事務局が中心に実施されてきたが、令和3（2021）年度からは、自己点検・評価推進委員会が調査・点検・評価を行ない、その結果を基にした改善策を学長が大学の次年度の事業計画に取り入れ、学園の事業計画に反映させる仕組みを導入した。これによって、これまでもっぱら事務局が担ってきた事業計画に関する調査に自己点検・評価推進委員会が教学の立場から参画することが可能となり、教職協働による大学運営が進み、教育の質の向上につながることが期待される。また、本学園では、「学校法人跡見学園内部監査規程」に基づき、定期的な会計監査及び業務監査に加えて、教学面についても学園監事による監査を適切に実施し、改善に活かしている。以上のことから、本学の大学運営は適切に行われている（第10章第1節）。

財務については、全般的には安定的な財政基盤が確立できている。マスタープランでも財務関係比率に関する指標や目標を設定し、令和2（2020）年度には目標値として掲げている「教育研究経費比率30%以上」を達成している。また、新型コロナウイルス禍においてオンライン授業環境整備に係る経費等の支出が必須であったが、法人事務局と調整し予算計画を大幅に見直し、当初予測できなかった教育関連支出に弾力的に対応した。今後も経営側と教学側双方の方針を尊重して調整をすることで、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っていく（第10章第2節）。

以上のとおり、本学は、大学基準の10基準のすべてにおいて良好であり、本学の理念・目的を実現する取り組みとしては概ね適切に実施していると自己評価している。しかし、既述のとおり、解決すべき問題がある。本学としては、以上に述べた問題の解決を目指し、令和4（2022）年度からは新たに設置される「内部質保証委員会」を中心に、全学的に緊密な協力により、内部質保証の向上のためのPDCAサイクルを機能させる努力を一層推進

していく。

## 跡見学園女子大学資料一覧（4月提出）

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	学校法人跡見学園寄附行為		1-1
	学園理念	○	1-2
	理念・建学の精神	○	1-3
	令和3（2021）年度 学生便覧	○	1-4
	跡見学園女子大学学則		1-5
	「マネジメント学部設置認可申請書」（設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由）（抜粋）（平成13（2001）年4月27日）		1-6
	「観光コミュニティ学部設置認可申請書」（設置の趣旨等を記載した書類）（抜粋）（平成26（2014）年5月26日）		1-7
	心理学部設置届出書「設置の趣旨等を記載した書類」（抜粋）（平成29（2017）年9月27日）		1-8
	令和3（2021）年度 大学院学生便覧	○	1-9
	大学院案内2022	○	1-10
	「花蹊の教育とライフプラン・キャリアプラン」シラバス（令和3（2021）年）		1-11
	泉雅博・植田恭代・大塚博『跡見花蹊 女子教育の先駆者』（ミネルヴァ書房、平成30（2018）年）		1-12
	『にいくら』No. 24（平成31（2019）年3月31日）		1-13
	展覧会出品一覧（平成30（2018）年）		1-14
	広報プロジェクトチーム会議報告（令和元（2019）年9月18日）		1-15
	大学紹介；跡見学園女子大学の特色	○	1-16
	跡見花蹊の教育者としての功績や教育理念をまとめた動画	○	1-17
	大学案内2022	○	1-18
	オープンキャンパス資料（令和3（2021）年7月18日）		1-19
	ATOMI PLAN2025 ～2025年に向けての中期計画～（マスタープラン）（令和2（2020）年2月25日）		1-20
2 内部質保証	内部質保証に関する取り組み	○	2-1
	跡見学園女子大学執行部会議の設置・運営に関する学長方針		2-2
	跡見学園女子大学の内部質保証の体制図（令和4（2022）年2月16日）		2-3
	跡見学園女子大学内部質保証プロセス図（令和4（2022）年2月16日）		2-4
	第1回外部評価委員会議事次第（令和4（2022）年1月29日）		2-5
	内部質保証委員会規程の制定について（案）（令和4（2022）年1月19日）		2-6
	2021（令和3）年度 各種会議・委員会委員一覧		2-7
	跡見学園女子大学自己点検・評価に関する規程		2-8
	3つのポリシーについて	○	2-9
	全学自己点検・評価委員会への諮問 基準2・6（平成30（2018）年11月21日）		2-10
	全学自己点検・評価委員会への諮問 基準1・3（令和2（2020）年2月26日）		2-11
	全学自己点検・評価委員会への諮問 基準4・7（令和2（2020）年7月22日）		2-12
	全学自己点検・評価委員会への諮問 基準5・8・9・10（令和2（2020）年10月21日）		2-13

全学自己点検・評価委員会答申 基準2・6 (平成31 (2019) 年2月13日)		2-14
全学自己点検・評価委員会答申 基準1・3 (令和2 (2020) 年3月31日)		2-15
全学自己点検・評価委員会答申 基準4・7 (令和2 (2020) 年10月7日)		2-16
全学自己点検・評価委員会答申 基準5・8・9・10 (令和3 (2020) 年4月7日)		2-17
大学評議会、各学部教授会、各研究科委員会のデジタル資料の閲覧について (令和3 (2021) 年6月4日)		2-18
「自己点検・評価報告書原案の検証を諮問する件」に対する答申 (令和3 (2021) 年12月15日)		2-19
学部におけるPDCAサイクルの確立および自己点検・評価報告書 基準4,7の検証結果を踏まえた改善の取り組みについて (令和2 (2020) 年9月25日)		2-20
各学部におけるディプロマ・ポリシーの検証結果について (報告) (令和3 (2021) 年1月15日)		2-21
人文科学研究科の3つのポリシーと教育課程・教育活動の適切性に関する自己点検・評価結果 (令和4 (2022) 年2月10日)		2-22
3つのポリシーに基づく研究科の教育課程の適切性の点検・評価所見 (令和4 (2022) 年2月16日)		2-23
「教育の質の向上と学修者本位の教育への転換、および学修成果・教育成果の把握・可視化を促進するための施策について (追加諮問)」に関する答申の方向性について (令和3 (2021) 年1月20日)		2-24
各学部卒業論文・卒業研究審査基準 (令和3 (2021) 年12月15日)		2-25
改善報告書の検討結果について (通知) (令和2 (2020) 年3月11日)		2-26
教学監査結果について (令和3 (2021) 年4月1日)		2-27
新型コロナウイルス緊急対策委員会の設置について (令和2 (2020) 年3月17日)		2-28
IR・大学資料室 令和2(2020)年度学生の情報通信環境に関する調査 (令和3 (2021) 年7月28日)		2-29
インターネット (ポータル等) を利用した授業の実施について (令和2 (2020) 年4月3日)		2-30
学生への修学支援金について (令和2 (2020) 年5月20日)		2-31
「授業力向上のための教員有志による交流サイト」の紹介 (令和3 (2021) 年10月22日 (金))		2-32
春学期授業形態アンケート分析結果 (令和3 (2021) 年9月1日)		2-33
情報公開	○	2-34
教員紹介／研究実績	○	2-35
学術年報 (2019年度)		2-36
評価に関する取り組み	○	2-37
跡見学園女子大学自己点検・評価報告書 (平成28 (2016) 年9月)		2-38
事業・財務情報	○	2-39
Blossom Vol.50 (令和3 (2021) 年1月)		2-40
地域交流	○	2-41
国際交流／英会話サロン	○	2-42
教員 出版物／メディア出演等の情報	○	2-43
『学術年報2019年度』初校の校正について (依頼) (令和2 (2020) 年7月22日)		2-44
2021年度教育研究業績等成果報告の提出について (専任教員宛) (令和3 (2021) 年4月14日)		2-45
教育研究活動等の情報公表依頼 (未公表の教員宛) (平成30 (2018) 年9月26日)		2-46
2021年度春学期授業の運用についての意見 (令和3 (2021) 年2月12日)		2-47
学生生活に関する調査 (令和3 (2021) 年9月21日)		2-48
UNIPA RX「学修ポートフォリオ」に関する説明会の開催について (令和3 (2021) 年3月3日)		2-49

	各学部における3つのポリシーの点検・評価の所見について（令和3（2021）年10月29日）		2-50
	令和2（2020）年度 学生生活に関する調査結果報告（概要）（令和2（2020）年11月6日）		2-51
	2020 年度 「学生生活に関する調査」結果に基づく業務改善について（依頼）（令和2（2020）年11月6日）		2-52
	令和2（2020）年度学生生活に関する調査各課・学部の結果報告について（令和3（2021）年2月12日）		2-53
	令和3年度事業実績中間報告書（令和3（2021）年10月27日）		2-54
	令和3 年度教員の自己点検・評価の実施について（令和3（2021）年5月14日）		2-55
3 教育研究 組織	平成30年度 事業報告書（令和元（2019）年7月20日）		3-1
	平成31年度（2019年度）外国人留学生入学試験（2月期・3月期）入学試験要項		3-2
	平成30年度第4回入試広報委員会議事録（平成30（2018）年6月20日）		3-3
	2019年度～2021年度 跡見学園女子大学大学院入試結果		3-4
	跡見学園女子大学全学共通科目運営センター規程		3-5
	ライブリーガイド①基本（平成31（2019）年3月）		3-6
	図書館報（キャノピー）No. 50（平成30（2018）年10月1日）		3-7
	子どもアカデミア講座で百人一首を体験！	○	3-8
	跡見学園女子大学花咲記念資料館規程		3-9
	収蔵品・刊行物のご案内	○	3-10
	2021年度 花咲記念資料館展示スケジュール		3-11
	跡見学園女子大学情報メディアセンター規程		3-12
	跡見学園女子大学情報セキュリティポリシー		3-13
	2014年度～2020年度情報メディアセンター主催講習会、研修会一覧		3-14
	跡見学園女子大学附属心理教育相談所規程		3-15
	跡見学園女子大学心理教育相談所案内パンフレット（令和2（2020）年3月）		3-16
	「公認心理師に必要な科目の確認」申請書類（令和2（2020）年6月29日）		3-17
	令和元年度第1回心理教育相談所委員会議事録（令和元（2019）年6月12日）		3-18
	心理教育相談所 新型コロナウイルス感染予防に配慮した＜一部開所＞のご案内	○	3-19
	跡見学園女子大学心理教育相談所紀要第17号（令和3（2021）年3月31日）		3-20
	令和2年度 心理教育相談所活動報告等【文京分室ATOMIさくらルーム】（令和3（2021）年4月21日）		3-21
	跡見学園女子大学地域交流センター規程		3-22
	旧 跡見学園女子大学地域交流センター規程		3-23
	平成30年度第16回大学評議会議事録（平成30（2018）年10月17日）		3-24
	平成30年度第40回経営会議議事録（平成31（2019）年4月10日）		3-25
	地域交流センター年次報告書「ゆかり」第2号（令和3（2021）年3月31日）		3-26
	大学生の力を活用した集落復興支援事業 調査研究報告書・実証実験報告書について（福島県ホームページ）	○	3-27
	大学生の力を活用した集落復興支援事業 委託契約書（令和元（2019）年6月11日）		3-28
	大成建設 2020年度 助成先団体一覧		3-29
	公益信託大成建設自然・歴史環境基金2020年度助成金給付決定通知書（令和2（2020）年10月9日）		3-30

	大学におけるICT環境整備中期目標（令和2（2020）年10月28日）		3-31
	観光コミュニティ学部の再編について（令和2（2020）年6月3日）		3-32
	「跡見学園女子大学附属心理教育相談所規程」および「跡見学園女子大学附属心理教育相談所において相談員等になるために必要な資格の基準」改正に関する資料（令和元（2019）年10月16日）		3-33
	令和元年度第14回大学評議会議事録抜粋（令和元（2019）年10月16日）		3-34
	2021年度 文部科学省設置計画履行状況等報告書抜粋		3-35
4 教育課程・学習成果	令和3年度 履修登録のために		4-1
	跡見学園女子大学ホームページ（カリキュラムツリー）人文学科	○	4-2
	跡見学園女子大学ホームページ（カリキュラムツリー）現代文化表現学科	○	4-3
	跡見学園女子大学ホームページ（カリキュラムツリー）コミュニケーション文化学科	○	4-4
	跡見学園女子大学ホームページ（カリキュラムツリー）マネジメント学科	○	4-5
	跡見学園女子大学ホームページ（カリキュラムツリー）生活環境マネジメント学科	○	4-6
	跡見学園女子大学ホームページ（カリキュラムツリー）観光デザイン学科	○	4-7
	跡見学園女子大学ホームページ（カリキュラムツリー）コミュニティデザイン学科	○	4-8
	跡見学園女子大学ホームページ（カリキュラムツリー）臨床心理学科	○	4-9
	シラバスの表示項目（入力項目）追加について（令和3（2021）年12月15日）		4-10
	令和3年度 教職員便覧		4-11
	跡見学園女子大学教職課程	○	4-12
	跡見学園女子大学履修規程		4-13
	令和4年度シラバスご執筆にあたって～記入上の注意～<全科目対象編>		4-14
	令和3年度 春学期成績評価の提出について（マニュアル）		4-15
	2年生必修英語「上級クラス」の履修について（令和2（2020）年9月23日）		4-16
	2020年度FDジャーナル（令和4（2022）年1月31日）		4-17
	跡見学園女子大学ホームページ（マネジメント学部紹介）	○	4-18
	跡見学園女子大学ホームページ（観光コミュニティ学部紹介）	○	4-19
	跡見学園女子大学ホームページ（心理学部紹介）	○	4-20
	跡見学園女子大学ホームページ（令和元年度 文学部卒業論文・卒業研究優秀作品の選考結果について）	○	4-21
	マネジメント学部卒業生表彰（令和2（2020）年10月）		4-22
	跡見学園女子大学教職課程年報第2号（令和3（2021）年3月31日）		4-23
	専任教員と兼任教員とのFD懇談会進行当日資料（令和3（2021）年4月14日）		4-24
	専任・兼任教員が参加するFD懇談会（前半：大学全体、後半：各学部および全学共通科目運営センター（令和3（2021）年4月9日）		4-25
	【兼任教員対象】オンライン授業の実施状況調査結果報告（令和2（2020）年7月1日）		4-26
	遠隔授業を実施する教員の支援施策（令和3（2021）年度）		4-27
	令和3年度春学期の授業形態について（令和3（2021）年2月17日）		4-28
	埼玉県東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）ホームページ	○	4-29
	ATOMIアカデミック・インターンシップガイドブック（平成31（2019）年4月1日）		4-30
	2021年度ATOMI基礎ゼミナール学外実習日誌		4-31

	教育の質の向上と学修者本位の教育への転換、および学習成果・教育成果の把握・可視化を促進するための施策について（追加諮問）に対する最終答申」（令和3（2021）年9月1日）		4-32
	令和3年度第8回人文科学研究科委員会議事録（令和3（2021）年11月17日）		4-33
	マネジメント研究科修士論文審査基準改訂（案）（令和3（2021）年12月8日）		4-34
	修士論文審査及び最終試験結果報告書（令和3（2021）年11月17日）		4-35
	2022年度英語プレイスメントテストについて（令和3（2021）年7月21日）		4-36
	心理学部長執行部会議資料		4-37
	平成18年度教育課程の全学教務委員会の答申書抜粋（平成15（2003）年4月16日）		4-38
	平成22年度教育課程の全学教務委員会の答申書抜粋（平成20（2008）年12月17日）		4-39
	平成27年度実施教育課程案のうち既存学科専門科目について（全学学務委員会答申）（平成25（2013）年5月29日）		4-40
	「教育の質に係る客観的指標」について（令和2（2020）年7月31日）		4-41
	シラバス照会画面	○	4-42
5 学生の受け入れ	2022年度入学試験要項（一般選抜）		5-1
	2022年度入学試験要項（学校推薦型選抜・総合型選抜・特別選抜・編入学士）		5-2
	2022年度入学試験要項（指定校）		5-3
	2022年度入学試験要項（大学院）		5-4
	アドミッション・ポリシーの一部変更について（令和2（2020）年5月20日）		5-5
	2022年度入学試験基本方針（令和3（2021）年6月2日）		5-6
	2022年度入学試験要項（令和3（2022）年5月19日）		5-7
	2022年度大学院入学試験要項（令和3（2022）年5月19日）		5-8
	跡見学園女子大学HP 入試・入学案内	○	5-9
	2022年度入試における新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験実施上の配慮等の対応について（令和3（2021）年9月1日）		5-10
	2021年度オープンキャンパスポスター		5-11
	2021年9月18日入試対策セミナーパンフレット		5-12
	高校教員対象大学説明会実施報告（令和3（2021）年6月15日）		5-13
	2021年度出張講義パンフレット		5-14
	2021年度高校訪問について（令和3（2021）年5月26日）		5-15
	跡見学園高次接続協議会の創設（令和元（2019）年6月12日）		5-16
	跡見学園女子大学HP WEBオープンキャンパス	○	5-17
	2021年度高校教員対象大学説明会のオンデマンド配信のご案内（令和3（2021）年6月22日）		5-18
	跡見学園女子大学HP 学費	○	5-19
	入試ガイド2022		5-20
	跡見学園女子大学HP 奨学金について	○	5-21
	入学者選抜に関する実施体制図（令和3（2021）年9月）		5-22
	入試判定の手順について（平成30（2018）年9月12日）		5-23
	跡見学園女子大学大学院学則		5-24
	跡見学園女子大学大学評議会規程		5-25
	跡見学園女子大学教授会規程		5-26



	跡見学園女子大学大学院研究科委員会規程	5-27
	跡見学園女子大学大学評議会全学委員会規程	5-28
	監督要領 (2020年度一般入試A方式)	5-29
	面接要領 (2020年度指定校推薦入試)	5-30
	入試問題作成に関するガイドライン (令和3 (2021) 年5月12日)	5-31
	配慮事項申請書様式 (令和元 (2019) 年11月)	5-32
	跡見学園女子大学障害のある学生の修学支援に関する規程	5-33
	2021年度入学者獲得目標 (令和2 (2020) 年10月21日)	5-34
	一般入試A日程基礎数字の推移 (令和3 (2021) 年2月5日)	5-35
	2021年度入試 入学辞退について (令和3 (2021) 年4月23日)	5-36
	2021年度一般入学試験追加合格に関する件 (令和3 (2021) 年4月7日)	5-37
	2020年度一般入学試験追加合格に関する件 (令和2 (2020) 年2月19日)	5-38
	2021年度入試結果からみえた課題と展望 (抜粋) (令和3 (2021) 年4月)	5-39
	2022 年度編入学試験・学士入学試験の募集学科について (令和3 (2021) 年5月19日)	5-40
	平均入学定員超過率の見通し (令和元 (2019) 年9月11日)	5-41
	跡見学園女子大学とISIグループとの相互協力に関する包括協定 (平成30 (2018) 年7月1日)	5-42
	マネジメント研究科における入学者確保と将来構想 (令和3 (2021) 年5月12日)	5-43
	2019年度入試広報委員会議事録	5-44
	2020年度第12回入試広報委員会議事録 (令和3 (2021) 年3月24日)	5-45
	2021年度第1回入試広報委員会議事録 (令和3 (2021) 年4月22日)	5-46
	IR・大学資料室事例報告会資料 (令和元 (2019) 年11月20日)	5-47
	人文科学研究科日本文化専攻における入学者確保と将来構想 (令和3 (2021) 年4月28日)	5-48
	2021年度以降の入学者選抜に関する基本方針 (令和2 (2020) 年1月29日)	5-49
6 教員・教員組織	跡見学園女子大学教員選考規程	6-1
	現行学部・学科組織に基づく教員組織の基本的枠組 (令和元 (2019) 年5月15日)	6-2
	学長の業務執行状況検証の中間報告 (令和2 (2020) 年7月28日)	6-3
	今後の専任教員人事について (令和2 (2020) 年9月2日)	6-4
	マネジメント学部における後任人事の件 (令和3 (2021) 年6月2日)	6-5
	教員・職員数 (令和3 (2021) 年5月1日)	6-6
	令和元年度第3回大学評議会議事録 (令和元年5月15日)	6-7
	専任教員年齢分布 (令和元 (2019) 年5月15日)	6-8
	学生教職員等状況票 (文部科学省) (令和3 (2021) 年5月1日)	6-9
	令和3年度文学部外国人教員 (令和3 (2021) 年5月1日)	6-10
	大学院担当教員の確認に関する件 (令和3 (2021) 年4月14日)	6-11
	専任教員の責任担当コマ数に関する運用基準	6-12
	専任教員の年間担当コマ数の標準	6-13
	専任教員の公募及びその後の選考手続について (平成30 (2018) 年6月6日)	6-14
	跡見学園女子大学教員選考資格審査基準の運用について (令和2 (2020) 年9月16日)	6-15

	跡見学園女子大学学報第98号（令和2（2020）年3月15日）	○	6-16
	跡見学園女子大学学報第100号（令和3（2021）年3月5日）	○	6-17
	令和3（2021）年度 大学院人文科学研究科FDワークショップ実施報告（令和3（2021）年11月19日）		6-18
	大学院マネジメント研究科FDワークショップ（結果概要）（令和3（2021）年11月16日）		6-19
	令和3年度 春学期「学生による授業評価」結果の公開について（令和3（2021）年10月1日）		6-20
	マネジメント学部2021年度第2回FDワークショップ（令和3（2021）年10月29日）		6-21
	FD関係刊行物（「FDジャーナル」等）に関する申し合わせ		6-22
	FDジャーナル第13～19号（平成26（2014）年3月31日、平成27（2015）年3月31日、平成28（2016）年3月31日、平成29（2017）年3月31日、平成30（2018）年3月31日、平成31（2019）年3月31日、令和2（2020）年3月31日）		6-23
	教員の自己点検・評価の再開について（令和3（2021）年3月3日）		6-24
	各学部からの教員の自己点検・評価に係る所見（令和3（2021）年9月17日）		6-25
	2019年度学術年報（平成26（2014）年3月31日）		6-26
	令和4年度専任教員補充人事（案）（令和3（2021）年7月7日）		6-27
	跡見学園女子大学教員選考資格審査基準		6-28
	跡見学園女子大学大学院教員選考規程		6-29
	跡見学園女子大学大学院教員選考資格審査基準		6-30
	FDへの取り組み	○	6-31
7 学生支援	令和3年度学生手帳		7-1
	障害のある学生の修学支援のしおり（令和3（2021）年4月1日）		7-2
	保健室・学生相談室のご案内（令和3（2021）年4月1日）		7-3
	2020年度秋学期アカデミックアドバイザー中間個別面談報告（令和3（2021）年1月20日）		7-4
	新入生ガイダンス資料	○	7-5
	オンライン授業学生支援窓口の設置について	○	7-6
	オンライン授業に関するお知らせとマニュアル（まとめ）	○	7-7
	跡見学園女子大学×角川文化振興財団 連携協定 博物館・美術館・図書館・アニメミュージアムが融合した文化複合施設『角川武蔵野ミュージアム』唯一の連携大学に！（跡見学園女子大学ニュースレター 2020年11月5日付）	○	7-8
	「配慮願」（書式見本）（令和2（2020）年10月1日）		7-9
	平成30年度 障害のある学生支援のFD研修会の実施について（平成31（2019）年2月15日）		7-10
	2020年度学生サポートセンター協議会議事録」（令和3（2021）年3月26日）		7-11
	ATOMI学生ボランティア活動ポイントカード（令和3（2021）年4月）		7-12
	『学びの継続』のための『学生支援緊急給付金』申請結果について（令和2（2020）年6月19日）		7-13
	学生への修学支援金の支給について（2020年5月15日付）	○	7-14
	保健室・学生相談室だより第46号（令和2（2020）年4月30日）		7-15
	令和2年度「教職員のためのカウンセリング研修会」当日配布資料（令和2（2020）年10月1日）		7-16
	跡見学園女子大学のハラスメントに関する規程の改正について（令和4（2022）年1月19日）		7-17
	セクシュアル・ハラスメント防止の手引き2021		7-18
	ハラスメント防止講演会（令和2（2020）年9月16日）		7-19
	FDジャーナル 授業改善と教育力向上をめざす実践報告集第19号（令和2（2020）年3月31日）		7-20
	キャリアデザインガイドブック2021（令和3（2021）年4月1日）		7-21

	本学のキャリア支援の特徴	○	7-22
	就職課窓口利用案内	○	7-23
	跡見学園女子大学ホームページ（インターンシップ表彰）	○	7-24
	PLACEMENT GUIDE 2022 就職活動完全攻略（跡見学園女子大学）		7-25
	就職課主催「就職懇談会」を開催しました（2019年12月17日付）	○	7-26
	就職課執行部会議資料 例（令和3（2021）年11月5日）		7-27
	2020年度就職実績（2021年5月1日現在）	○	7-28
	2019年度第2回部活動顧問会議について（ご案内）（令和2（2020）年2月14日）		7-29
	令和2年度「第42回跡見学園後援会大学幹事会」当日配布資料（令和2（2020）年11月14日）		7-30
	クラブ・愛好会体験入部会2020（2020年10月30日付）	○	7-31
	クラブ・愛好会体験入部会参加者数（令和2（2020）年11月13日）		7-32
	令和2（2020）年度学生生活に関する調査結果報告（概要）（令和2（2020）年11月6日）		7-33
	『学び』×『憩い』の新ラウンジが誕生！－新座キャンパスグリーンホール2階－（2019年5月31日付）	○	7-34
	栄養食株式会社「売上日報（2019/10/1～11/30）」、株式会社TRC「現場別食数表（2018/10/1～11/30）」		7-35
	「42期全寮アンケート結果 跡見学園女子大学専用寮メゾン音羽」（株式会社共立メンテナンス）（令和2（2020）年10月）		7-36
	本学の新型コロナウイルス感染防止対策について－ 秋学期からの対面授業実施にあたって －	○	7-37
	跡見学園女子大学 教室外の活動に係る指針について	○	7-38
	「学生の情報通信環境に関する調査報告」（令和2（2020）年4月24日）		7-39
	本学における新型コロナウイルス感染症対策に関する注意事項及び学生の構内立ち入り禁止に関する段階的な解除措置について（第2段階）（令和2（2020）年7月1日）		7-40
	「図書館利用報告」（令和2（2020）年12月4日）		7-41
	2021年度第1回学生サポートセンター合同カンファレンス（令和3（2021）年7月17日）		7-42
	2021年卒（2020年度卒）、2020年卒（2019年度卒）内定者アンケート		7-43
	「修学・学生生活支援申込書」（改定前と改定後の見本）（令和2（2020）年12月18日）		7-44
	跡見学園創立150周年記念事業跡見学園女子大学新座キャンパスリフレッシュ化計画学生会館（仮称）建築に関する件（令和3（2021）年6月2日）		7-45
8 教育研究等環境	跡見学園中期計画委員の設置について（理事長通達文書）（令和2（2020）年9月3日）		8-1
	跡見学園女子大学学報第101号（令和3（2021）年7月15日）		8-2
	2020年度PC教室ソフトウェア一覧		8-3
	PC教室ソフトウェア導入希望調査（令和3（2021）年6月8日）		8-4
	工事完了届（平成30（2018）年3月13日）		8-5
	拡大読書器設置について（令和元（2019）年7月26日）		8-6
	工事竣工通知書（平成30（2018）年3月26日、令和元（2019）年9月27日、令和2（2020）年9月30日）		8-7
	学生会館（仮称）新築工事業提案書（令和3（2021）年6月2日）		8-8
	跡見学園女子大学学報第97号（令和元（2019）年7月23日）		8-9
	跡見学園女子大学ソーシャルメディア利用に関するガイドライン		8-10
	図書館フロアガイド（平成30（2018）年8月21日）		8-11
	跡見学園女子大学図書館資料収集管理規程、図書館資料収集方針		8-12
	学修支援実施一覧（2019年度）		8-13

	国立情報学研究所目録所在情報サービス	○	8-14
	ライブラリーガイド④他大学図書館（平成31（2019）年3月）		8-15
	AV機器利用案内（平成30（2018）年2月27日）		8-16
	跡見学園女子大学機関リポジトリ公開について（平成30（2018）年3月2日）		8-17
	10/1以降の学外から電子ブック・データベース・電子ジャーナル利用について（令和2（2020）年10月1日）		8-18
	学生院生向け図書配送貸出について（令和2（2020）年5月27日）		8-19
	プロゼミ図書館利用法案内（平成31（2019）年4月5日）		8-20
	文部科学省2021年度学術情報基盤実態調査回答（抜粋）（令和3（2021）年11月5日）		8-21
	ライブラリーガイド①基本（平成31（2019）年3月）		8-22
	日本図書館協会2021年度「大学・短期大学・高専図書館調査」（令和3（2021）年6月24日）		8-23
	跡見学園個人研究費規程		8-24
	跡見学園女子大学特別研究助成費規程		8-25
	海外・国内留学に関する規程		8-26
	跡見学園女子大学学術図書出版助成規程		8-27
	外国出張旅費に関する内規		8-28
	令和元～令和3年度の助成実績（令和3（2021）年7月13日）		8-29
	令和3年度 科学研究費助成事業 学内説明会について（令和2（2020）年7月31日）		8-30
	令和元～2年度 科学研究費 交付決定一覧（令和3（2021）年7月29日）		8-31
	令和2年度 外部資金導入実績（令和2年度跡見学園事業計画書より）（令和3（2021）年7月29日）		8-32
	跡見学園女子大学ティーチングアシスタント規程		8-33
	跡見学園女子大学においてティーチングアシスタントを配置する授業科目を定める規則		8-34
	令和2年度TA配置一覧表		8-35
	跡見学園女子大学研究倫理審査委員会規程		8-36
	跡見学園女子大学利益相反委員会規程		8-37
	跡見学園女子大学研究倫理に関する規程の一部改正に関する件について（案）（令和4（2022）年1月19日）		8-38
	跡見学園女子大学研究倫理審査委員会規程の一部改正に関する件について（案）（令和4（2022）年1月19日）		8-39
	研究倫理eラーニングコース（eL CoRE）受講と学生・院生への研究倫理教育についてのお願い（令和2（2020）年7月17日）		8-40
	令和3年度各学部研究倫理FD開催案内（令和3（2021）年10月13・20日、11月10日）		8-41
	令和3年度第13回経営会議議事録（令和3（2021）年7月21日）		8-42
	跡見学園女子大学公的研究費の運営・管理に関する規程		8-43
	跡見学園女子大学公的研究費内部監査実施要項		8-44
	公的研究費に関する内部監査の実施について（概要）【令和元年度～令和2年度】（令和元（2019）年6月26日、令和2（2020）年7月29日）		8-45
	跡見学園女子大学図書館規程		8-46
	令和3年度第6回図書館運営委員会議事録（令和3（2021）年10月13日）		8-47
	跡見学園女子大学情報メディアセンター運営委員会規程		8-48
	2020年度情報メディアセンター運営委員会議事録		8-49
	令和3年度図書館オリエンテーション案内（令和3（2021）年4月8日）		8-50
9 社会連携・社会貢献	跡見学園報72号 別冊（令和3（2021）年7月20日）		9-1

『跡見学園女子大学地域交流センター年次報告書ゆかり』1号		9-2
『跡見学園女子大学観光コミュニティ学部紀要』第3号抜粋(平成30(2018)年3月31日)		9-3
『跡見学園女子大学観光コミュニティ学部紀要』第2号抜粋(平成29(2017)年3月31日)		9-4
社会調査協会『社会と調査』No.23抜粋(令和元(2019)年9月)		9-5
仕様書「歴史的建造物(旧伊勢屋質店)活用事業委託」		9-6
平成27年3月12日記者発表資料(本学・文京区配信)		9-7
文京区HP旧伊勢屋質店	○	9-8
令和元年度 文の京文化人顕彰事業「朗読コンテスト」参加者・本選観覧者募集のお知らせ	○	9-9
跡見学園女子大学学報第95号(平成30(2018)年10月15日)		9-10
『跡見学園女子大学五十年史』抜粋(平成27(2015)年10月24日)		9-11
跡見学園女子大学図書館他大学との相互利用協定について(平成25(2013)年11月)		9-12
『公開講座ダイジェスト2019』(令和2(2020)年3月)		9-13
文京アカデミア講座2021年度前期パンフレット		9-14
文京子どもアカデミア講座2021年度パンフレット		9-15
新座市HP(にいざプラスカレッジ)	○	9-16
令和3年度私立大学等改革総合支援事業の選定状況	○	9-17
『跡見学園女子大学花隈記念資料館/学芸員課程紀要 にいくら』26号抜粋(令和3(2021)年3月31日)		9-18
跡見学園女子大学の桜 新座キャンパス構内サクラガイド(平成28(2016)年3月26日)		9-19
平成30年度春期公開講座 実施概要		9-20
(2019年3月23日公開「シンポジウム「日本文化の中のマンガ・アニメ」を開催しました」	○	9-21
実践ゼミナールシラバス(令和3(2021)年度)(一部抜粋)		9-22
基礎ゼミナールシラバス(令和3(2021)年度)(一部抜粋)		9-23
心理実習A・B・Cシラバス(令和3(2021)年度)(一部抜粋)		9-24
生活環境マネジメント学科 石渡ゼミの「高齢者のための共食プロジェクト」が農林水産省 第2回食育活動表彰を受けました。	○	9-25
マネジメント学科1年生がPBLに挑戦し企業向け提案を実施	○	9-26
【マネジメント学部:実践ゼミナール】石坂産業㈱のご協力を得て課題解決型授業(PBL)を実施	○	9-27
令和元年度世代間交流事業「健康まち歩き」を実施	○	9-28
【生活環境マネジメント学科赤松ゼミ】文京区防災フェスタに参加	○	9-29
生活環境マネジメント学科 石渡ゼミ3-4年生が「ひと涼みアワード」で3年連続最優秀賞を受賞!	○	9-30
【マネジメント学科】中西哲ゼミ2年生が花王グループ向け戦略提案プロジェクトを実行しました!	○	9-31
新座市HP(新座市自殺対策推進協議会)	○	9-32
協定校におけるオンラインプログラム(令和3(2021)年3月26日)		9-33
平成31年度第1回地域交流センター運営委員会議事録(平成31(2019)年4月17日)		9-34
令和2年度第1回地域交流センター運営委員会議事録(令和2(2020)年7月8日)		9-35
令和3年度第1回地域交流センター運営委員会議事録(令和3(2021)年5月26日)		9-36
『心理教育相談所紀要』第16号抜粋(令和2(2020)年3月31日)		9-37
『心理教育相談所紀要』第17号抜粋(令和3(2021)年3月31日)		9-38
跡見学園女子大学花隈記念資料館運営委員会規程		9-39

	(国際交流) 学生アンケート結果について (概要) (令和3 (2021) 年7月16日)		9-40
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	学校法人跡見学園中期計画「ATOMI PLAN 2025」	○	10-1
	2021年度大学政策方針 (令和3 (2021) 年4月1日)		10-2
	学長及び副学長の職務及び任期、並びに学部長及び部館長等の任期及び選任等に関する規程		10-3
	学長・副学長任命規程施行細則		10-4
	跡見学園女子大学学部長候補者選考規程		10-5
	跡見学園女子大学大学評議会における評議員たる附属教育研究組織の長の選考規程		10-6
	学校法人跡見学園寄附行為施行細則		10-7
	2019年度学長との懇話会報告書 (令和元 (2019) 年6月21日)		10-8
	令和2年度秋学期の授業に関する調査 (令和3 (2021) 年2月12日)		10-9
	令和3 (2021) 年度春学期の授業形態及び授業参加状況に関する調査 (令和3 (2021) 年7月16日)		10-10
	令和元年度 全学教職員集会議事録 (令和元 (2019) 年12月11日)		10-11
	2019年度大学施行方針 (平成31 (2019) 年4月1日)		10-12
	警備業務緊急連絡体制 (令和3 (2021) 年3月30日)		10-13
	大地震対応マニュアル (平成31 (2019) 年3月)		10-14
	災害・防災用品備蓄一覧 (令和3 (2021) 年10月21日)		10-15
	2021年度跡見学園防災訓練の実施について (令和3 (2021) 年7月20日)		10-16
	新型コロナウイルス対策委員会 (第1回～第3回) (令和2 (2020) 年4月3日、15日)		10-17
	個人情報の取扱いに関する規程		10-18
	情報セキュリティ対策基準		10-19
	「令和3年度予算申請書」等の作成に関する件 ※例 (令和2 (2020) 年11月19日)		10-20
	令和3年度「収支予算書」策定の基本方針 ※例 (令和2 (2020) 年11月19日)		10-21
	2021年度予算申請書等の提出について ※例 (令和2 (2020) 年11月27日)		10-22
	「令和3年度女子大学予算申請書」等の提出に関する件 ※例 (令和3 (2021) 年1月15日)		10-23
	令和3年度予算の示達について ※例 (令和3 (2021) 年4月1日)		10-24
	各学部学科の令和3年度予算の示達について ※例 (令和3 (2021) 年4月1日)		10-25
	学校法人跡見学園経理規程		10-26
	学校法人跡見学園調達規程		10-27
	跡見学園個人研究費規程		10-28
	跡見学園特別研究助成費規程		10-29
	跡見学園出張規程		10-30
	予算執行ハンドブック2021年度版		10-31
	令和3年度 学校法人跡見学園 監査日程表 (令和3 (2021) 年6月25日)		10-32
	「予算申請総括表」(Web財務帳票のプリントアウト) ※一例 (令和3 (2021) 年10月20日)		10-33
	学校法人跡見学園組織規程		10-34
	2021年度職員組織 (令和3 (2021) 年8月1日)		10-35
	図書課、情報メディアセンター業務委託契約稟議書 (令和3 (2021) 年3月22日、令和3 (2021) 年3月30日)		10-36
	令和元年度第2回自己点検・評価推進委員会ワーキンググループ会議議事録 (令和2 (2020) 年1月24日)		10-37

	人事評価制度実施要項（令和3（2021）年4月）		10-38
	カウンセリング研修会参加者数（平成30～令和2年度）（令和3（2021）年11月29日）		10-39
	ハラスメント防止講演会・講習会（平成30(2018)～令和2（2020）年度）（令和3（2021）年11月29日）		10-40
	令和元～3年度日本私立大学連盟主催研修会参加（令和4（2022）年1月27日）		10-41
	令和元～3年度大学基準協会研修等参加者（令和4（2022）年1月27日）		10-42
	H28(2016)年度～令和3（2021）年度 JMA大学SDフォーラム参加者一覧（令和4（2022）年2月3日）		10-43
	大学（女子大学・大学院）における学園事業計画進捗状況チェック表（令和3（2021）年10月22日）		10-44
	学長の業務執行状況検証の中間評価に関する規則		10-45
	学校法人跡見学園内部監査規程		10-46
	平成27年度第18回経営会議議事録（平成27（2015）年11月4日）		10-47
	跡見学園報第61号（抜粋）（平成28（2016）年1月20日）		10-48
	令和元年度 事業報告書（令和2（2020）年7月25日）		10-49
	跡見学園規定集		10-50
	学長・副学長・校長・副校長任命規程		10-51
	学長・副学長・校長・副校長の任期に関する規程		10-52
	学園紹介 寄附行為・学園組織・役員等名簿	○	10-53
	学校法人跡見学園就業規則		10-54
	職員人事取扱区分規定		10-55
10 大学運営・財務 (2) 財務	「5ヵ年連続財務計算書類」（様式7-1）		10-56
	定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）（令和3（2021）年9月24日）		10-57
	私学事業団が公開する指標等に基づく、学校法人跡見学園の経営状態と自己診断結果について抜粋（令和2（2020）年12月15日）		10-58
	日本私立学校振興・共済事業団「令和2年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編」		10-59
	跡見学園報第72号」別冊（令和3（2021）年7月20日）		10-60
	公的研究費、受託研究費、受託事業費の一覧（2016年度～2020年度）（令和3（2021）年10月19日）		10-61
	「令和4年度科研費説明会」の案内文書（令和3（2021）年6月22日）		10-62
	東京都の「大学等と連携した観光経営人材育成事業」（公募事業）で 跡見学園女子大学申請の事業が採択されました	○	10-63
	跡見学園報第72号（令和3（2021）年7月20日）		10-64
	令和2年度財産目録		10-65

## 跡見学園女子大学提出・閲覧準備資料（ウェブ）URL一覧（4月提出）

	資料の名称	資料番号	URL
1 理念・目的	学園理念	1-2	<a href="https://www.atomi.ac.jp/progress/philosophy/">https://www.atomi.ac.jp/progress/philosophy/</a>
	理念・建学の精神	1-3	<a href="http://www.atomi.ac.jp/univ/about/philosophy/">http://www.atomi.ac.jp/univ/about/philosophy/</a>
	令和3（2021）年度 学生便覧	1-4	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/765642caff9be5bba88d390298969f3f.pdf">https://www.atomi.ac.jp/univ/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/765642caff9be5bba88d390298969f3f.pdf</a>
	令和3（2021）年度 大学院学生便覧	1-9	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/0b09db9cb4a7a4c2832d19d3e2da799f.pdf">https://www.atomi.ac.jp/univ/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/0b09db9cb4a7a4c2832d19d3e2da799f.pdf</a>
	大学院案内2022	1-10	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/request/brochure_graduate_school_2022.pdf">https://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/request/brochure_graduate_school_2022.pdf</a>
	大学紹介；跡見学園女子大学の特色	1-16	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/about/feature/">https://www.atomi.ac.jp/univ/about/feature/</a>
	跡見花蹊の教育者としての功績や教育理念をまとめた動画	1-17	<a href="https://www.youtube.com/watch?v=MO_kiVvhbuw&amp;feature=youtu.be">https://www.youtube.com/watch?v=MO_kiVvhbuw&amp;feature=youtu.be</a>
	大学案内2022	1-18	<a href="https://www.d-pam.com/atomi/217251/index.html">https://www.d-pam.com/atomi/217251/index.html</a>
2 内部質保証	内部質保証に関する取り組み	2-1	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/about/effort/quality/">https://www.atomi.ac.jp/univ/about/effort/quality/</a>
	3つのポリシーについて	2-9	<a href="http://www.atomi.ac.jp/univ/information/policy.html">http://www.atomi.ac.jp/univ/information/policy.html</a>
	情報公開	2-34	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/about/information/">https://www.atomi.ac.jp/univ/about/information/</a>
	教員紹介／研究実績	2-35	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/faculty/professor/">https://www.atomi.ac.jp/univ/faculty/professor/</a>
	評価に関する取り組み	2-37	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/about/effort/accreditation/">https://www.atomi.ac.jp/univ/about/effort/accreditation/</a>



	事業・財務情報	2-39	<a href="https://www.atomi.ac.jp/information/business/">https://www.atomi.ac.jp/information/business/</a>
	地域交流	2-41	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/life/volunteer/">https://www.atomi.ac.jp/univ/life/volunteer/</a>
	国際交流／英会話サロン	2-42	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/life/studyabroad/">https://www.atomi.ac.jp/univ/life/studyabroad/</a>
	教員 出版物／メディア出演等の情報	2-43	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/faculty/media/">https://www.atomi.ac.jp/univ/faculty/media/</a>
3 教育研究組織	子どもアカデミア講座で百人一首を体験！	3-8	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/3546/">https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/3546/</a>
	収蔵品・刊行物のご案内	3-10	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/museum/publications/">https://www.atomi.ac.jp/univ/museum/publications/</a>
	心理教育相談所 新型コロナウイルス感染予防に配慮したく一部開所のご案内	3-19	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/shinri/news/detail/5119/">https://www.atomi.ac.jp/univ/shinri/news/detail/5119/</a>
	大学生の力を活用した集落復興支援事業 調査研究報告書・実証実験報告書について（福島県ホームページ）	3-27	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/tiikishinkou-27.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/tiikishinkou-27.html</a>
4 教育課程・学習成果	跡見学園女子大学ホームページ（カリキュラムツリー）人文学科	4-2	<a href="http://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/faculty/literature/humanities/Tree_humanities.pdf">http://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/faculty/literature/humanities/Tree_humanities.pdf</a>
	跡見学園女子大学ホームページ（カリキュラムツリー）現代文化表現学科	4-3	<a href="http://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/faculty/literature/popularculture/Tree_popularculture.pdf">http://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/faculty/literature/popularculture/Tree_popularculture.pdf</a>
	跡見学園女子大学ホームページ（カリキュラムツリー）コミュニケーション文化学科	4-4	<a href="http://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/faculty/literature/communication/Tree_communication.pdf">http://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/faculty/literature/communication/Tree_communication.pdf</a>
	跡見学園女子大学ホームページ（カリキュラムツリー）マネジメント学科	4-5	<a href="http://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/faculty/management/management/Tree_management.pdf">http://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/faculty/management/management/Tree_management.pdf</a>
	跡見学園女子大学ホームページ（カリキュラムツリー）生活環境マネジメント学科	4-6	<a href="http://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/faculty/management/life_environment/Tree_life_environment.pdf">http://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/faculty/management/life_environment/Tree_life_environment.pdf</a>
	跡見学園女子大学ホームページ（カリキュラムツリー）観光デザイン学科	4-7	<a href="http://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/faculty/tourist_community/tourist/Tree_tourist.pdf">http://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/faculty/tourist_community/tourist/Tree_tourist.pdf</a>

	跡見学園女子大学ホームページ（カリキュラムツリー）コミュニティデザイン学科	4-8	<a href="http://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/faculty/tourist_community/community/Tree_community.pdf">http://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/faculty/tourist_community/community/Tree_community.pdf</a>
	跡見学園女子大学ホームページ（カリキュラムツリー）臨床心理学科	4-9	<a href="http://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/faculty/psychology/Tree_psychology.pdf">http://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/faculty/psychology/Tree_psychology.pdf</a>
	跡見学園女子大学教職課程	4-12	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/information/teacher-training.pdf">https://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/information/teacher-training.pdf</a>
	跡見学園女子大学ホームページ（マネジメント学部紹介）	4-18	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/faculty/management/">https://www.atomi.ac.jp/univ/faculty/management/</a>
	跡見学園女子大学ホームページ（観光コミュニティ学部紹介）	4-19	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/faculty/tourist_community/">https://www.atomi.ac.jp/univ/faculty/tourist_community/</a>
	跡見学園女子大学ホームページ（心理学部紹介）	4-20	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/faculty/psychology/">https://www.atomi.ac.jp/univ/faculty/psychology/</a>
	跡見学園女子大学ホームページ（令和元年度 文学部卒業論文・卒業研究優秀作品の選考結果について）	4-21	<a href="http://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4807/">http://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4807/</a>
	埼玉県東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）ホームページ	4-29	<a href="https://www.tjup.taibokudo.jp/">https://www.tjup.taibokudo.jp/</a>
	シラバス照会画面	4-42	<a href="https://unipa-web.atomi.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml?guestlogin=Pky003">https://unipa-web.atomi.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml?guestlogin=Pky003</a>
5 学生の受け入れ	跡見学園女子大学HP 入試・入学案内	5-9	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/admission/">https://www.atomi.ac.jp/univ/admission/</a>
	跡見学園女子大学HP WEBオープンキャンパス	5-17	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/web_open_campus/">https://www.atomi.ac.jp/univ/web_open_campus/</a>
	跡見学園女子大学HP 学費	5-19	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/life/supports/expenses/">https://www.atomi.ac.jp/univ/life/supports/expenses/</a>
	跡見学園女子大学HP 奨学金について	5-21	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/life/supports/scholarship/">https://www.atomi.ac.jp/univ/life/supports/scholarship/</a>
6 教員・教員組織	跡見学園女子大学学報第98号（令和2（2020）年3月15日）	6-16	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/about/basic/univ-report/98.pdf">https://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/about/basic/univ-report/98.pdf</a>

	跡見学園女子大学学報第100号（令和3（2021）年3月5日）	6-17	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/about/basic/univ-report/100.pdf">https://www.atomi.ac.jp/univ/resources/pdf/about/basic/univ-report/100.pdf</a>
	FDへの取り組み	6-31	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/about/effort/accreditation/">https://www.atomi.ac.jp/univ/about/effort/accreditation/</a>
7 学生支援	新入生ガイダンス資料	7-5	<a href="http://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4883/">http://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4883/</a>
	オンライン授業学生支援窓口の設置について	7-6	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4974/">https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4974/</a>
	オンライン授業に関するお知らせとマニュアル（まとめ）	7-7	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4949/">https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4949/</a>
	跡見学園女子大学×角川文化振興財団 連携協定 博物館・美術館・図書館・アニメミュージアムが融合した文化複合施設 『角川武蔵野ミュージアム』唯一の連携大学に！（跡見学園女子大学ニュースレター2020年11月5日付）	7-8	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/wordpress/wp-content/uploads/2020/11/ed65a90b3751552fa65303cdae7ae9de-1.pdf">https://www.atomi.ac.jp/univ/wordpress/wp-content/uploads/2020/11/ed65a90b3751552fa65303cdae7ae9de-1.pdf</a>
	学生への修学支援金の支給について（2020年5月15日付）	7-14	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4989/">https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4989/</a>
	本学のキャリア支援の特徴	7-22	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/career/feature/">https://www.atomi.ac.jp/univ/career/feature/</a>
	就職課窓口利用案内	7-23	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/career/support/">https://www.atomi.ac.jp/univ/career/support/</a>
	跡見学園女子大学ホームページ（インターンシップ表彰）	7-24	<a href="http://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4790/">http://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4790/</a>
	就職課主催「就職懇談会」を開催しました（2019年12月17日付）	7-26	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4643/">https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4643/</a>
	2020年度就職実績（2021年5月1日現在）	7-28	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/career/data/">https://www.atomi.ac.jp/univ/career/data/</a>
	クラブ・愛好会体験入部会2020（2020年10月30日付）	7-31	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/news/detail/5812/">https://www.atomi.ac.jp/univ/news/detail/5812/</a>
	『学び』×『憩い』の新ラウンジが誕生！－新座キャンパスグリーンホール2階－（2019年5月31日付）	7-34	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4179/">https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4179/</a>

	<p>本学の新型コロナウイルス感染防止対策について― 秋学期からの対面授業実施にあたって ―</p>	7-37	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/news/detail/7212/">https://www.atomi.ac.jp/univ/news/detail/7212/</a>
	<p>跡見学園女子大学 教室外の活動に係る指針について</p>	7-38	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/news/detail/7430/">https://www.atomi.ac.jp/univ/news/detail/7430/</a>
8 教育研究等環境	<p>国立情報学研究所目録所在情報サービス</p>	8-14	<a href="https://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/">https://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/</a>
9 社会連携・社会貢献	<p>文京区HP旧伊勢屋質店</p>	9-8	<a href="https://www.city.bunkyo.lg.jp/bunka/kanako/spot/shiseki/iseya.html">https://www.city.bunkyo.lg.jp/bunka/kanako/spot/shiseki/iseya.html</a>
	<p>令和元年度 文の京文化人顕彰事業「朗読コンテスト」参加者・本選観覧者募集のお知らせ</p>	9-9	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/news/detail/4243/">https://www.atomi.ac.jp/univ/news/detail/4243/</a>
	<p>新座市HP (にいざプラスカレッジ)</p>	9-16	<a href="https://www.city.niiza.lg.jp/site/pluscollege-top/">https://www.city.niiza.lg.jp/site/pluscollege-top/</a>
	<p>令和3年度私立大学等改革総合支援事業の選定状況</p>	9-17	<a href="https://www.mext.go.jp/content/20220217-mxt_sigakujo-100001428_1.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20220217-mxt_sigakujo-100001428_1.pdf</a>
	<p>(2019年3月23日公開「シンポジウム「日本文化の中のマンガ・アニメ」を開催しました」</p>	9-21	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4027/">https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4027/</a>
	<p>生活環境マネジメント学科 石渡ゼミの「高齢者のための共食プロジェクト」が農林水産省 第2回食育活動表彰を受けました。</p>	9-25	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/3334/">https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/3334/</a>
	<p>マネジメント学科1年生がPBLに挑戦し企業向け提案を実施</p>	9-26	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4367/">https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4367/</a>
	<p>【マネジメント学部：実践ゼミナール】石坂産業㈱のご協力を得て課題解決型授業（PBL）を実施」</p>	9-27	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4673/">https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4673/</a>
	<p>令和元年度世代間交流事業「健康まち歩き」を実施</p>	9-28	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4717/">https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4717/</a>
	<p>【生活環境マネジメント学科赤松ゼミ】文京区防災フェスタに参加</p>	9-29	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4392/">https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/4392/</a>
	<p>生活環境マネジメント学科 石渡ゼミ3-4年生が「ひと涼みアワード」で3年連続最優秀賞を受賞！</p>	9-30	<a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/7531/">https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/7531/</a>

	<p>【マネジメント学科】中西哲ゼミ2年生が花王グループ向け戦略提案プロジェクトを実行しました！</p> <p>新座市HP（新座市自殺対策推進協議会）</p>	<p>9-31</p> <p>9-32</p>	<p><a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/5218/">https://www.atomi.ac.jp/univ/activity/detail/5218/</a></p> <p><a href="https://www.city.niiza.lg.jp/site/iitaikyou/">https://www.city.niiza.lg.jp/site/iitaikyou/</a></p>
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	<p>学校法人跡見学園中期計画「ATOMI PLAN 2025」</p> <p>学園紹介 寄附行為・学園組織・役員等名簿</p>	<p>10-1</p> <p>10-53</p>	<p><a href="https://www.atomi.ac.jp/resources/pdf/information/R3/R3tyuukikeikaku2.pdf">https://www.atomi.ac.jp/resources/pdf/information/R3/R3tyuukikeikaku2.pdf</a></p> <p><a href="https://www.atomi.ac.jp/about/organization_education/">https://www.atomi.ac.jp/about/organization_education/</a></p>
10 大学運営・財務 (2) 財務	<p>東京都の「大学等と連携した観光経営人材育成事業」（公募事業）で跡見学園女子大学申請の事業が採択されました</p>	<p>10-63</p>	<p><a href="https://www.atomi.ac.jp/univ/news/detail/7247/">https://www.atomi.ac.jp/univ/news/detail/7247/</a></p>